第８回臨時会
平成21年11月９日開会
平成21年11月９日閉会
第９回臨時会
平成21年11月30日開会
平成21年11月30日閉会
第10回定例会
平成21年12月７日開会
平成21年12月18日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

――― 目　　次 ―――

◎第８回臨時会

○11月９日（第１号）

日程第１　会議録署名議員の指名 ---------- ３

日程第２　会期決定の件について ---------- ３

日程第３　議案第９８号上程 ---------- ４

日程第４　質疑・討論・採決 ---------- ５

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成21年 第８回臨時会 （11月）	議案第98号	平成21年度三股町一般会計補正予算（第４号）	原案可決	11月９日

◎第９回臨時会

○11月30日（第１号）

日程第１　会議録署名議員の指名 ---------- １３

日程第２　会期決定の件について ---------- １３

日程第３　議案第９９号から議案第１００号までの２議案一括上程 ---------- １４

日程第４　質疑・討論・採決 ---------- １８

追加日程第１　「１１月１３日開催の全員協議会の件」報告 ---------- ２５

追加日程第２　決議案第１号「桑畑和男三股町長に対する辞職勧告決議（案）」 ---------- ４８

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成21年 第９回臨時会 （11月）	議案第99号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決	11月30日
〃	議案第100号	議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	11月30日
〃	決議案第１号	桑畑和男三股町長に対する辞職勧告決議	原案可決	11月30日

◎第１０回定例会

○12月７日（第１号）

日程第１　会議録署名議員の指名 ---------- ５３

日程第２　会期決定の件について ---------- ５４

日程第３　議案第１０１号から議案第１２１号までの２１議案、陳情１件、請願２件
及び意見書案１件並びに報告１件一括上程 ---------- ５５

日程第４　質疑・討論・採決（議案１１７号から議案第１２０号） ---------- ６３

追加日程第１　「辞職勧告決議に対する町長の見解を求める件」 ---------- ６７

○12月９日（第２号）

日程第１　総括質疑 ---------- ７０

日程第２　常任委員会付託 ---------- ７１

○12月16日（第３号）

日程第１　一般質問 ---------- ７４

１０番　山中　則夫君 ---------- ７４

２番　財部　一男君 ---------- ８９

３番　上西　祐子君 ---------- １０９

○12月17日（第４号）

日程第１　一般質問 ---------- １２６

１番　指宿　秋廣君 ---------- １２６

７番　池田　克子君 ---------- １３８

日程第２　報告第１２号に対する質疑 ---------- １４７

○12月18日（第５号）

日程第１　常任委員長報告 ---------- １５４

日程第２　質疑 ---------- １５８

日程第３　討論・採決 ---------- １６２

追加日程第１　意見書（案）第７号から第９号上程 ---------- １７１

日程第４　常任委員会の視察研修報告 ---------- １７４

日程第５　議員派遣について ---------- １７９

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成21年 第10回定例会 （12月）	議案第117号	公平委員会委員の任命について （高橋ヒロ子 氏）	原案同意	12月7日
〃	議案第118号	公平委員会委員の任命について （神宮司祥子 氏）	原案同意	12月7日
〃	議案第119号	公平委員会委員の任命について （松崎行夫 氏）	原案同意	12月7日
〃	議案第120号	教育委員会委員の任命について （宮田安親 氏）	原案同意	12月7日
〃	議案第101号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	12月18日
〃	議案第102号	三股町情報公開条例の一部を改正する条例	原案可決	12月18日
〃	議案第103号	三股町コミュニティ拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	12月18日
〃	議案第104号	三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決	12月18日
〃	議案第105号	三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決	12月18日
〃	議案第106号	平成21年度三股町一般会計補正予算（第５号）	原案可決	12月18日
〃	議案第107号	平成21年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	原案可決	12月18日
〃	議案第108号	平成21年度三股町老人保健特別会計補正予算（第２号）	原案可決	12月18日
〃	議案第109号	平成21年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第３号）	原案可決	12月18日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成21年 第10回定例会 （12月）	議案第110号	平成21年度三股町介護保険特別会計補正予算（第３号）	原案可決	12月18日
〃	議案第111号	平成21年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第３号）	原案可決	12月18日
〃	議案第112号	平成21年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）	原案可決	12月18日
〃	議案第113号	工事請負契約の変更について	原案可決	12月18日
〃	議案第114号	宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について	原案可決	12月18日
〃	議案第115号	宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮崎県市町村総合事務組合規約の変更について	原案可決	12月18日
〃	議案第116号	宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	原案可決	12月18日
〃	議案第121号	町長等の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例	修正可決	12月18日
〃	陳情第７号	国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の４５％に戻すことを求める意見書採択に関する陳情	採　択	12月18日
〃	請願第４号	国に「治安維持法犠牲者への国家賠償法（仮称）制定」を求める請願	採　択	12月18日
〃	請願第５号	改正国籍法の厳格な制度運用を求める請願	採　択	12月18日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成21年 第10回定例会 （12月）	意見書案第６号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）	原案可決	12月18日
〃	意見書案第７号	国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の４５％に戻すことを求める意見書（案）	原案可決	12月18日
〃	意見書案第８号	治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書（案）	原案可決	12月18日
〃	意見書案第９号	改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書（案）	原案可決	12月18日

一　般　質　問

発言順位	質問者	質問事項	質問の趣旨	質問の相手
1	山中　則夫	1　町長の政治姿勢について	①　政治と金の問題をどう認識しているのか	町　長
			②　本町も、各種施策決定にもっと町民の声を聞き、町民を参加させ、事業仕分け会議のような制度を導入してはどうか	
			③　蓼池、前目方面に役場の支所を設置して町民のサービス向上を図ってはどうか	
			④　植木地区体育館建設の要望についてはどう考えているか	
2	財部　一男	1　町有財産について	①　勝岡教職員住宅跡地の処分について	町　長
			②　宮下団地の空き地対策は	
		2　平成２２年度予算編成について	①　２１年度補正予算において、宮村小、梶山小、三股小の体育館の体育館設計が実施されたが、３小学校とも体育館建設の予算は計上出来るのか	
		3　町長の政治姿勢について	①　執行部と議会の役割分担（２元政治）について問う	
			②　１１月１３日の朝日新聞社報道について	
3	上西　祐子	1　町長の政治姿勢について	①　選挙とお金の問題について	町　長
			②　明るい選挙への啓発活動について	
		2　行政改革見直しについて	①　業務量に見合った適正な人員配置がなされているか	
			②　係内の業務連携フォロー体制ができているのか。仕事のストレスで精神的負担が増えて、休んでいる人が多くなったと聞くが、その対応の見直しは考えているのか	
			③　委託を検討している業務と、委託した業務の見直しを検討している業務について	
		3　ごみ問題について	①　ごみを減らすための工夫をどう考えていくのか	
			②　住民の環境問題の学習について	
			③　生ごみのリサイクルの取り組みについて	

発言順位	質問者	質問事項	質問の趣旨	質問の相手
4	指宿　秋廣	1　教育予算の拡充について	①　需用費、特に消耗品の予算が年々減少している。教室や家庭への連絡等で、特に紙によることが多いが、必要な予算の拡充をする考えはないか	町　長
			②　消耗品と備品の基準が低すぎる。１万円以下を消耗品での購入にする考えはないか	
		2　教育環境の整備について	①　児童の通学時の服装が私服となっているが、貧富の差が表われない制服にする考えはないか	教　育 委員長
		3　ごみの資源化対策について	①　燃やせるゴミが、旧山田町に移転した場合は、ゴミ収集車は大変な長距離を輸送することになる。生ゴミの発生を抑制し焼却処理料を抑えるため、し尿と合わせて資源化を推進する考えはないか	町　長
5	池田　克子	1　町の活性化対策について（協働参画のまちづくり）	①　地域住民との懇談の場づくりについて	町　長
			②　町民参画の「自治基本条例」の制定作りを検討しているのか	
		2　学校問題対策について	①　問題解決のための体制づくりについて	教育長
			②　生徒の「うつ病」の現状と対策について	

三股町告示第27号

平成21年第８回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年11月６日

三股町長　桑畑　和男

１　期　日　　平成21年11月９日

２　場　所　　三股町議会議場

○開会日に応招した議員

指宿　秋廣君	財部　一男君
上西　祐子君	大久保義直君
重久　邦仁君	東村　和往君
池田　克子君	原田　重治君
中石　髙男君	山中　則夫君
黒木　孝光君	山領　征男君

○応招しなかった議員

平成21年　第8回（臨時）三　股　町　議　会　会　議　録　　（第1日）

平成21年11月9日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成21年11月9日　午前10時00分開会

日程第1　会議録署名議員の指名

日程第2　会期決定の件について

日程第3　議案第９８号上程

日程第4　質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第1　会議録署名議員の指名

日程第2　会期決定の件について

日程第3　議案第９８号上程

日程第4　質疑・討論・採決

出席議員（11名）

1番　指宿　秋廣君	2番　財部　一男君
3番　上西　祐子君	4番　大久保義直君
5番　重久　邦仁君	6番　東村　和往君
7番　池田　克子君	8番　原田　重治君
9番　中石　高男君	10番　山中　則夫君
12番　山領　征男君	

欠席議員（1名）

11番　黒木　孝光君

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　上村　陽一君　　書記　川野　　浩君

書記　山田　直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑　和男君	副町長	木佐貫辰生君
教育長	田中　久光君		
総務企画課長兼町民室長	渡邊　知昌君		
税務財政課長	原田　順一君	町民保健課長	重信　和人君
福祉課長	大脇　哲朗君	産業振興課長	下沖　常美君
都市整備課長	中原　昭一君	環境水道課長	岩松　健一君
教育課長	野元　祥一君	会計課長	山元　宏一君

午前10時00分開会

○議長（東村　和往君）　ただいまから平成２１年第８回三股町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

―――――――――・―――・―――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（東村　和往君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、議長において４番大久保君、９番中石君の２人を指名します。

―――――――――・―――・―――――――――

日程第２．会期決定の件について

○議長（東村　和往君）　日程第２、会期決定の件を議題とします。

まず、本臨時会の会期日程にかかる議会運営委員長の審査結果報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長　大久保　義直君　登壇〕

○議会運営委員長（大久保　義直君）　おはようございます。それでは議会運営委員会の協議の結果についてご報告をいたします。

去る１１月６日に委員会を開催し、本臨時会にかかわる諸事項について協議をいたしました。その結果、本臨時会の会期は本日１日限りとし、本日提案される議案第９８号については委員会

への付託を省略し、全体審議で措置することに決定いたしました。また議案の審議を行う上で、提案理由の説明後に全員協議会を開催し、議案の詳細な説明を求めることに決定いたしました。

以上で、当委員会の報告を終ります。

○議長（東村　和往君）　お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日１日限りとし、本日提案される議案第９８号については、委員会への付託を省略し、全体審議で措置することにし、また議案の審議を行う上で、提案理由の説明後に全員協議会を開催し、議案の詳細な説明を求めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日１日間とし、本日提案される議案第９８号については、委員会への付託を省略し、全体審議で措置することにし、また議案の審議を行う上で、提案理由の説明後に全員協議会を開催し、議案の詳細な説明を求めることに決しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第３．議案第９８号上程

○議長（東村　和往君）　日程第３、議案第９８号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　桑畑　和男君　登壇〕

○町長（桑畑　和男君）　おはようございます。

平成２１年第８回三股町議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、その提案理由のご説明を申し上げます。

議案第９８号「平成２１年度三股町一般会計補正予算（第４号)」についてご説明を申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ対策費について所要の補正措置を行うものでございます。新型インフルエンザは感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しているなど季節性インフルエンザと類似する点が多い一方、基礎疾患を有する者など等において、重症化する可能性が高いこと、国民の大多数に免疫がないことから、多数の感染者が発生し、医療をはじめ我が国の社会経済に深刻な影響を与える恐れがあり、このため今回のウイルスの特徴等も踏まえ、社会経済への影響を最小限に抑えつつ重症化しやすい者等の死亡や重症化を防ぐため、国が定める優先接種対象者に対し、新型インフルエンザワクチン接種を推進するため、低所得者について実費負担の助成を行おうとするものであります。

また、国が定める優先接種対象者のうち、子育てを支援する観点から町独自の助成事業に取り組むものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額７８億７，４５９万３，０００円に歳入歳

出それぞれ５，２２７万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７９億２，６８６万７，０００円とするものであります。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

国庫支出金及び県支出金については、新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金を増額補正し、繰入金は町負担分等を財政調整基金より、繰り入れするものであります。

つぎに、歳出についてご説明を申し上げます。

衛生費は、新型インフルエンザワクチン接種助成にかかわる経費及び重症化した人工呼吸器を必要とする入院患者の増加に備えるため、医師会病院に人工呼吸器を設置する費用を増額補正するものであります。

以上、議案の提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認下さるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（東村　和往君）　ここで、本会議を暫時休憩し、全員協議会といたします。

午前 10 時 05 分休憩

〔全員協議会〕

午前 10 時 36 分再開

○議長（東村　和往君）　休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第４．質疑・討論・採決

○議長（東村　和往君）　日程第４、質疑・討論・採決を行います。

これより議案第９８号 「平成２１年度三股町一般会計補正予算（第４号)」を議題として、質疑・討論・採決を行います。質疑はありませんか。指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　ただいま議題になっております第９８号について、ご質問を申し上げます。

ただいまもらいました資料の中に、中学校までが町の半額補助という形で載っておりますけれども、この表で見ると中学生の数と高校生の数はほぼイコールになっています。ということは、高校までほとんど義務教育化されたような形の数字ではないのかな、ましてや中学生が４０７名に対して、高校生５１１名。同じ３カ年として、そういう数から言うと同じような数字が中学校から高校、同じような数字が類推されるのではないかなと考えられます。

例えば、５００名だというふうにすると８掛けにして３，０００円で１２０万円、概略による

とそれ程の金額ではないのかなと推測ができます。まして、他の自治体でも基礎疾患がある人とか、いろいろありますけれども、１歳から高校生という自治体も現存をいたしています。私自身はこの補正予算の中に高校生を入れてほしかったと思いますので、省いた理由及びこれに対する検討する余地があるのか、ないのかということをご答弁お願いします。

○議長（東村　和往君）　町民保健課長。

○町民保健課長（重信　和人君）　１歳から中学生までとしたのは、若年人口ということでその人たちが重症化しやすいということで、中学生までにしてあります。一応、高校生ではあまり話を聞いたことがないので、まずは中学生までかなということで小学校・中学校までがかかりやすいということで今回、三股町は中学生までで計画しました。

以上です。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　くどいようですけれども何日か前のマスコミには、医療従事者の死亡も出ていました。医療従事者が死亡するというような事態も出てきているようでございます。そういうことであると、先ほど言いましたけれども高校生まで半額補助をする、非課税とかそういう人たちについては、いろいろあるのでしょうけれども高校生がこれほどいっぱいあり、それからこの三股町の財政の話で言っても非課税世帯の例えば高校生については、こうやりますよとか、何かそういうところがあってもいいのかなと、この比率を見ても小・中・高についての児童生徒の比率を見ても、非課税世帯が多いのです。そういうことから言うと、高校生の何らかの措置が必要であったのではないかなぁというふうに考えられます。この補正をこの補正としながらも、再度検討してもらいたいなということを申し添えておきたいと思います。高校生についてワクチン助成について再度もう１回ですね、要するに遡及というのはできるのですから、例えば医療の領収証を持ってくればできるとか、遡及はできるわけで、そういうことも検討をお願いしたいと思います。

○議長（東村　和往君）　指宿君、答弁は求めるのですか。だれに答弁を求めますか。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　これは至って主管課長の話ではないと思いますので、町長がこの１番目の表を見て高校生に対する半額助成の関係の、義務教育というきり方でされていますけれども、先ほど言ったように高校生もほとんど義務教育化されている現状の中で、再度検討すべきではないのかと、お金的なところを見ても１００万円をちょっと越えるぐらいなのでということでご答弁をお願いをします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　先ほど、課長の方からも答弁があったわけでございますが、この新型インフルエンザの感染につきましては低年齢層の若い人などが特に感染しやすいということから、

本町におきましては、今回少子化対策の一環として、１歳未満児の両親、そして幼児から中学生までを対象として、接種の助成を計画いたしたところでございます。

言われる通り、高校生は除いてあるわけでございますが、今後の新型インフルエンザの感染の推移・状況等を見ながら考えてもいいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（東村　和往君）　ほかにありませんか。財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　先ほどの説明の中でちょっと申し上げましたけれども、本当に接種関係で１回で効能があるという確認をされているという報道もされています。そのように考えればですね、いま１番議員も言ったように、高校生に拡大するのはたぶん１回で済むという形でされる方々も沢山出るのではないのかな、という気もします。そういうふうに考えたら、高校生までの対象を広げるということは安易にできる。多分これは、８割で接種の計算をされていますよね。反対に６割でしかなかったとかいう形になれば、その予算も余ってくるのです。私は、せっかく作る予算ですから、少しでも拡大ができるような方法を取ることも政策の１つではないのかなと思いますので、町長お答えをお願いします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　先ほども回答いたしました。この高校生につきましては、今後の新型インフルエンザの感染の状況・推移等を充分見極めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて、討論を終結します。

これから、議案第９８号を採決します。議案第９８号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、議案第９８号は、原案のとおり可決され

ました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時45分休憩

〔全員協議会〕

午前11時00分再開

○**議長（東村　和往君）**　休憩前に引き続き本会議を再開します。

――――――――――――――・――――・――――――――――――

○**議長（東村　和往君）**　以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成２１年第８回三股町臨時議会を閉会いたします。

午前11時01分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長　　東村　和往

署名議員　　大久保義直

署名議員　　中石　髙男

三股町告示第31号

平成21年第９回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年11月26日

三股町長　桑畑　和男

１　期　日　　平成21年11月30日

２　場　所　　三股町議会議場

○開会日に応招した議員

指宿　秋廣君	財部　一男君
上西　祐子君	大久保義直君
重久　邦仁君	東村　和往君
池田　克子君	原田　重治君
中石　髙男君	山中　則夫君
黒木　孝光君	山領　征男君

○応招しなかった議員

平成21年　第9回（臨時）三　股　町　議　会　会　議　録　　（第1日）

平成21年11月30日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成21年11月30日　午前10時00分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期決定の件について

日程第３　議案第９９号から議案第１００号までの２議案一括上程

日程第４　質疑・討論・採決

追加日程第１　「１１月１３日開催の全員協議会の件」報告

追加日程第２　決議案第１号「桑畑和男三股町長に対する辞職勧告決議案」

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期決定の件について

日程第３　議案第９９号から議案第１００号までの２議案一括上程

日程第４　質疑・討論・採決

追加日程第１　「１１月１３日開催の全員協議会の件」報告

追加日程第２　決議案第１号「桑畑和男三股町長に対する辞職勧告決議案」

出席議員（12名）

１番　指宿　秋廣君	２番　財部　一男君
３番　上西　祐子君	４番　大久保義直君
５番　重久　邦仁君	６番　東村　和往君
７番　池田　克子君	８番　原田　重治君
９番　中石　高男君	10番　山中　則夫君
11番　黒木　孝光君	12番　山領　征男君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　上村　陽一君　　書記　川野　　浩君

書記　山田　直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑　和男君	副町長	木佐貫辰生君
教育長	田中　久光君		
総務企画課長兼町民室長	渡邊　知昌君		
税務財政課長	原田　順一君	町民保健課長	重信　和人君
福祉課長	大脇　哲朗君	産業振興課長	下沖　常美君
都市整備課長	中原　昭一君	環境水道課長	岩松　健一君
教育課長	野元　祥一君	会計課長	山元　宏一君

午前10時00分開会

○議長（東村　和往君）　ただいまから平成２１年第９回三股町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（東村　和往君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、議長において５番重久君、８番原田君の２人を指名します。

日程第２．会期決定の件について

○議長（東村　和往君）　日程第２、会期決定の件を議題とします。

まず、本臨時会の会期日程にかかる議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長　大久保　義直君　登壇〕

○議会運営委員長（大久保　義直君）　それでは議会運営委員会の協議の結果についてご報告をいたします。

去る１１月２６日に委員会を開催し､本臨時会にかかわる諸事項について協議をいたしました。その結果、本臨時会の会期は本日１日限りとし、本日提案される議案第９９号から第１００号までの２議案については委員会への付託を省略し、全体審議で措置することに決定いたしました。

また審議の中で、１１月１３日開催の全員協議会で説明のあった件について、再度本日の本会議で町長の報告を求めることと決定いたしました。

以上で、委員会の報告を終ります。

○議長（東村　和往君）　お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日１日限りとし、本日提案される議案第９９号から第１００号までの２議案については、委員会への付託を省略し、全体審議で措置することにし、また１１月１３日開催の全員協議会で説明のあった件について再度本日の本会議で町長に報告を求めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日１日限りとし、本日提案される議案第９９号から第１００号までの２議案については、委員会への付託を省略し、全体審議で措置することにし、また１１月１３日開催の全員協議会で説明のあった件について再度本日の本会議で町長に報告を求めることに決しました。

お諮りします。この際「１１月１３日開催の全員協議会の件」報告を日程第４の次に追加し、追加日程第１として、措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　ご異議なしと認めます。よって「１１月１３日開催の全員協議会の件」報告を日程第４の次に追加し、追加日程第１として措置することに決しました。議事日程表、日程第４の次に、追加日程第１「１１月１３日開催の全員協議会の件」報告とご記入下さい。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第３．議案第９９号から議案第１００号までの２議案一括上程

○議長（東村　和往君）　日程第３、議案第９９号から議案第１００号までの２議案を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　桑畑　和男君　登壇〕

○町長（桑畑　和男君）　おはようございます。それでは提案理由の説明を申し上げます。

平成２１年第９回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、提案理由のご説明を

申し上げます。

議案第９９号及び議案第１００号については、それぞれ関連がございますので一括してご説明を申し上げます。

議案第９９号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び議案第１００号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」については、共に人事院及び宮崎県人事委員会の勧告の趣旨や現下の厳しい経済状況等を勘案し、期末手当及び勤勉手当の支給率等を減ずるため、関連する条例についてそれぞれ一部改正を行うものであります。

すなわち、職員におきましては平均マイナス２％の給与表の改定、住居手当の減額、期末勤勉手当の０．３５月分の引き下げを行い、特別職におきましても期末手当の０．１５月分の引き下げ等を行うもので、全体で１，１００万円余りの影響額となっております。

以上をもって、２議案の提案理由をそれぞれ申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認下さるようお願いいたします。

以上で提案理由のご説明を終わります。

○議長（東村　和往君）　ここで、補足説明があれば許します。総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊　知昌君）　おはようございます。私の方で補足説明をしたいと思います。

まず、議案第９９号と議案第１００号となっておりますが、関連がありますので一括してご説明を申し上げたいと思います。

その前に、大変申し訳ないのですが今回の議案の説明資料としてついております、この条例の新旧貸借表ですが、３ページ目、４ページ目ということになると思いますが、４ページの左側の黒い網掛けがしてある分の上の方の（２）の後ろの方ですが『勤務の時間』というのが『の』が漢字の『野』になっております。これはひらがなの『の』の間違いでございますので、訂正方をお願いをしたいと思います。大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうで説明させていただきますが、後ろの方に資料がついていると思います。国の関係、県の関係のずっと後ろのほうだろうと思いますが、資料がついていると思います。一般職給与法、特別職給与法、国家公務員育休法の一部改正について概要というのが、これは総務省が出している分で、国の人勧における内容となっております。わかりますでしょうか。この中で､先ほど町長が申し上げましたように一般職の給与に関する法律の一部を改正する法律として、１番目が月例給ですが、①で平均で０．２％の減となっております。

それから次の行の※のところですが、４月から改正、施行までの較差相当分ということで、１２月期の期末手当で調整するということで、手書きでマイナス０．２４というふうに書いてありますが、国は調整率を０．２４にしているということでございます。

それから②番目が住居手当を廃止するということで、新築購入後５年間月額２，５００円を支

給しておりましたが、これを廃止するということでございます。

それから２番目がボーナスですが、一般職員等のところが４.５月分から、４.１５月分０.３５月分の減額でございます。

それから、超過勤務手当ての支給割合の引き上げというのがございます。①に月６０時間を超える超過勤務にかかる超過勤務手当ての支給を引き上げますということで、時間外は月額給の時間に換算した給料の時間給の１００分の１２５でしたが、これを月に６０時間超えた場合には、１００分の１５０に引き上げるということでございます。

それから、この②は１００分の１５０と、本来の支給割合１００分の１２５の差額分、１００分の２５となるのですが、これについては、代休で取ることも出来ますと、選択ができますということになります。これは今回の議案の中には入っておりませんけれども、来年度２２年の４月１日の施行で、労働基準法が改正されるということを見越して、そういった形になると、これは労働基準法の中で出てくるということでございます。

次に、特別職の職員です。そこのところで、ボーナス現行が３.３５月分が３.１月分、０.２５分の減額でございます。

次を開けていただきますと、今度は県の人事委員会が勧告した概要ということになっております。それで、次のページに給与改定の内容というところで書いてあります。月例給については、やはり国と同じ０.２％の減、それから住居手当ですが住居手当てについては、住居手当の支給額を５００円引き下げるということになっております。これは、取得後、今県の方では５年以内は２，５００円でございますが、これを２，０００円に引き下げるということでございます。国は廃止ということでございますけれども、県は残るということでございます。６年目以降は１，５００円でしたが、これを１，０００円に引き下げるということでございます。これはなぜこういう違いがあるかといいますと、やはり国と県におきましては、持ち家率が違うということで宮崎県、特に地方においては持ち家が非常に多いということで、こういった措置になっていると。国の場合は他に地域手当とかいろいろな手当があるのですが、こちらの方はございませんので、そういった意味で住宅については、この手当を残したというような状況でございます。

それから、ボーナス分については国と同じということで、その前に較差の年間調整というところですが、県の場合は0.２８％、国が０.２４％なのですが、県の場合は０.２８％という考え方になっております。それからボーナスについては、国と同じような内容となっております。

それで、本町においてはその条例がございます。今回の条例案です。一般の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧貸借表の方を見ていただきたいと思いますが、３ページ目です。これで住居手当はそこにありますように、２，５００円から２，０００円に改正すると。マイナス５００円を減額しますと。これは県に合わせた形となっておりますが、ただ６年目以降の

１，５００円から１，０００円に県は減額したのですが、本町においてはそれは廃止をされておりますので、この部分だけを減額したということでございます。

それから、時間外手当のところですが、先ほど言いました６０時間を超える超過勤務にかかる超過勤務手当の支給割合の引き上げということで､第４項に追加をしたということでございます。内容的には、先ほど言いましたようなことでございます。

それから、期末手当については６月に支給する場合は、１００分の１４０から１００分の１２５になるということです。それから、１２月においては１００分の１６０が、１００分の１５０になりますということでございます。

それから、勤勉手当については次のページ、５ページを見ていただきたいのですが、１００分の７５、これは１２月、６月とも１００分の７５だったのですが、これが１００分の７０になるということでございます。

それから、特別職については本文の方に戻っていただきたいのですが、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の本文のほうです。これに６月、第４条に町長等の給与に関する条例の一部改正ということで、１２月については４条の１項中、１００分の１６０とあるのは１００分の１７５ということでございましたが、この１６０というのは一般職の率でございますが、これを特別職については読み替え規定によって、１７５にするとなっております。それを１００分の１５０、これが一般職ですが、１００分の１６５に改正するということで、１７５から１６５に減額するということでございます。これが１２月です。第５条が６月のボーナスということになりますが、これは今現在１００分の１６０であったものを、１００分の１４５に改正するということでございます。

○議長（東村　和往君）　総務企画課長、新旧対照表のこの第１２条の第４項を追加するのは、旧の方に書いてあるけれどこれは新の方ではないのですか。

○総務企画課長（渡邊　知昌君）　すみません。新旧貸照表の第４項が旧の中に入っていると思うのですが、これはそっくりそのまま、新の方に上げるということでございます。資料が間違っております。訂正したつもりだったのですが、そのままのようです。

○議長（東村　和往君）　しばらく本会議を休憩します。

午前 10 時 18 分休憩

午前 10 時 36 分再開

○議長（東村　和往君）　休憩前に引き続き本会議を再開します。引き続き補足説明を許します。総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊　知昌君）　すみません。それで後は、議案第１００号、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることで、内容的には、先ほど資料で説明しました特別職の職員と同じでございまして、現行３．３５月分を３．１月分に０．２５月分減額するものでございます。最初の第１条がこれが１２月支給分ですが、これを１００分の１７５を１００分の１６５、これも読み替え規定でございまして、１００分の１６５にするということでございます。第２条の方が、１００分の１６０を１００分の１４０にするということで、特別職と同じ率ということでございます。

あと、資料のほうにかえっていただいて、後ろの方の資料の先ほど説明しなかった県の人事委員会の次のページに超過勤務手当の支給割合の引き上げ及び代替休の新設ということで、先ほど６０時間を超える場合の話をしましたが、その分がそこに資料として載っておりますので、見ていただきたいと思います。

それから最後のページになりますけれども、これはこの給与改正に伴って影響額となっております。人事院勧告に伴う補正というところ、②番です。それから下が、影響額ということになります。給料については５５万５，０００円、住居手当については３万円、期末勤勉手当については、期末手当のほうが５７２万６，０００円、勤勉手当が２７６万１，０００円、管理職手当が４，０００円、共済費等が１４０万９，０００円、それから調整率の関係、この分についてが１１３万５，０００円がそれぞれ減額という形になります。

以上でございます。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第４．質疑・討論・採決

○議長（東村　和往君）　日程第４、質疑・討論・採決を行います。

これより議案第９９号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

質疑は会議規則により、臨時会では同一議題につき、１人５回以内となっております。質疑はありませんか。重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　私は今、町長が全体的影響額が１，１００万円であるということで、今度の議案の付議をされているわけですが、平成２０年の一般会計特別会計で、一般会計の歳入額は決算額において、８８億８，５７３万円で歳出額は８５億１，３５３万円。当初の３月定例におきます一般会計では、７９億円でございましたけれど、この中の決算における人事費、人件費が占める割合が１３億１，０８６万円となっております。想定ではございますが、この人事勧告によります数字が１，１００万円余りという数字が出ておりますが、この今の今日示されている数字からいきますと、平成２１年度の決算額は人件費はいくらになるか、お答え下さい。

約でいいですが。

○議長（東村　和往君）　総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊　知昌君）　９月に一応、 減額補正を組んでおります。その時点の額が、１２億８３０３万2,０００円ということで今回１２月に1,１００万円程度の減額ということで、この資料でいきますと、１１億８６万1,０００円ぐらいになる予定でございます。

○議長（東村　和往君）　重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　これは国が、人事院勧告という形で市町村におろしているわけです。そこで、この議題になっておりまして1，１００万円が相対的に減額という数字が出ておりますが、当初からこのような不景気になるのを見越して、政権交代もありましたけれども、今年度を過ぎますと、また来年度になるのですけど、来年度もこういうような人事院勧告という形であろうかなという想定が付くわけです。しかし町では、独自に自分たちの町は歳入歳出においての人件費は１５.４％が前年度の歳出決算額における人件費の総額を１５.４％ということで、捉えております。そこを考えておられるのか、要するに三股町総歳出額８５億1，３５３万円という数字があります。その中における国・県が言ってきたからといって、町の独自の考えがなかったものか、質疑いたします。

○議長（東村　和往君）　総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊　知昌君）　今、全体予算の関係で言われたのだろうと思いますが、全体予算はその時の事業費あるいは、大きな公共事業があれば、非常に予算規模は大きくなるわけです。なければ、次の年にもしなかったとすれば、その分がなくなるということで、その減額率を想定して人件費をするということにはならないのかなという気がします。通常の経常経費の中で、特に事務的経費ですのでその金額の動向とそういったことを加味しながら、決めるべきかなということで、基準となるのはなかなか町が独自にということになりますと、非常にそういった中身を精査するまで、いろいろな資料とか、現状とかを調査するには非常に難しい面がございますので、やはり人事院勧告なりあるいは県の勧告等をふまえて、給与改正を行っていくことは必要かなと、全国的にもそういった形でなされていますので、そういった形で今やっております。

○議長（東村　和往君）　重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　地方公務員において、職員の給与はその職務と責任に応じるもので生計費並びに他の地方公務員や民間事業の従事者の給与等を考慮して決めるとあります。これは地方自治法でも同じだと思いますけれども、その辺を考慮されて、自分たちの町は自分たちの物があるのだという基本的な物があってここに改正をするというものまで、委員会の中では、少しは疑問はされなかったのか、再度質問していきます。

○議長（東村　和往君）　総務企画課長。

○**総務企画課長（渡邊　知昌君）**　まさに、民間給与等を比較してというのは、この人事院勧告あるいは県の人事委員会の勧告、それがなっているわけです。町にそういった人事委員会までつくって、調査をするということは先ほども申しましたように、事務的にも非常に厳しいのではないのかなと思っています。地域性ということで言えば、この経済圏そういったところ、あるいは県内そういったところは、同等の考え方になるのではないかと思いますので、それぞれ県内の自治体の動向、そういったところを充分考慮しながらやっているところでございます。

○**議長（東村　和往君）**　ほかに質疑はありませんか。指宿君。

○**議員（１番　指宿　秋廣君）**　ただいま議題になっております第９９号について、お聞きをいたします。町長に答弁をお願いします。この改定条例の中の第９条の２、第２項第２号中、２，５００円を２，０００円に改めるという住居手当の話ですが、これについて県が２，５００円が２，０００円にしている、持ち家率が高い、確かにそうだと思います。であれば、なぜ６年以上は持ち家率が低くなるのかどうかですね。なくすということは。県に準ずるのであれば６年以降も県に準ずるべきではないのかなというふうに思いますが、町長はこの件についてどう判断されて、条例改正を出されたのかをお聞きいたします。

○**議長（東村　和往君）**　町長。

○**町長（桑畑　和男君）**　今年度のこの人事院勧告、国と県の人事院、委員会の勧告が違っているわけでございますが、言われるとおり住居手当につきましては官舎のある国家公務員、都会との持ち家率の差、こういうものが考慮いたしまして県と同様の月額５００円のマイナスということに留めたということでございます。

以上でございます。

○**議員（１番　指宿　秋廣君）**　答えになってないがな。６年以降の話を聞いているわけで。要するに、２，５００円を２，０００円にしたのはどうかとは言っていないのですよ。６年以降は持ち家率が下がるのですかそれならと聞いているのです。県の人勧にしたのならば。だから町長に聞いているのです。町長が出したっちゃろう。町長が答えんないかんでしょう。

○**町長（桑畑　和男君）**　この件については、総務企画課長の方から答弁をいたしたいと思います。

○**議長（東村　和往君）**　しばらく本会議を休憩します。

午前 10 時 52 分休憩

午前 11 時 00 分再開

○**議長（東村　和往君）**　休憩前に引き続き本会議を再開します。町長。

○町長（桑畑　和男君）　大変、不勉強で申し訳ありません。それでは先ほどの質問に対しまして回答を申し上げたいと思います。

本町におきましは、現行では住居手当について、新築５年までの２，５００円が住居手当となっております。県の現行は、住居手当は新築５年まで２，５００円、６年目以降は１，５００円となっております。本町におきましては、数年前国が住居手当の改正によって、新築５年の２，５００円だけに改正をいたしております。今回の改正で本町に残っている５年までの住居手当について５００円の減額となっているわけでございます。以前、廃止した６年以降の分については、復活はなかったということでございます。

なお、県下の状況を申し上げますと、住居手当のマイナスの５００円につきましては、町村では国富町、門川町、他の町村は廃止をいたしているところでございます。

また、市においては宮崎市、延岡市、日向市、小林市、ほかの市が未定でございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　質疑もないので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　人事院勧告ということで、この給与の引き下げ、ボーナスの引き下げが行われますが、公務員というのは団体交渉権とかがないわけでありますから、人事院勧告の勧告が唯一なのですが、４月からというふうな、さかのぼって１２月に調整するということに対して、やはり支給されたものを回収するというのは、ちょっと私は納得できないし、町においては公務員の給与が他の民間にまた波及するという形も含めて購買力も落ちますし、この人事院勧告には私は反対をいたします。

○議長（東村　和往君）　次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて、討論を終結します。

これから、議案第９９号を採決します。ご異議がありますので、起立により採決いたします。議案第９９号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村　和往君）　起立多数であります。よって、議案第９９号は、原案のとおり可決されました。

議案第１００号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題として、質疑・討論・採決を行います。質疑はありませんか。重久君。

○**議員（５番　重久　邦仁君）**　１００号につきまして質疑をいたします。本町におきましては、報酬審議会というものがあるかと思います。今提案されているのについて、報酬審議会の中で審議をされたものか質問いたします。

○**議長（東村　和往君）**　総務企画課長。

○**総務企画課長（渡邊　知昌君）**　ただいまの質問でございますが、昨年、報酬審議会を開きまして、これは報酬全体にかかる審議ということで、その中ではやはり引き上げの方向でと話が出ておりますが、時期的なものも加味してやるべしということで、今回の場合には、報酬については引き下げとかそういったことはございません。一時金のボーナスについて国の示した率に従ってやったことでそれ以後の審議会については、開いておりません。

○**議長（東村　和往君）**　重久君。

○**議員（５番　重久　邦仁君）**　されておりませんとは報酬審議会というものをつくった以上、町の条例の中にもちゃんと載っているにもかかわらず、なぜこの１００号議案に載っております、議会議員の報酬及び報酬等に関する条例の一部を改正する条例というのが執行が提案されて、議場に出して、そういう軽はずみなことでいいのですか。当初予算でも５万円の金額を上程しております。前年度は、平成７年より上げていない改訂していないものについて、審議会を開き「上げるべし」という結論が出たにも関わらず、町長は現状しているという答弁でした。今年度は開かずにいて、ここに上程されている。町長いかに考えておられますか。この委員会というものの存在そのものを。質疑します。

○**議長（東村　和往君）**　町長。

○**町長（桑畑　和男君）**　昨年、特別職報酬等審議会を設置いたしまして、数回にわたる審議をいただきまして答申を得ているわけでございますが、先の議会でもお話しましたように、非常に今ご承知のとおり世界同時不況によりまして経済景気低迷の中にあります。

　そのようなことから、答申は頂きましたけれどもやはり景気不況の中で、この報酬を改訂するということは非常に難しい面があるということから、見送った経緯があるわけでございます。

　そういうことで、今後の経済状況等をふまえて、今後十分考えていきたいと考えているところでございます。

　以上です。

○**議長（東村　和往君）**　重久君。

○**議員（５番　重久　邦仁君）**　先ほど、地方公務員法の中でも言いましたが、ここに任命権者、町長ですね。職員の仕事について、定期的に勤務成績の評価を行ってその結果に応じた措置をとらなければならないと書いてあります。上げないということは、すえ置くということは、大した仕事をしていないからという評価をあなたはしているのかなと私は考えているものですが。答申

があったにも関わらず、前年ですよね。本年度は報酬審議会を１回も開いていないでしょう。開いているのですか。開いていないにも関わらず、これを議場に出すということは失礼とは思いませんか。そしてまた、あなたはサブプライムローンとか何とか大きな経済問題を言われましたが、私が先ほど指摘しました全体経費で２０年度決算額で１４.５％しか占めていない人件費総額ですね。これに対して論議されましたかと言ったのに論議されてないですよね。町長どういうふうにお考えですか。これだけ経済が悪いと言いながら、三股町独自の報酬審議会という会を持っていながら、それにもかけない。そして自分たちの内部だけで決めてこれを上程する。議員は平成７年から上がっていませんよ。それから三役さん達も世界の同時不況は平成７年からありましたか。上がっていないでしょう。全然考えていないのではないですか町長は。どういうふうに考えておられるのか、また具体的に何％ぐらいの影響額だからこういう判断したという独自の考えはないのですか。

その２点を質問いたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　昨年、１１月だったと思います答申をいただいたのが。やはりこの報酬審議会については、毎年毎年やるのが本当だと考えております。しかしながら、景気が良くても悪くてもそのようなことで、審議会を開いて皆さんの意見を聞いて聴取するということは非常に大事なことであると考えております。今年度はそういうことでその審議会を今のところもっていないわけでございますが、言われることを十分頭に入れながら、今後十分考えていきたいと考えているところです。

％については、ここではははっきりした数字は言えないわけでありますので、１つご理解をいただきたいと思います。

○議員（５番　重久　邦仁君）　報酬審議会は開催するのですか、しないのですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　今のところ、この審議会についてはそのような予定はないわけでありますが、やはり経済状況等を加味しながら、考えながらこれについては十分考えていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　ほかに質疑はありませんか。山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　１点だけお聞きします。ただいま、町長の方から議案として議員の報酬が上がっておりますが、本来ならば議会の方から議員の方から上げるのが筋だと思うのですが、私たちは何もそういうことでは上程はしていないのに、自ら執行側から上げられた理由を議案として提案された理由をお願いします。

○議長（東村　和往君）　総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊　知昌君）　今の確かに議員さんに関わる部分というのがございますので、この議案を上程するまでに議会事務局、議長、そういったところで議案についての協議をお願いしたいということでお話をして、その結果として上程したということでございます。

○議長（東村　和往君）　ほかに質疑はありませんか。山領君。

○議員（１２番　山領　征男君）　さっき総務課長の方からありましたが、９９号も含めてですが、その同一経済圏あるいは県内の状況を把握しながらという言葉があったと思うのですが、明日が起算日ですのでおそらく今日がどこの町村もそうだろうと思うのですが、昨日までに採決といいますか決めた市町村の状況を把握していらっしゃいますか。

○議長（東村　和往君）　総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊　知昌君）　その議案がいつ採決されるかについては、把握をいたしておりません。多分今日の３０日が非常に多いのではないかなというふうに思いますけれども、中でこういった方向で提案するということは、お聞きをしているところでございます。

○議長（東村　和往君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　質疑もないので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　ただいま１００号が提案されておりますが、執行部内部における町に対しても世界情勢の話はしますが、わが町のこの１，１００万円減額されることに対しての数字は把握していながら、２１年度における決算総額も人件費相当額はどのくらいの影響になる数字も把握せずに上程している。ましてや報酬審議会というものを抱えていながら、そこにも答申諮問もしない。前年度においては上げるべきと答申を受けながら上げない。現状としてはこのままでもすえ置いてでもいいものを上程し、さらに減額する。そのようなものを本当に町長は、町民の声を代表する議会に対して理解を求めようともしない。執行部も執行部で全体の県の方針とは言いながら来年度もこのような方向であろうかと私は思っております。６月議会でも私はこの件については私は反対いたしました。なぜなら１２月議会にも想定されたからです。１町議がそこまで想定できる範囲になるものを、なぜ１２月議会にも報酬審議会等ちゃんとした機関があるにも関わらず町長は諮問もしない。もう少し真剣に上程するなら上程するものを議論の場として上げてほしい。

以上、私の反対討論といたします。

○議長（東村　和往君）　次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、討論を終結します。

ご異議がありますので、起立により採決します。議案第１００号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村　和往君）　起立多数であります。よって、議案第１００号は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

追加日程第１.「１１月１３日開催の全員協議会の件」報告

○議長（東村　和往君）　追加日程第１、「１１月１３日開催の全員協議会の件」報告を行います。１１月１３日開催の全員協議会の件について町長に報告を求めます。町長。

〔町長　桑畑　和男君　登壇〕

○町長（桑畑　和男君）　それでは、追加日程になっております、去る１１月１３日議会全員協議会の内容を再報告をさせていただきたいと存じます。

去る、１１月１３日金曜日の朝日新聞の宮崎版に掲載された、私に対する記事そしてその記事を踏まえての合同記者会見についてここに改めてその内容を報告させていただきます。

今回の報道内容は私の公職選挙法に対する認識不足からきた軽率な行動の結果で、町議会をはじめ町民の皆さま方に多大なご迷惑、ご心配をおかけしたことを心から深くお詫びを申し上げ、陳謝を申し上げるところでございます。掲載の経緯は朝日新聞の記者から政治資金について面会の申し入れがあり、１１月１１日水曜日９時から１時間ほど取材を受け、記事の内容どおりの話をいたしたところでございます。内容については、報道されておりますように、まず３期目平成１８年の選挙に入る前、２期目平成１４年の町長選挙で、私の後援会幹部としてご尽力いただいた２人の方が健康上等の理由などから、後援会幹部を平成１８年６月頃退任されることになりました。そこで、同年の７月、これまで幹部としてご苦労いただいたことに対し、感謝の気持ちで自分のお金３０万円をお渡しいたしました。１人は受け取ってもらいましたが、もう１人は受け取ってもらえませんでした。お金が法令に触れるとの認識が薄く、純粋にお礼・感謝の気持ちで行った行為でございます。

また、報道されております後援会への寄付につきましては、同じく３期目平成１８年の選挙にあたって、後援会に資金がないことから自己資金１５０万円を私の後援会に７月に寄付をいたしました。

このことは公職選挙法が禁じている、任期満了の日９０日にあたる日から当該選挙の期日までの間、自己の後援団体に対して寄付してはならないとの条項、公職選挙法第１９９条の５に触れるとの認識不足でございまして、なお資金管理団体であればよいとのことでございますが、昨年

のその時点では資金管理団体の届けがなされていなかったわけでございます。現在は、昨年の７月２６日、資金管理団体の届けを済ませているところでございます。

以上が事の経緯でございますが、両方とも法に対する認識不足からの行動であり、深く反省をいたしておるところでございます。今後、二度とこのようなことがないよう、肝に銘じてこれからの業務に精一杯、誠心誠意頑張っていく所存でございますので、本当に申し訳ございませんでした。議会の皆さん方をはじめ、町民の皆さん方に心から深くお詫びを申し上げ、深く陳謝を申し上げるところでございます。

なお、この不始末の責任の措置、取り扱いにつきましては、来る１２月定例会で私の給与減額の条例措置をすることにいたしておるところでございます。

以上のとおり、報告を終らせていただきます。ひとつよろしくお願いを申し上げます。

○議長（東村　和往君）　ただいまの報告に対し質疑を行います。なお、質疑は会議規則により、１人５回以内となっております。質疑はありませんか。指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　町長が今説明をされたのですが、この最初の件もそうなのですけれども、後援会に対する認識不足で、１５０万円資金不足を来たしたという説明であったわけですが、後援会の県に出し届け出たという書類というのはわれわれにはもらえないのですか。われわれは県に行って情報公開条例によって手に入れてせんないかんわけですか。それとも町長、こういうことですよというのは言葉だけなのですか。私は、そういうことであれば、例えばこの議会は委員会に付託してでも、もう１回調査して参考人を呼んででもという話になりかねない問題だと私は思っているのです。例えば、後援会と資金管理団体のあれというのは、町長が初めて選挙に出られてわかりませんでした、認識不足でしたといろいろあるでしょうけれども、しかしこれはその時には１期目は終って２期目という話なので。

その前段のところの３０万円１人は受け取って１人は受け取らない、これも町長は感謝でも受け取った人は買収かもしれません。選挙の２カ月ですかね。お金を渡したのは。２カ月前に金をもらえば買収でしょう。この２点について、町長の見解を再度求めたいと思いますし、最初の１５０万円の資金不足と言われた。それはこういう事態でしたよというのを書面で要求をいたします。

以上です。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　１５０万円の寄付につきましては、３期目に入る前でございましたので、その体制を整えるということから行ったところでございます。

また、買収ではないかということでございますが、私といたしましてはあくまでも前回の選挙にご苦労をいただいたということから、その労いの気持ちでおこなったものでございまして、買

収という気持ちではまったくなかったということでございます。

書類につきましては、後援会の方を調べないとわからないと考えております。ここに手元の方にないものですから。

以上です。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　町長に、この案件は緊急動議が出て今話になったわけではないのです。この前の全協の時には確かにそうでしょう。それは百歩二百歩も譲ってそうでしょう。手元にないのは。しかしこれを受けて、町民の人からもいろいろ議員は言われて、そして今回臨時議会についてこうですよというのはたぶん町長の方にはいっているのでしょう。町長のところにきているのでしょう。この案件を入れますよというのは、きていなかったのですか。きているんですよね。この臨時議会について、追加日程をしてこういう案件を議会で論議しますというのはきていたと思うのですが。きてたとすれば、資金に提供をしたという要するに選挙管理委員会の県に届け出た書類のこういう書類を届けました、町長が誰かに頼めば、原本証明がついたのを公開条例に基づいてしてくれるはずです。それを我々が調べるとなると、今日は休会してでもしないといかんということになるのですが、町長はそういうことを言われるということであれば、そのこういうことなのですよということを説明されないと。この前から全協から今日の日までがただの無駄ではないですか。だから今日はその書類をここに持ってきてもらって、町長が提出されたのではないのかもしれません。後援会長が提出されたのかもしれませんし、資金の出納責任者がされたのかもわかりませんが、しかし町長は手元にあるはずですよね。それをお願いします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　おそらく、後援会の方にきていると思います。僕は手元に持っているのは県の選管から収支報告書というのはここに手元にきているところでございます。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　今、開会中なのでしてほしいと思うのです。この案件が２つあるのです。２つ大きなものあります。今話をしている資金管理団体と後援会の収支の話、今国だっていろいろ問題が立派な母親が何千万円くれた、何億くれたと話をしているのですけれども、そういう話ではないのかもしれませんが、私はここで後援会にあったときに、町長はいつも１，０００万円とか２，０００万円とかをポケットに入れているはずはない。そうしたら、私は何月何日に何銀行からこういう出資の説明がありましたとあって、この金をやりましたよと。例えば後援会の人に３０万円金をやりました。５０万円か３０万円か分かりませんけれども。それを合わせると６０万円なのか知りませんが、それは銀行に私の収支の証明書をくださいと言えばポンと出すと思うのです。町長が出せば。われわれが出したって誰もくれません。何銀行でも。

だから私はこれをこうしたのです。日付はこれです。何月頃ではなくて、何月何日に何時に誰とどういう気持ちで行きましたというのが必要ではないのですか。行った時の例えば交通手段、タクシーで行きました、自家用車で行きました。誰と行きました。誰かの車に乗せてもらいました。町長が１人で行かれたのか、付き添いで行かれたのか、そういうことすらわからないわけです。だから私はこれは買収ではないのですか、と言っているのです。それを体系づけて説明してほしいと言っているのです。体系づけて。書類提出をひっくるめてお願いします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　先ほども申し上げましたように、手元には県の選管からきた収支報告書ということでございますが、後援会の方には調べてその辺の調査していきたいと考えております。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　さっきの質問に答えてもらっていないのですけれど、さっきの第１段のところを。３０万円後援会幹部に行きましたと、何月ごろと言われましたけれども、さっき質問したように、誰とどういう手段で行ったということ、要するに１人で行かれたのですかということなんです。どういうことなのですかと聞いているわけであって。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　それにつきましては、１人で行ったところでございます。平成１８年の６月に退任をするということでございましたので、その翌月の７月に１人で行動したところでございます。日にちはちょっと分りませんけども。交通手段は車で１人で行ったところです。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　町長は几帳面ですべてメモをされているというふうに私は思っているのですが。であれば、日にちが経っている今であれば何月の何日に、例えば１人だったら１人でどうしていきましたということと、それから銀行の証明を欲しいですよね。要するにこの案件は、私が議員になってからたった２年半しかなっていないのに、町長がマスコミに載ったのは２回目です。どこでもやっている問題と、ですよね。あれすら大きな問題だと思うのに、これはもっと大きな問題だと思うのです。であれば陳謝はどういう形でされるのか。例えば減俸を１カ月しますとか、１０分の１ですとか、そういう話でしょうけれども。そんな問題ではなくて違反したのでしょう。ただ時効があるだけでしょう、この３０万円というのは。辞めるかどうかが問題ぐらいの大きい話ではないですか。そうしたらば、議員のこの論議になるのであれば、関係書類を揃えて説明されるのではないですか。町長がいろいろな条例とかをされるときには法律第何条第何項の規定によって上程を出しますとか、やられますよね。その根拠の書類をこちら側に見せてもらわないとまた、１２月で同じ事を議論しなければいけないとなるのです。

再度町長にお願いをしておきます。お願いではありません。要するに町長は私のことだから関係ないと思われているのか、町民の代表だから、重大な問題だと思われているのかの差だと思うのです。ひょっとしたら、私の不徳の致すところぐらいで認識不足ぐらいでという話になっているのではないですか。私の考え方は多分、町民の考え方とだいたい同じではないかなと思うのですよ。そういうふうに聞かれるからその人たちだけかもしれませんけれども。

いろいろなところで、この前ふるさとまつりがありました。いろいろな人に会いました。町長には聞かれなかったかもしれませんけれど、議員は聞かれている。どういうこっな、これは。三股町はこんなことで有名にしてもらわないで、ふるさとまつりで有名にしてもらった方がましだと。であれば、この問題が沈静化するためにもこの問題を町民が胃の腑にストンと落とすためにも書類をぴしゃっと揃えた説明をお願いします。

以上です。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　言われることにつきましては、十分調査して次回に報告をしたいと考えております。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　朝日新聞の記事によりますと、後援会の収入が１，２４８万円、町長も１５０万円を寄付していたと、この金額を合わせると約１，４００万円ぐらいになります。町長選挙にかかった費用はどれぐらいだったのかが１点。その選挙費用の収支報告、それを求めます。

そして、私が調べた町長選挙にかかる選管での収支報告を出しますよね。その費用の上限は三股町では約３４０万円なのです。それなのに、町長選挙があった１，２００万円のお金があるのに、なぜ法律では３４０万円ぐらいしか使われないのに、なぜ足りないから１５０万円を寄付されたのか、その辺りが私には納得できないものですから、お尋ねします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　ここにありますように、後援会の収入は１，２４８万円です。この中の町長が寄付したというのはここにあります１５０万円です。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　町長選でどれぐらいの選挙費用をかけたのかそれをお尋ねいたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　選挙中の収支報告はここにあります、この数字です。県選管からきているわけですから。

○**議長（東村　和往君）**　暫時休憩します。

午前 11 時 42 分休憩

午後 0 時 02 分再開

○**議長（東村　和往君）**　本会議を再開します。資料をそろえるのに、若干まだ時間がかかりそうということで、何か機械のトラブルがあったそうです。

これより 1 時 30 分まで休憩とします。

午後 1 時 31 分再開

○**議長（東村　和往君）**　休憩前に引き続き本会議を再開します。先に報告します。午後の臨時会における執行部の出席範囲については、議題となっている内容に応じ最小限に留めるとの判断から、町長、副町長、総務企画課長といたしましたので、報告しておきます。それでは、提出されました資料について、説明を願います。町長。

○**町長（桑畑　和男君）**　実は、お昼の時間に後援会の事務局に連絡をいたしまして、資料を持って来ていただきましてお手元に報告書を提示しているような状況でございます。これは県のほうに出して、県から返ってきているということでございます。

以上です。

○**議長（東村　和往君）**　質疑はありませんか。上西さん。

○**議員（３番　上西　祐子君）**　私は、この後援会が町長の選挙の舞台になるという認識でありますので、やはりこれを見ると千何百万円か支出がされたということになっているわけですが、町長選では、３５０万円ぐらいの法定費用ということです。町長は私が考えるには、後援会の最終収入が１，２４８万円あるのにも関わらず、また１５０万円を寄付したと、足りないからということをこの前おっしゃられたのですが、やっぱり私は後援会、自分を励ましてくださる応援してくださる方々にやはり法を守って選挙をすべきだと、候補者の１人として言うべきだと思うのです。それなのに､ここでは支出は１，１００万円となっておりますが､これでもオーバーなわけで､あまりにも人件費とか３４４万円かかっておりますが、後援会で大体１カ月ぐらいの間に人件費がこんなにかかるものなのかどうか、大体、手弁当で選挙を応援するのは私達のところでは常識なわけで、運転手だとかうぐいす嬢ぐらいしか人件費は本当はかからないはずなのですが、そこら辺が私がちょっとひっかかるのです。やはりいままで、昔から三股はいろいろ言われてきてお金が配られたとか、いろいろなことを噂されてきていた訳で、やっぱり法をきちんと守る公明正大な選挙をしないといけない立場の人が、こういう後援会と違うとおっしゃるのかもわかりませ

んが、どうも私は引っかかるわけです。そのあたり町長は後援会に１，２４８万円お金があるのに、お金が足りないと言われたときに自分がそういうことをおっしゃられたのかどうかをお聞きいたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　選挙期間中の費用につきましては、収支報告書は皆さま方に写しをお渡したと思うのですが、この後援会の収支関係、そちらのほうで１５０万円を出しているということでございます。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　後援会費の中で、寄付をされている方が１人１５０万円という方が６人もいらっしゃるようですが、お得な方がいらっしゃるなという気がしますが、それはそれとして、その中で人件費等を３４４万円という多額な金になっておりますが、今もちょっと質問がありましたけれど、後援会でこんなに人件費がいるというのは普通ありえないのではないのかなという気がしますが、選挙等によっては、当然人件費というかたちで、うぐいす嬢とかに支払いをされているようですから、そうであれば、それ以外の人件費だろうと思うのですけれども、一方では３０万円の寄付が選挙の関係ではされています。小倉昭男他５９名という形ですね。と考えればどこにこんな人件費が遣われたのか、この人件費の内訳は私たちの方には明細はされておりませんので、この明細をわかったら出していただきたいと思います。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　この人件費の内容につきましては、後援会の方に話をしまして、通知でも出すように連絡したいと思います。調べて確認の上、出したいと考えております。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　それではお聞きします。政治と金の問題が国を上げて、問題になっている折に、こういう私は１３日に朝日新聞の報道を知ったわけですが、あれを見て本当にびっくりしました。というのは、私も町長選挙に出まして、後援会とか今資料を見ましてびっくりするわけです。後援会と選挙費用というのはもっぱら同率です。自分たちの選挙で遣ったお金だと私は思います。だから、法定上の問題、そして記載になっています寄付の関係者の方は町長の奥さんとか、子供さんとか、ほとんど身内だけで、本当にこういう１５０万を同じ日に、寄付も同じ期日も同じ日に記載されておりますが、こういうことが本当なのかと伺いたくなります。

　というのは、公選法の問題はいろいろありますが、私は問題になっているのは鳩山首相と同じで偽装献金です。本当にこういう方々が自分の身内ばかりですがね。ほとんど本当にこういうお金を出したのか。出したのなら、ちゃんとそれなりの受け取りとか、われわれは強制権はありませんが、ここまで来た以上はぴしゃっと町長は資料なり提供してもらわないと、なかなかこれを

ただ数字だけ並べて資料をやりましたからと言って、終らせるような問題ではないと思います。

そういうことを含めて質問をしたいと思いますが、先ほど、町長は報告の中で１３日の日は相手方にいくら渡したのかと､覚えていないと。２０万円か３０万円のことだったと､覚えていらっしゃらない、それも少しおかしいのではと思ったのですが、今日の説明ではぴしゃっと３０万円ということを断定されました。われわれが１３日の日に聞いたときは、そういう言葉は全然言われないで、おかしな話ですけどね。何年前だろうが、２０万円、３０万円のお金はいい事をするために出したわけではないですから､非常に記憶にあると思いますが､しかし知らないと言って、今度は３０万円ということを断定されました。その辺のことと、そして私も少しはいろいろな情報が入っておりました。選挙の月から、こういう問題がなければ私も言うつもりはございませんでしたが、やはりさかのぼって、町長自らこのことは自分で投げ出したことですので、私たちがどうのこうの言ってるわけではないですが、しかしここまで報道されて、一般町民は非常に三股の恥だということですね。私も本当に義憤を感じております。選挙とは堂々と戦って、少しは法的なこともあるかも分かりませんが、しかしそれは道義的なことで許される問題と本当に法を逸脱したような、問題とは別だと私は思います。そういうことで、同じ選挙で戦ってきた人間としましては非常に残念でなりません。みんなそういうふうに思われているような感じが町民に受けたのではと思って残念であります。

そこでお聞きしますが、今、記憶を遡ってみますと２００６年に町長選挙がありまして、２００７年の明くる年にその文書が出たのです。３月頃だったと思います。私の記憶では。俗に言う怪文書と言うといかんですけど。その内容は怪文書ではなく、ぴしゃっと記載された文書が各報道機関、警察にもいったと思います。と言うのは私に、報道機関の方から３月に問い合わせがありまして、こういう文書が出ているが、あなたもその時に町長選に出た人間としてそういう話を選挙の時聞いたことはないかということだったものですから、私は自分の選挙で戦っていて人の選挙の云々ということでそんな暇はないし、そういうことは知りませんでしたと返事をしましたところ、関係者の人は多分町長と幹部の方にも直接問い合わせがあった思います。その時は多分､町長もその方も強い否定をされたと思います。そういうことはやっていないということで、強い否定をされた、それはそれで私もその時は納得しました。そういう情報が入ったものですから。それと２００８年、明くる年は町長は覚えていらっしゃらないかもしれませんが、６月１８日に私は町長室で、ちゃんと文書が前の年にでましたが、何らかの理由で私は町長に、何も町長に云々ということで行ったのではない。町長に対しまして、気をつけた方がいいのではないですかということを含めて行きましたら、１８日の午後５時ごろです。そしたら、町長はその時も強い否定をされました。そういう文書も私は見ていない、それはそれでいいです。そういうことを含めて、そういうことは一切。ただその時ちょっと気になったのは、町長は選挙が済んで２、３

年何年か前のことですがねというようなことを私は言われた記憶があります。やりとりの中ですから、そういうことは言ってないと言えば、言ってないでも結構ですが私の記憶では大事なことだったものですから、非常に記憶にあります。

それで「気をつけたほうが良かっじゃないですか。」ということで、そのままになっておりました。そして否定されたのでそういうことはないだろうということで。そうしたらある日突然、今月の１３日の日にこういう報道がされている。では、今までの否定はなんだったのか。町長はこの前も言われました新聞報道にも載っておりましたが、私は無知で法に触れる認識がなく、無知で軽率な行動だったと。それだったらそれで、しかし、その前に否定していたわけですから、そうであれば否定しなければいいのです。その時に報道関係とか、いろいろな人たちが聞いたときに、私がしましたと、法に触れる意識はありませんでしたからと。そして、今回は自分でそういうことを言っておいて、無知で法を知りませんでしたというのは、どうも私はその辺は矛盾している、なぜ今さらそういうことを、無知で法に触れるとは思いませんでしただの、４年前のことをお礼をやりげましたということをなぜ証言されたのか、そこなのです。そこがみんな認識としてはぴしゃっと載っていなかったものですから、誰かがそういう内容を言って町長は否定したのだけど、そういうことで第三者が言ってそういうことになったのだろうと。しかし事実は違いますがね。町長自らそういうことを言った。じゃあ今までの否定は何だったのか。そして法に触れない法のことは知りませんでしたと、町民は報道されて「無知でした」ということを町長が自ら、そんな無知な人が町長をやっていていいのでしょうかねというような、非常に町民に恥をさらすような、代表ですがね。本当にそれならそれなりの行動を取ってもらわないと、結局こういうことで、議会に何もいいことではありませんよ。私でもこういうことは言いたくありません。しかし事実としてそういうことでなぜ今さら言われたのか。その時になぜ無知だったと言ったのか。ということは、その時は否定していたのですから。否定は否定で通せばいいわけですがね。そのことをお聞きします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　去年の２００８年6月１８日、山中議員がみえた時にそういうことを否定したのですか、僕が。はっきり否定したのですか。

○議員（１０番　山中　則夫君）　そういうことはありませんと言ったです。そういうことはないということで言ったからそれはそれでいいのです。そして、何で今回、持って行きましたと言ったのか。そこなのです。

○町長（桑畑　和男君）　６月１８日、果たしてそういう話があったのかどうか、ちょっとはっきりした記憶がないのですが。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○**議員（１０番　山中　則夫君）**　中身の問題ですので、これは私はあまり言いたくない、その時はそれでいいのですから、否定したのが悪いというのではないのです。しかし、後日の１３日の報道では、今度は持って行ったということを言っているものだから、そのときの整合性が全然ないわけです。それであれば、そういうことを自ら言う必要はないわけですがね。

なぜ私はこれを言うかというと、その時は否定しておって前の年も否定していて、否定するということは法に触れるからということで、否定しているということでしょう要するに。だからその後、今度は無知で何も法に触れるとは思わなかったからというのであれば、その時も言えばいいわけです。何も関係ないわけですがね。法に私は触れてないですよと。そんなことは知りませんでしたと。まだ町長がそこまで言われるのなら、私はその時言ったことの裏づけを持っていますよ。

○**議長（東村　和往君）**　町長。

○**町長（桑畑　和男君）**　その否定したことについては、ここで深くお詫びを申し上げたいというふうに考えております。事実は事実として、後援会の幹部の方にはお渡ししたということです。

以上です。

○**議員（１０番　山中　則夫君）**　なぜそれを何年も経ってから言ったのですかということを、町民がおかしいと思うのはそこなんです。なぜ今さら言わんないかんとですかと。そういうことが事実であったということを言ったわけですから。ちょっとわれわれの認識では考えられないような。

○**議長（東村　和往君）**　町長。

○**町長（桑畑　和男君）**　否定したという記憶はないんですけども、その時にですね。

○**議長（東村　和往君）**　山中君。

○**議員（１０番　山中　則夫君）**　それ以上のことは言ってもいいのですか。本当に。いいんですか。否定はしていないということで、私と会ってもいないということですか。

○**議長（東村　和往君）**　町長。

○**町長（桑畑　和男君）**　記憶が定かでないということでございます。

○**議長（東村　和往君）**　山中君。

○**議員（１０番　山中　則夫君）**　なぜ、今日は３０万円と言われたのですか。この前は、２０万円か３０万円かわかりませんと言われたのに。

○**議長（東村　和往君）**　町長。

○**町長（桑畑　和男君）**　１１月１３日の時点では２０万円か３０万円ということでございましたが、記憶を遡って３０万円だったと、確認を、自分のことの気持ちを確認したということでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　５０万円ではないのですか。５０万円。それも答えてください。でないであれば、でないで町長の記憶でしょうから。

それと、他にやりとりするので１回１回こうやってするとすぐに５回経ちますから。それと先ほど言った、政治資金規正法です。本当にこの記載のとおりですか。じゃあ何か受け取りとかそういうのをたぶん発行しているはずですけれども。これは、法的な問題になれば、この鳩山さんの方の特捜部が動いて、調べればすぐわかるのです。本当にそのとき、１５０万円といつでも持っているお金ではありませんから、何か書類上残っているはずです。

そこまで、本当に本会議でわれわれも聞きたくないです。しかし町長が自ら撒いた種ですがね、これは。それを、この場で出たのですから、本当に真剣に説明して町民が納得するような、ここの議員ばかりで納得していたって駄目なのです。この問題は。三股の報道までされて、それはどんな思いで、いろいろな人たちが心配されています。何ちゅうこっかと。そういう裏づけをわれわれは拘束力はないけれど、しかしそこまで何かおかしいですよ、この記載は。同じ日に、自分の身内ばかりで一斉に１００万円も２００万円も本当に、そこまで町長選挙に寄付したとか、そういうのを聞いたことはありませんので。事実だったら、事実で。町長のお金じゃないんじゃないですか。これは。本当にそこまで寄付をしますか。どうなのですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　先ほど３０万円が５０万円ではないかということでございましたが、３０万円ということでございます。

それから、ここにそれぞれ７名から寄付がされておりますが、記載どおりだというふうに考えております。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　それでは、県の方の桑畑和男後援会の収支報告書の記載は誰がされたのですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　これは、後援会の事務局ということでございます。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　町長の字はだれが見ても特徴があって、よくわかるのです。この収支報告書を書いた字は町長自ら本人ですよね。違いますか。

○町長（桑畑　和男君）　違います。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○**議員（２番　財部　一男君）**　いや、こんなにね、あなたのサインをみたら、ぜったい一緒ではないですかこれ。この書いたことは、あなた自身が書いたんですよね。私はそう思うのですが違いますか。

○**議長（東村　和往君）**　町長。

○**町長（桑畑　和男君）**　これは後援会の事務局でこれは書いたのです。僕の字ではございません。

○**議長（東村　和往君）**　指宿君。指宿君は５回目ですから、そのつもりで。

○**議員（１番　指宿　秋廣君）**　こういう厳重なときに、５回とつけられるのはいかがかなと思います。三股町民は５回しか、しゃべれないような議会で果たしていいのかどうか、議長の裁量をお願いします。

それではまず、これが出てきてからというのははじめてなのです。これについて質問をいたします。後援会の名称について代表者の氏名が小倉昭男氏より、桑畑和男と名前が変っております。これは県の選挙管理委員会に出されたのがこうなのか、桑畑和男後援会の代表者は桑畑和男さんでいいのかどうか。もしくは三股町にもう１人桑畑和男さんがいらっしゃれば別ですよ。まず、そこを疑問を感じたのです。線が引いてあるだけだけどもこれについて消印がありません。小倉昭男さんから桑畑和男さんになおったときに、その上の方は確かに高妻さんの消印ですか、３６何とかの１と読めませんが、５０９２の２へ、主たる事務所の所在地変更になっていますね。その下の方には、消印がありません。この後援会は私が自分の後援会長の代表にしていいのかどうかですね、私自身はこれならみんな後援会長は自分でいいじゃないですか、これ。でしょう。これをどうこうなったのか、まず教えてください。わかりません、これ。

○**議長（東村　和往君）**　町長。

○**町長（桑畑　和男君）**　代表者名をこのようにですね、訂正してあるわけでございますが、これについては事務局の方に聞かないと分からないわけでございます。また番地の５０９２の２という番地も調べてみたいというふうに考えています。

○**議員（１番　指宿　秋廣君）**　その前の所３６何とかの１というのもわからないのですか。これは見えないのですよね。どっからどこになおってこうなったのか。

○**町長（桑畑　和男君）**　ちょっと調べてみないとわかりません。

○**議長（東村　和往君）**　上西さん。

○**議員（３番　上西　祐子君）**　もう１つお伺いいたします。この支出のところが、経常経費、人件費３４４万１，０００円、光熱水費１０３万円となっております。選挙事務所を構えたのでしょうけれど、これはいつからいつまでの光熱水費なのか、そのずっと何年も後援会事務所が開いているのか、あまりにも電気代と水道代だと思うのですよね、光熱水費といったら、これは少しこの数字はおかしいのです。私がみるところによるとパンフレット印刷代とかが、４６万円

になっているわけです。それなのに、水道代、電気代とかの方が金額が多いというのが、納得がいかないのです。だから、この支出の方もきちんと領収書なりを提示しないと、情報開示でしてもらわないとこれをこのまま鵜呑みに信用するわけにはいかないのではないのかなと思うのですが。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　一応これにつきましても、事務局の方の書類を調べてみたいというふうに考えております。

○議長（東村　和往君）　重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　こちらのほうの７ページの先ほどから質問が出ております、１５０万円寄付が６件ですね、これにつきまして町長は認識が足りなかったという方向もありますが、選管において９０日以前の寄付行為は違法ということが言われております。これの認識と１番最後の方のページにこの報告書は政治資金法に基づいて作成したものであって、真実に相違ありませんということを高妻さんも自分も後援会ということで出したわけです。この点について、間違いない答弁をお願いします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　任期から３年以内の寄付行為、これは違法ということでございますが、資金管理団体に登録していればいいということでございますが、事務的な何で５日間日にちがずれているのですよね。そういうことで、この時点では確かに３カ月以内でしたので、違法的な行為であると考えております。

それから、会計責任者の氏名、相違ありませんというふうにここに署名をしておりますがこれは事務局の方でこのような書類を確認して署名されたものというふうに考えている以上です。

○議長（東村　和往君）　重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　それでは、認識違法だということと、相当勉強もされたでしょうから、この妻である桑畑フサ子さん１５０万円ですね。これは法的に１５０万円は親族ですね。今調べられた結果、これはセーフなのですか。どのように解釈されておりますか。

それから私は知らなかったのですが、この松村秀樹さん、それから何名かおられますけれど、同族における１５０万円ですね。その日にちも一緒、これについては違法ではないと勉強されたはずですから、いかがですか。勉強されてないのですか、しているのですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　先ほども申し上げましたように、資金管理団体これに登録していたら３カ月以内でもいいということになるわけでございますが、この時点では登録をしていないわけでございますので、この時点ではですね登録したのが平成１８年の７月２６日、３カ月以内には

いっているので違法な行為だと考えております。

一応、この書類は県の選管のほうから来ているわけですから。

○議長（東村　和往君）　重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　先ほどから、聞いていますと事務的処理でやってると。遣ったのは桑畑和男じゃないみたいに聞こえるのです。事務的処理、それから多分、言われんとすることは、お金は前からあったんだけど、選挙事務の手続きが遅れてこの当日に、６月、７月に重なったのだということを言われたいんだと私は感じますが、５月に１，０００万円以上は預金はあったんだと、３カ月の９０日にかかる前からあったんだと言われたいんでしょうけれども、ここにはさっき言った真実に間違いありません、相違ありませんとあなたが出している以上、その事務職が出したということではない。だから再度質問しているのですが、コンプライアンス、法令を遵守するべき立場にある、ましてや、以前は町長をされる前は収入役、収入役をされる前は総務課長、総務課長イコール選挙管理委員の書記長を兼ねられて、長年の法的なことやらご存知であろうかと思えば、ほとんど知らないで済まされておりますが、本当にただ公的９０日以内に出したことだけで、答弁されているのか、どうなのか。１５０万円、９０日以内だった、事務所がミスだったということですか、それとも本人がそのことは引っかからないと思ったけれど引っかかったというだけなのか。知っちょったけど、知っとるんでしょう、これだけの経歴があれば、ご存知ないのですか、本当に。いかがですか、その点。ご存知ないんですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　後援会の１５０万円の寄付行為、本当に軽率な行為をしたというふうに考えております。そういうことで、寄付行為につきましてはこの後援会の資金不足ということからこのような措置をしたということでございます。ただ、３カ月以内の寄付行為これについては認識不足であったというふうに考えております。ただ、今回の取材でもわかったことでございますが、貸付だったら問題なかったということでございます。

私も長年この役場に在職しまして、選挙に関わる業務という非常に不勉強であったというふうに反省をいたしているところでございます。今後はこのようなことのないように、肝に銘じながら日々誠心誠意勤めてまいりたいと考えているところでございます。

○議員（５番　重久　邦仁君）　先ほどの質問の同族の話はどうなったのですか、１５０万円の寄付。選挙法の何条。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　公選法によりまして、寄付行為につきましては、１５０万円以内という規定がございますので、そのようなことで、ここに上げているところでございます。

○議長（東村　和往君）　重久君。

○**議員（５番　重久　邦仁君）**　じゃあ、選挙法を持っちゃいから、第２２１条を開いてください。先ほどの質問にも出ましたが、町長は買収という言葉には絶対あたらないというぐらいの認識がまだあるかどうか、期日前の３０万円をたぶんないと答えるでしょうから。しかし、これにはなぜそうせざるを得なかったのか、という舞台裏を私が言いますと、多分３期目はもう辞めると、後援会長は辞めるならあなたではなかったのですよ。あなたは、３期目の後援会長は引き受けないということが事前にわかっていたはずです。それを、誰がご苦労だから辞めるのだから次の新しい後援会長が決まったから、お礼に行けと、だからあなたは訳のわからないけれど、行ったのですよね。行ったんでしょう。本人が自ら３０万円ポケットに入れてさっさ配ったというのではないのでしょう。本当は、３期目に向って新しい後援会長を決めたと、だから小倉前の後援会長をお礼に行けと、大体このぐらいが相場だと、その辺も含めて町長自分がその金は買収ではないと、また１５０万円を相続の人たちが６人もしているが、それを裏づけされている、みんな１５０万円をそこ辺に落としているんじゃないですから。裏づけされたおのおのの貯金通帳の明示が出来るまで後援会の組織、それから３０万円の出所、それははっきり議会に説明できるか、確信を持って言えるかどうか、その１点だけ提出できますか。その１点だけ。

○**議長（東村　和往君）**　町長。

○**町長（桑畑　和男君）**　３０万円の件について、買収ではないかというふうに言われるわけでありますが、私といたしましてはあくまでもこの２期目の選挙で非常なご苦労をいただいたということで、儀礼的な意味でそういう気持ちで３０万円をお渡しした、お礼の気持ちで、あくまでも儀礼的にですね。ただ法的に触れるということは後でわかったものですから、それについては深く反省をいたしているところでございます。

これについては、後で調査をして書類を見つけてみたいというふうに考えております。

以上です。

○**議長（東村　和往君）**　今、質問者が何人かいらっしゃいますが、ほとんどの方が５回を超えますので、会議規則で５回以内となっています。規則を破るわけにはいきませんので、後は議長の許可ということになりますので、今回に限り５回を超える分についても許可したいと思いますので、ご了承願います。上西さん。

○**議員（３番　上西　祐子君）**　最後にお聞きいたします。政治と金というふうな問題が、前から言われております。やっぱり後援会でしたこともこれは選挙費用に後援会がお金を出したというふうなことで、法定費用の３４０万円以上の費用を約３倍近く超えているわけですが、町長はこのような選挙にお金がかかるというふうなこと、かけてきたというふうなことに対してどういうふうに思われているのか、こういうふうなお金がかかるのだったら普通の一般の人たちは、なかなか町長選挙には出馬できません。お金持ちじゃないと。だからやはりそういう点で、本当に選

挙には正々堂々と政策を訴えて、自分の政策なりを訴えて、辻つじで演説してまわってお金をかけないというふうなことにしていかないと、これからもまたこういうことが起こるんじゃないかなと思われるのです。

それと、町内の有権者にお礼であってもお金を持って行くというふうなことは、誰が考えても仮に町長が知らなかったというふうなことをおっしゃったけど、これは法に触れることは誰が考えても常識では考えられないことなのです。だから、やはり選挙にお金をかけてきた事実とこれから選挙とお金の問題に対して次に申し送りするための、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　選挙と金ということで、非常に国政選挙においても地方選挙においても選挙と金というものはいろいろ話題になるわけでございますが、やはり本町の地方選挙においてもこのような大きなお金がいるということは非常に残念な気がするわけでございます。それにはやはり、選挙の基本的なやり方といいますか、その辺を根本的にやはり見直して行く必要があるのではないかと、強く感じているところでございます。

そういうことで、反省すべきところは反省して、見直すところは見直しをしながらやはり今後の本町における選挙体制、選挙のやり方を考えていかなければならないと強く感じているところです。

以上です。

○議長（東村　和往君）　質疑はありませんか。山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　もう１点お聞きしますけど収支報告書ですよ。これは先ほど同僚議員からでましたが、この代表者氏名ですよね、これが私は前見た時とするとこのこういう変更はしていなかったです。いつされたのかですね、本当に不思議です。大体、本人が代表者になれるわけはないです。これは後援会ですから、後ろから応援するということで自分から代表になること自体がおかしい。こんなのを、しかし選管が受理したのかですね、どう考えてもおかしい。そしてその中で、ページの中で先ほど言ったようにページがない。届ける時はなくても、そこにはゼロという数字を入れて収支報告はするのです。あるところだけ自分で足して、それでないところは出入りがないところを抜いて選管の方に届けるそんな人はいないです。だからここの中に何か、私も記憶にないのですが誰か後援会の方々にいくらかの正規であろうが何だろうが出費をしている項目があったんじゃないかと思います。でないと、どうもおかしいのです。その部分。我々も届けをしますけれどもそういう収支のないところはゼロでして全部届けます。抜いてですよ、そのことですよね。そういうこれが間違いであれば、こういう書類を平気で本会議場なんかで、これは町民に示したのと一緒ですからね。訂正どんしてですよ。何の根拠が。それも桑畑和

男町長の名前で代表者が。どういうあれなのか。どこからこれは入手されたのですか。いつ。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　これについては、今日お昼後援会の方に話をしまして持ってきてもらって､写しを議員のみなさん方にお渡しをしたわけでございます。これの裏には原稿といいますか、県の方にあるわけでございますので、県の方をもう１回確認をしてみたいと考えています。

以上です。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　こういう形で訂正等が出ておりますが、現在の町長の後援会の会長さんというのは、やっぱり小倉昭男さんですか。聞いておきたいと思いますが。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　間違いありません。

○議長（東村　和往君）　重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　新聞の中で３０万円、今日、議会ではっきりしたことは２０万円か３０万円かというのが、３０万円渡しました。もう１人の人には２０万円ぐらい持って行ったのか、受け取らなかったということですが、その日はいくら持っていかれたのですか。日にちと金額。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　同じ額だったと思います。日にちについては、調べていますけども同じ日に行ったと考えています。

以上です。

○議長（東村　和往君）　重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　日にちが同じであれば、３０万円ずつということであれば、６０万円の支出です。それもポケットマネーだったのですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　そのようなことです。

○議長（東村　和往君）　重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　その総額６０万円ですよね。日にちも一緒ですよね。１人で行って車、そのへんたいの記憶はありますか。それともタクシーで行かれたのですか。そして、今、断られていますよね３０万円は。事務局長だった人ですよね。その後、もうこれだけお礼と感謝の気持ちを持っておられる町長ですので、受け取らなかった人に対してやはりお礼をまだせんないかん気持ちもあるでしょう。その後２回目の接触は受け取らなかったからといって、行っていないのですか。その２点。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　同じ日に、行きましたけれども自分の車で参りました。そしてまた、お金についても、ポケットマネーというなことで持って行ったというふうに考えております。１人で夜行きました。その拒否された方については、まったく何もしておりません。

○議長（東村　和往君）　重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　いろいろと質問している中でどんどんと矛盾が出てくるように感じますが、いろいろと調べて答弁するとかいうのもありまして、今日また後援会等やら町長自身日記帳を見られて、再度、自分の身の潔白の為に説明をする、議会に対してですよ、また町民に対してする機会はいつごろとお考えですか。１２月議会でいいだろうというふうにお考えですか。どうですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　いろいろ調査することや、資料の収集やあると思いますので１２月の議会中には、なるべく早い機会に議会の方にご報告を申し上げたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東村　和往君）　重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　１２月の議会というのは、議長が町長から議会に開きたいということを言って議会というのは開かれるわけです。今、町長は三股町の関心ごととして、自ら１日でも早くやれることは優先順位で、議会が開かれたからということは優先順位ではないです。あなた自身の身の潔白、そして来年の９月までは任期を全う、職責をしたいという、第１番目は１日でも早く説明を議会にする、もしくは町民にするということが、あなたの第１番のお仕事ではありませんか。いかがですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　言われるとおりで、なるべく早い時期に議会の方にご報告申し上げたいというふうに考えております。

○議長（東村　和往君）　重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　議会というのは、ただ単に明日集まっくりということではありません。議会に報告と今言われましたが。書類を通じてやらなきゃいけない。１２月７日が議会の初日に予定はしてありますが、４日の日が議運告示です。開く開かないは未定です。しかし、町長の今求められている町民からあの事件はどげんなっちょっとよと、町長は答弁で来年の９月までは任期を全うされたいと言っておりますので、私も町民の方にそう言っています。しかし、事件を解明という言葉が私たちもこれで説明がつきますかと言ったら､つきません。早く真相究明、事件の沈静化を図るためには、身の潔白をしていただく、今日もいろいろとメモをされておりま

すので、今日は１１月の最期ですが明日から１２月になります。時期についてもう少し明快な答弁をいただきたいのですが、いかがですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　先ほども申し上げましたように、書類の収集、調査事項等もいろいろございますので１日も早く、なるべく早く書類を揃えて議会の方にご報告を申し上げたいと考えております。

以上です。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　疑問点はどんどん、聞きたいと思います。それで、新聞報道では今、読んでみますと町長は正直に後援会の幹部の２人の方に行かれたと、一方の人は受け取った人は町長は０７年の終ってから４年ぐらいしてから持っていったということで０７年の７月ごろ、そして謝礼として受け取ったというのは認めていますが、１１月１４日の宮日新聞では時期については町長再選の０２年１１月から１２月ごろと話しているということ、どっちかがうそをついているということです。うそかそれかその時もお礼をしたのか、０２年の９月に選挙があったわけですから、その幹部の方は０２年の１１月から１２月に受け取りましたと言っているのです。ということは、このときもお礼をしてまた４年後にお礼をしたということに、これが事実ならですよ。町長は確かにその時に持って行ったと、それは受け取りました、これは全然違いますから４年間の間のずれ、ではその時もお礼をして、また４年後にお礼をしたというふうにこの記事では受け取りますよ。

それともう一方の方は、これは朝日新聞ですね、取材に対し町長から現金提供の申し出を受けたこともありません。いっさいそういうのはないと､お礼として受け取ったんじゃないとかいや、返されましたという次元の話ではないです。全然どっちがどうなのかということはわかりませんけど、おかしな話です。本当に相手が謝礼として受け取るとか、謝礼として、いやいいですがと断りをするのだったら話が合うはずです。話が合わないというのは、どう考えてもその当時もお礼をしました､でまたお礼をしますと。これはお礼ではないです。先ほど出ていますが､買収です。次の選挙に向ってあと２カ月しかないのに、前の選挙のお礼をする人は私もちょっと聞いたことがありません。だから、そういうことを含めていくと、これはもう町民の疑問です。私の疑問ではないと思うのです。みんな感じることです。供述が違うがねと、０７年に持っていった、こっちは受け取ったほうは受け取ったほうでそれは４年前だったですよと、それはお礼は済んでいるわけですから、そこ辺はどうなのでしょうかね。相手方が記憶がおかしいのか町長自ら大体おかしいというのは何回も言うようですが、今さらそういう事実を話される、この事態でこんなことになっているのです。何もわれわれは何もなしで根拠もなしでこういうふうにして、そのために

はいろいろなことを詳細に聞いて、私なんかも町民に対しての説明が出来るようにしておかないといけませんので、こういうことが記載されていますが、そうやれば相手方に対して、私はそうだったですがねと聞かれたのですか。相手方に。じゃねかったですがね、０７年だったですがねということは聞かれましたか。そこにはそういう取材で、相手方は全然違ったことを言っているわけですから。どっちの信憑性なのかというのを問いたいです。これはもう公の取材活動の中でこう言われたわけですから。どうなのですかね。

○**議長（東村　和往君）**　町長。

○**町長（桑畑　和男君）**　謝礼のこの行為については、平成１８年７月と考えております。第２期の選挙でいろいろご苦労いただいたその気持ちとして、７月に、これについても日にちははっきり調べたと思いますが、７月だったというふうに考えております。

それと後１人の方が提供も何もなかったと言われておりますが、僕としていえばその持って行ったいうのは、はっきりと記憶がございます。１人で行きましたので。

以上です。

○**議長（東村　和往君）**　山中君。

○**議員（１０番　山中　則夫君）**　持って行ったのは認められたということですが、それはだれかの指示で持って行ったのですか。私はその当時に何回も聞いています。何回も後援会長をもう１回引き受けてくれということを。じゃ、最初からお礼だということでそういうことはずっと言われなかったと。そして、誰からか指示されたのではないですか。町長。自分から自発的にじゃなくて。だからお礼ということになったんじゃないですか。そういうことをすることによって、そういうことを口実に出せば相手も受け取るだろうということの、それまでは次の選挙に向っての協力体制をということで言っていたのが、それがどうも前に進まないとその当時、後援会長もなかなか決まらないということで。そこ辺をやっぱり、正直に言ったわけですから、誰かの指示だったと私は思うのです。その人のやり取りをずっとしていましたから、その時に。いかがですか。

○**議長（東村　和往君）**　町長。

○**町長（桑畑　和男君）**　この謝礼の行為については、独断で自分の考えでやったということでございます。他の人の意見は聞いておりません。自分の気持ちで行ったということでございます。

以上でございます。

○**議長（東村　和往君）**　山中君。

○**議員（１０番　山中　則夫君）**　自分の気持ちで行かれたと、その当時こういう行動をした時に誰かに町長はその結果を話しているのではないですか。自分の仲間だ、選挙関係者だと思いますが。そういう結果を話しているのではないですか。この人は受け取り。本当に自分の胸の中でお

さめておけば１人で行った、良い悪いは別ですよ、違法だそれは別として、誰にも言わなければこういう問題が明くる年の半年ぐらいしたら怪文書が出たりしないはずです。誰かに町長は言ってあるのです。本当に信用したかどうかわかりませんけれど、その人から漏れたのですよ。これは。文書を私も見ましたが、ぴしゃっとした文書だったです。だから誰かに語ったのです。誰かに語ったということは、だれかが指示したからその人がどうだったですかと言ったから、町長自らそういうふうに､それは普通だったら言わないです。本当に自ら自分の判断でしたのだったら、人に言う必要はないわけですから。これは選挙に出れば皆、これは本当は俗に言う墓場まで持っていかないといけない話ですよ。自分で判断したのだったら。とんでもないことになっているんですよ相手方に対しても。だからこういうことを私もこの場で言わないといけないわけです。だれかに言ったのでしょう。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　この件につきましては、本当に記憶が定かではありません。言った言わないは、記憶は定かでございません。

以上です。

○議員（１０番　山中　則夫君）　言ったかもしれないんですね。

○議長（東村　和往君）　重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　３０万円はお礼として、本当に町長のまごころで後援会長に渡されました。片方は受け取らない、受け取らないから、何年経っても２度目は行っていない。しかし、今考えてみるとお金を現金を渡すというのは違法であると、十分勉強もした、魂も入ったということでしょう。しかし最初のお金を貰っていない人に対して、町長は意が通じていないですよね。まごころを込めて私の選挙を応援してもらった人が３０万円、どっちも３０万円、後援会長もですわね。いまだにその人に対してお礼をせんないかんな思っていますか、いかがですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　１人のお金を拒否された人については、やはりいつも気にかかっております。人間として儀礼的にも、いつも気にかかっております。

以上です。

○議長（東村　和往君）　重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　通常、そうであれば、お金というのは今言われたように、違法だということはわかったと、人間として３０万円というお金、１０万円でもいいですが、相手に自分の選挙戦の時に戦って、一緒にしてもらった人ですよね。どんなことも教えていただいた選挙参謀ですよね。でも、今後そのお金は受け取らなかったけれども、今後もその返していきたいという気持ちと、町民があなたに票を入れた気持ちとの、あなたがみんなに示そうとする誠意です

よね。それは、通用しないことがあるのです。自分も一部の人だけお金を渡している、一部だけですか、本当に。まだあるんじゃないですか。あるとは言えなんでしょうけれどね。しかしあなたがやられている行為は、一部の人にだけは、金を俗に言う裏金です。ちゃんとこうやって選挙の時に金を支出すればなにも問題はなかったはずです。でもあなたはちゃんと書いているということは､これで書けばお金が使用弁償できるという金もちゃんとここにあるじゃないですか｡知っていないとは言わせませんよ、あなたは。千何百万円後援会の中で金を支出しているのなら。このほうでいけば正当に金を払えるのですよ。知らなかったということは、本当にうそですよ。書いてるじゃないですか、ここに支出を。いかが何ですか、本当に知らなかったと言い切れますか今からも。どうですか。

○**議長（東村　和往君）**　町長。

○**町長（桑畑　和男君）**　謝礼を拒否された方についてはその後も全くしていないところでございます、しかし先ほども申し上げましたように、常に気にかかっていることは本当でございます。

以上です。

○**議長（東村　和往君）**　重久君。

○**議員（５番　重久　邦仁君）**　こういう立派な選挙参謀を持ってて、金まで持って行けとあなた個人が判断されていると言い切りましたけれど、違うでしょう。３０万円のほかに２つ合わせれば６０万円です。そのまま上に１５０万円はどんどんつみ上がるから、６人だから９００万円です。本当に議会に提出できるように裏づけの個人にしてみれば１５０万円をあなたに寄付するということは、伝票はこっちから出したから、それではないです。極端に言えば向こうに迷惑がかかるかもしれないけれど、１５０万円出した元を出せるだけの家族の合意はちゃんと得ているから、そのことを言われると私は解釈するから、あなたが１５０万円ここに受け取りましたよという領収証で、みんなに書類を出したってこれではとおりません。相手方から、身内ですからね。奥さんにしてもどの定期預金から１５０万円出したか、選挙法にあなたは出したと言っているわけだから、ちゃんとそこまで裏づけが出来ないと無理だと思います。奥さんも１５０万、房子さんで１５０万だわな。同じ、ありますわね、６ですね。もう１人、松村さんがいる。きれいに１，０００万円です。１５０万円の口が６口、１５かける９００万円、これに残り１００万円をもう１人して、きれいに１，０００万円。これも同族です。こんな数字を出せることはどんなにあなたが数字を言っても無理がある。議会にてげ出しちょけば書類で数字を出しちょけばわからんとよ、じゃないのですよ。みんな選挙をして知っていますよ。いかがですか、町長。こんなにきれいに後援会に１，０００万円も、ぴしゃっと集まるわけはないですよ。無理がありますよ。書類をつくろうとすれば、書類もうそをつくらんないかんですよ。そげんすれば、また個人に行ったさね、お前は銭ぬこげんしたこげんしたこちしっくりと、又言いけ行かんないかん。大変です

よ。１人でしたっじゃないでしょう。持って行ったのはいかがですか、３０万円自分で決めるっちゅうのは。誰からか指示されたのでしょう。町長は真っ直ぐな人ですよ。みんな町民も信じられないと思っているんですよ。まさか、あの人が、誰かにか指示されて動かざるを得なくなったんじゃないですか。

この先ほど私が質問しました、きれいに１，０００万円になった裏づけという言葉はわかりますね。相手にですよ、あなたの身内である、ＡさんＢさん、お前がそん定期を下ろしたた何月何日やがね。こん日したっが一緒やがねと、いうことまで出してくれということを僕は質問しているのですが､そのことにはどうですか｡出せますかその書類は｡個人のプライバシーにかなり触っていますけれど、しかしあなたの身内で同族で名前がちゃんと書いてある以上は、この裏づけがないと整合性がないのですよ｡こちらから､後援会から領収証を出したじねと｡１５０万寄付じゃかい。おっだ税金は個人寄付やかいということでは済まないのですよ。あなたは書類を出すと言われたけれど、いかがですか出されるのですか。出さないのですか。努力するのですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　先ほどから、申し上げておりますように、寄付ではなく謝礼行為については本当に独断で、自分の考えで引き起こしたことでございます。

それとこの１５０万円のここに記載がございますが、これについても県の方の書類等を充分調査しながら報告を申し上げたいというふうに考えております。

○議員（５番　重久　邦仁君）　報告するんですね。

○議長（東村　和往君）　ここで、３時まで本会議を休憩します。

午後２時 50 分休憩

午後３時 00 分再開

○議長（東村　和往君）　休憩前に引き続き本会議を再開します。重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　町長は相当勉強されておりますので、第２２１条に買収及び利害誘導罪ということで、読ませていただきます。

次の各号に掲げる行為をした者は、３年以下の懲役もしくは禁固又は５０万円以下の罰金に処するというのは、当選を得もしくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人、又は選挙運動者に対し金銭、物品、その他の財産上の利益、もしくは公私の職務の供与、その供与の申込みもしくは約束をし又は供与接待､その申込みもしくは約束をした時。これすらあたると。罰則規定に。２、当選を得もしくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人又は選挙運動者に対しその者又はその者と関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、それから小作、寄付そ

の他の特殊の直接利害関係者を利用して誘導した時というのが、いろいろとその選挙公選法の中で罰則規定があります。あなたが、いつかはその３０万円を受け取らなかった、けれどもその感謝の気持ちはいつかはしてやりたいと、でも、あなたがしようとしている人は選挙人であることは間違いありませんね。当町の。それすら厳しくここの選挙法の中に謳ってあります。その点をよく見ると大変な問題でありますので、真摯な町政運営をもって、しかるべきだと思いますが、この解釈にたって町長はどのようにご認識がありますか。この２２１条の件を読まれて、当然勉強されているでしょう。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　先ほどから申し上げておりますので、私といたしましては儀礼的にご苦労願ったそのお礼ということは、あくまでもそういう気持ちが先行してお礼にということでございまして、買収という気持ちはまったくございませんでした。そういう気持ちでこの謝礼の行為はやったということでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　辞職勧告決議案の提案の動議を提出したいと思います。

○議長（東村　和往君）　ただいま、上西さんから町長に対する辞職勧告決議案の動議が出されましたけれども、大変重要な問題でありますので、ここで議運で検討させていただきたいと思いますが。

○議員（４番　大久保　義直君）　いろいろと聞いておりますけれども、一応その上西議員の提出前に、町長から寄付金の領収書の提出、人件費の領収書の提出、上西さんが光熱水費の問題、それからそれぞれの書類の提出がですよ、それを見た上で、動議というものは出して欲しいと思います。先ほど議長が言われましたように、再度、議運の方で協議した上でやってもらえればいいと私は思っております。

以上です。

○議長（東村　和往君）　全員協議会に切り替えます。

午後３時06分休憩

〔全員協議会〕

午前３時13分再開

○議長（東村　和往君）　本会議を再開します。ここで、いろいろ協議するために本会議を暫時休憩します。

午後３時14分休憩

午後４時26分再開

○議長（東村　和往君）　休憩を閉じて本会議を再開します。ただいま、桑畑和男三股町長に対する辞職勧告決議案を提出したいとする動議が提出されました。これは、１人以上の賛成者がありますので、動議が成立しました。

これより、桑畑和男三股町長に対する辞職勧告決議案を提出したいとする動議を議題といたします。動議提出者の説明を求めます。上西さん。

〔議員　上西　祐子君　登壇〕

○議員（３番　上西　祐子君）　３番上西です。辞職勧告決議案の提案と理由の説明を行います。桑畑町長は、２００６年の町長選を前に元後援会会長に現金をおくっていたことを自ら認めました。公職選挙法では、選挙区内の有権者への寄付行為をすることを禁じております。町長は、前の選挙の時の後援会長へのお礼で、法に触れる認識はなかった、無知だったと謝りましたが、長いこと行政に携わってきた人が、お金をおくるという行為に対して法に触れるということを知らないということはありえないし、常識では考えれないことです。また、自らの後援会に違法な寄付をしているということも公職選挙法に違反しております。後援会に１，２４８万円収入があるのに、また、１５０万円の寄付をする法定選挙費の何倍もかけて選挙をする。法を守り、職員に模範を示さないとならない立場の人が、自ら法を破る行為をすることは、町政の代表者にはふさわしくないと考えます。

以上、終ります。

○議長（東村　和往君）　全員協議会に切り替えます。

午後４時29分休憩

〔全員協議会〕

午後４時30分再開

○議長（東村　和往君）　本会議を再開します。

これよりただいまの動議に対する質疑、討論、採決を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより、討論を行います。まず、この動議に対する反対討論の発言を許します。池田さん。

○議員（７番　池田　克子君）　私は、この動議に対する反対の立場から申し上げます。

再々にわたり、町長のいろいろな答弁をいただきまして、その中で今後いろいろな書類等も提出していきますという答弁がございました。今日の書類等だけでは判断し兼ねない面もございますので、もう少し書類等の提出があった後でもこの決議案の提出はいいのではないかと思いますので、今回の今日の決議案の提案に対しては、反対いたします。

○議長（東村　和往君）　次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決をいたします。桑畑和男三股町長に対する辞職勧告決議案を提出したいとする動議に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村　和往君）　起立多数であります。よって桑畑和男三股町長に対する辞職勧告決議案を提出することは可決されました。

お諮りします。本動議の取り扱いについては、直ちに日程に追加し、追加日程第２として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「意義なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　ご異議なしと認めます。よって本動議については、ただちに日程に追加し、追加日程第２として議題とすることに決定しました。

それでは追加日程第１「１１月１３日開催の全員協議会の件」報告の次に、追加日程第２、決議案第１号「桑畑和男三股町長に対する辞職勧告決議案」とご記入下さい。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

追加日程第２．決議案第１号「桑畑和男三股町長に対する辞職勧告決議案」

○議長（東村　和往君）　追加日程第２、決議案第１号「桑畑和男三股町長に対する辞職勧告決議案」を議題とします。

この際、提出者の説明を求めます。上西さん。

〔議員　上西　祐子君　登壇〕

○議員（３番　上西　祐子君）　桑畑和男三股町長に対する辞職勧告決議案。桑畑和男町長は、２００６年の町長選を前に元後援会会長に現金をおくっていたことを自ら認めました。公職選挙法では、選挙区内の有権者への寄付行為をすることを禁じております。町長は、前の選挙の時の後援会長へのお礼で､法に触れる認識はなかった､無知だったと謝りましたが長いこと行政に携わってきた人が、お金をおくるという行為に対して法に触れるということを知らないということはありえないし、常識では考えれないことです。

よって三股町議会は町政の混乱を最小限に抑え、町民への迷惑が及ぶことがないよう、桑畑和

男町長に対して、即時の辞職を勧告するものである。

平成２１年１１月３０日、宮崎県三股町議会

以上です。

○議長（東村　和往君）　本案は、除斥の対象に該当すると判断しますので、町長以下執行部の退席を求めます。

〔町長以下執行部　退場〕

○議長（東村　和往君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これから決議案第１号を採決します。決議案第１号「桑畑和男三股町長に対する辞職勧告決議案」は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「意義あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　意義があるようですので、起立により採決します。決議案第１号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村　和往君）　起立多数であります。よって決議案第１号は可決されました。

〔町長以下執行部　入場〕

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（東村　和往君）　以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成２１年第９回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午後４時38分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長　　東村　和往

署名議員　　重久　邦仁

署名議員　　原田　重治

三股町告示第33号

平成21年度第10回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年12月4日

三股町長　桑畑　和男

1　期　日　　平成21年12月7日

2　場　所　　三股町議会議場

○開会日に応招した議員

指宿　秋廣君	財部　一男君
上西　祐子君	大久保義直君
重久　邦仁君	東村　和往君
池田　克子君	原田　重治君
中石　髙男君	山中　則夫君
黒木　孝光君	山領　征男君

○12月9日に応招した議員

○12月16日に応招した議員

○12月17日に応招した議員

○12月18日に応招した議員

応招しなかった議員

平成21年　第10回（定例）三　股　町　議　会　会　議　録　（第1日）

平成21年12月7日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成21年12月7日　午前10時05分開会

日程第1　会議録署名議員の指名

日程第2　会期決定の件について

日程第3　議案第１０１号から議案第１２１号までの２１議案、陳情1件、
請願2件及び意見書案1件並びに報告1件一括上程

日程第4　質疑・討論・採決（議案第１１７号から議案第１２０号）

追加日程第1　辞職勧告決議に対する町長の見解の件

本日の会議に付した事件

日程第1　会議録署名議員の指名

日程第2　会期決定の件について

日程第3　議案第１０１号から議案第１２１号までの２１議案、陳情1件、
請願2件及び意見書案1件並びに報告1件一括上程

日程第4　質疑・討論・採決（議案第１１７号から議案第１２０号）

追加日程第1　辞職勧告決議に対する町長の見解の件

出席議員（12名）

1番　指宿　秋廣君	2番　財部　一男君
3番　上西　祐子君	4番　大久保義直君
5番　重久　邦仁君	6番　東村　和往君
7番　池田　克子君	8番　原田　重治君
9番　中石　高男君	10番　山中　則夫君
11番　黒木　孝光君	12番　山領　征男君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　上村　陽一君　　書記　川野　　浩君

書記　山田　直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑　和男君	副町長	木佐貫辰生君
教育長	田中　久光君		
総務企画課長兼町民室長	渡邊　知昌君		
税務財政課長	原田　順一君	町民保健課長	重信　和人君
福祉課長	大脇　哲朗君	産業振興課長	下沖　常美君
都市整備課長	中原　昭一君	環境水道課長	岩松　健一君
教育課長	野元　祥一君	会計課長	山元　宏一君

午前10時05分開会

○議長（東村　和往君）　ただいまから平成２１年第１０回三股町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

―――――――――・―――――・―――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（東村　和往君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本会議中の会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、議長において１番指宿君、７番池田さんの２人を指名します。

―――――――――・―――――・―――――――――

日程第２．会期決定の件について

○議長（東村　和往君）　日程第２、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員長。

○議員（５番　重久　邦仁君）　議長、動議。

○議長（東村　和往君）　重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　会期決定の件につきまして、動議を提案いたします。

今定例議会に提案されております１２１号の件でございますが、議会で勧告決議案をしたにもかかわらず、上程されてある案件について疑義が生じておりますので、動議の提案をいたします。

○議長（東村　和往君）　会期の決定について動議じゃ、動議の趣旨をもう１回お願いします。

○議員（５番　重久　邦仁君）　日程の会期の決定を議案第１０５号から１２１号までと、会期の中の第３の日程の中で組んであります。これについて、議運の会議であった日程の会期の決定を議員長から報告があろうかと思います。それにつきまして、上程されております議案第１２１号について疑義が生じましたので、動議を提案いたします。

○議長（東村　和往君）　質疑が生じた、議案第１２１号をどうしたいという動議ですか。

○議員（５番　重久　邦仁君）　趣旨説明は後ほどだと思いますが、いかがですか。

○議長（東村　和往君）　趣旨説明の後で動議ということで、いいですね。

○議員（５番　重久　邦仁君）　まずは、その動議が成立するかどうかをお諮りいただきたいと思います。

○議長（東村　和往君）　議会運営委員長が報告してからでいいですね。

○議員（５番　重久　邦仁君）　はい。

○議長（東村　和往君）　議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

〔大久保　義直議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（大久保　義直君）　それでは議会運営委員会の協議の結果についてご報告を申し上げます。

去る１２月４日に委員会を開催し、本定例会の会期日程等について協議をいたしました。その結果、本定例会の会期は本日から１８日までの１２日間とすることに決定しました。日程の詳細につきましては、会期日程案を配布しておりますので説明は省略をいたします。

また、議案第１１７号から議案第１２０号までの４議案については本日に、議案第１２１号、請願２件及び意見書案１件については最終日の１８日に委員会付託を省略し全体審議で措置することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（東村　和往君）　お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり、本日から１８日までの１２日間とすることにし、議案第１１７号から議案第１２０号までの４議案については本日に、議案第１２１号、請願２件及び意見書案１件については最終日の１８日に委員会付託を省略し全体審議で措置することにしたいと思いますがこれにご異議はありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　動議提案があるようなので、重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　ちょっと、ちょっと全協。全協の動議。とりあえず。先程言った私が最初に言った録音テープをちょっと早かったから抹消してね。今、動議ということで諮っていただきたい。今、上程されております議運長報告がありました１２１号「町長等の給与の減額

に関する条例の一部を改正する条例」ということで、最終日に採決するということで上程されておりますが、これについて疑義が生じましたので動議を提案いたします。

○議長（東村　和往君）　重久君、動議の趣旨、内容をはっきり述べて下さい。

○議員（５番　重久　邦仁君）　すいません。動議は案をするんじゃないですよ。

○議長（東村　和往君）　案じゃなくて、何のために。

○議員（５番　重久　邦仁君）　これは疑義が生じたので、１２１号は議案として採決に値しないと思うから。

○議長（東村　和往君）　すでに議案として提案されております。だから今諮っているのは、

○議員（５番　重久　邦仁君）　案を持たないのが動議やろう。

○議長（東村　和往君）　今、諮っているのは、最終日に１２１号については審議するということ。

○議員（５番　重久　邦仁君）　それはしない。それは、提案されているけど。

○議長（東村　和往君）　全員協議会に切り替えます。

午前 10 時 14 分休憩

〔全員協議会〕

午前 10 時 17 分再開

○議長（東村　和往君）　会議を再開します。

お諮りします。繰り返します。本定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり、本日から１８日までの１２日間とすることにし、議案第１１７号から議案第１２０号までの４議案については本日に、議案第１２１号、請願２件及び意見書案１件については、最終日の１８日に委員会付託を省略し、全体審議で措置することにしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　ご異議がありますので、起立により採決します。本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から１８日までの１２日間とすることにし、議案第１１７号から議案第１２０号までの４議案については本日に、議案第１２１号、請願２件及び意見書案１件については、最終日の１８日に委員会付託を省略し、全体審議で措置することにしたいと思いますが、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村　和往君）　賛成多数であります。よって、議会運営委員長の報告のとおり決しまし

た。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第３．議案第１０１号から議案第１２１号までの２１議案、陳情１件、請願２件及び意見書案１件並びに報告１件一括上程

○議長（東村　和往君）　日程第３、議案第１０１号から議案第１２１号までの２１議案、陳情１件、請願２件及び意見書案１件並びに報告１件を一括して上程いたします。ここで提案理由の説明を求めます。

○議員（５番　重久　邦仁君）　議長。動議。

○議長（東村　和往君）　重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　今朝９時から審議しております議案第１２１号ですが、納得のいく説明ではありません。よって、上程される前に再度、全体審議の開催を求める動議を提案します。

○議長（東村　和往君）　上程されまして、今から提案理由説明をするわけです。ただいまの動議に賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（東村　和往君）　本動議は、所定の賛成者がありますので成立しました。重久君。動議の趣旨の説明をお願いします。

○議員（５番　重久　邦仁君）　再度、全協を開くことの動議を提案いたします。内容においては今朝、本会議が定例会という１０時からということにもなっているにも関わらず、９時に町長からの説明があるということで、議員全員９時から協議をしているのが、町長に対する不信任案動議に対して１２１号を減俸１００分の３０ということで提案した理由、今後からも町長職は続けて行きたいという中身、それから教育長においては前回いろいろな事件があったことに対する報告、すべてにおいて三股町は一体だれがどこをどう見ているのか、そういうことを先ほど説明が報告が９時から１０時の間であったのですが、早速本会議を開くということを言われましたけれども、説明がまだ足りなければ、１０時以降も私は賜ったところでは、議長は本会議は１０時に開くが、審議が足りなければ、全体協議会をするということであったので、動議提案として今、全協を開くことの開催を求める動議を提案いたします。

以上。

○議長（東村　和往君）　ただいまの重久君の全員協議会を開催する動議に対して、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村　和往君）　起立少数であります。従いまして、ただいまの動議は否決されました。

それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

〔桑畑　和男町長　登壇〕

○町長（桑畑　和男君）　それでは、提案理由の説明を申し上げます。

平成２１年第１０回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第１０１号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本案は、対策監の職について見直しをするもので、所要の事項について条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第１０２号「三股町情報公開条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本案は、指定管理者が公の施設の管理業務を行う上で、保有している情報の公開を行うもので条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第１０３号「三股町コミュニティ拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本案は、三股駅を改修し本年度開設いたしました、三股町コミュニティ拠点施設の多目的ホールの使用料を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第１０４号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本案は、三股町情報公開条例による情報公開の手数料について見直すもので、町民の知る権利の保障等をふまえ、実費のみの徴収とするため、また三股町コミュニティ拠点施設の多目的ホールの使用料を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第１０５号「三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

県は、昨年１２月議会において国の改定に基づき、道路占用料を改定しております。本町は、県の道路占用料に準じて、条例を制定していることから、県や他の市町村との均衡を保つため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第１０６号「平成２１年度三股町一般会計補正予算（第５号）について」ご説明を申し上げます。

本案は、今後の追加需要額を見込むとともに、各種事務事業の補助内示、変更、決定、実績見込による所要の補正を行うもので、歳入歳出予算の総額７９億２，６８６万７，０００円に歳入歳出それぞれ、１億７，０６６万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ

れ８０億９，７５３万４，０００円とするものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

町税は固定資産税において、調定による見込増を増額補正し、国庫支出金については、障害者自立支援給付費負担金や全国瞬時警報システム整備交付等をそれぞれ増額補正するものであります。県支出金は国民健康保険基盤安定負担金の決定により増額補正し、保育園施設整備に伴う安心子ども基金特別対策事業補助金や森林整備地域活動支援交付金等を増額補正するものであります。

繰入金は、財政調整のため財政調整基金を減額補正し、町債は保育園施設整備事業に伴う増額補正であります。

次に、歳出について主なものを説明を申し上げます。

各款における人件費については、先の臨時議会で条例改正しました一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に伴うものをそれぞれ減額補正するものであります。

総務費においては工事成績評価管理システムの構築費や三股駅駐車場整備事業測量設計費のほか、町税等還付金を増額補正するものであります。

民生費では、社会福祉費において障害者自立支援給付費を見込みにより、また平成２０年度障害者自立支援給付費等の清算に伴う、国権補助金返還金をそれぞれ増額補正し、介護保険特別会計及び老人保健特別会計への繰り出し金をそれぞれ減額補正するものであります。児童福祉費においては、保育園施設整備に伴う補助金等を増額補正するものであります。

衛生費は、清掃工場負担金等を増額補正し、塵芥処理費の重機低公害車購入費用を執行残として減額補正するものであります。

農林水産業費は、林業振興費において森林整備地域活動支援交付金を増額補正し、消防費においては防災対策費において全国瞬時警報システム整備事業を増額補正するものであります。

教育費においては、パソコンのＬＡＮ回線設置委託料を備品購入費から組み替えしようとするものであります。

第２表の地方債の補正でありますが、社会福祉施設整備事業債を追加し、一般公共事業債ほかを事業費の増減により変更するものであります。

次に、議案第１０７号「平成２１年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について」ご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額２７億３，２９３万３，０００円に歳入歳出それぞれ１億３，１１８万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２８億６，４１２万円とするものであります。

歳入につきましては、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金及び保険基盤安定繰入金をそれ

ぞれ増額補正するものであります。

歳出につきましては、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、高額医療費共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金などの増額補正であります。

次に、議案第１０８号「平成２１年度三股町老人保健特別会計補正予算（第２号）について」ご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額３，８７１万１，０００円から歳入歳出それぞれ２，５４９万４，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，３２１万７，０００円とするものであります。

歳入につきましては、医療費交付金及び一般会計繰入金の減額補正であります。

歳出につきましては、医療給付費及び医療費支給費などの減額補正であります。

次に、議案第１０９号「平成２１年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第３号）について」ご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額１億９，４３５万１，０００円に歳入歳出それぞれ２４万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億９，４６０万円とするものであります。

歳入につきましては、事務費繰入金の増額補正で、歳出につきましては一般管理費の増額補正であります。

次に、議案第１１０号「平成２１年度三股町介護保険特別会計補正予算（第３号）について」ご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額１７億２，７２２万７，０００円から、歳入歳出それぞれ１８５万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７億２，５３７万７，０００円とするものであります。

歳入につきましては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金をそれぞれ増額補正し、一般会計からの繰入金を減額補正するものであります。

歳出につきましては、主なものといたしまして人事院勧告に伴う人件費の減額及び今年度の実績見込による保険給付費を補正するものであります。

次に､議案第１１１号「平成２１年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第３号）について」ご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額１，６１３万７，０００円に歳入歳出それぞれ４２万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，６５６万１，０００円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金を増額補正するもので、歳出につきましては、総

務費を増額補正するものであります。

次に、議案第１１２号「平成２１年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について」ご説明を申し上げます。

本案は、平成２１年４月の人事異動と今回の人事院勧告による人件費の調整を合わせて行う補正予算案であります。すなわち、歳入歳出予算の総額４億１７３万６，０００円から歳入歳出それぞれ５１万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を４億１２２万５，０００円とするものであります。

次に、議案第１１３号「工事請負契約の変更について」ご説明を申し上げます。

本案は、現在施工中の勝岡小学校体育館建築工事においてエレベーターを設置することにしておりますが、エレベーターの戸開走行による挟まれ事故や地震によるエレベーターの閉じこめ事故を防ぐため、建築基準施行令の一部が改正され、戸開走行保護装置の設置が義務付けられたこと及び一部追加工事等が必要になったことから工事請負契約の変更をしようとするものであります。

次に、議案第１１４号 「宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について」ご説明を申し上げます。

本案は、市町村合併に伴い宮崎県自治会館管理組合が組織する地方公共団体の数の減少について関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第１９０条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第１１５号「宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮崎県市町村総合事務組合規約の変更について」ご説明を申し上げます。

本案は、市町村合併に伴い、宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第１９０条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第１１６号「宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について」ご説明を申し上げます。

本案は、市町村合併に伴い、宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第１９１条の１１の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第１１７号から議案第１１９号までの「公平委員会委員の任命について」は関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

この３議案につきましては、地方公務員法第９条の２第２項の規定に基づき公平委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。公平委員会委員は人格が高潔で地方自治の本

旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に対し識見を有するものの選任が望ましいことから、種々検討の結果引き続き高橋ヒロ子氏、神宮司祥子氏、松崎行夫氏をそれぞれ最適任者であると考えここに、ご提案申し上げるところでございます。

次に、議案第１２０号「教育委員会委員の任命について」ご説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条の規定に基づき、教育委員の任命について議会の同意を求めるものであります。現在の教育は生涯学習の推進、国際化、情報化等の進展と相まって、青少年非行の増大と大きな社会問題化が危惧されております。また、文明と自然との調和を目指し、薫り高い文化を創造し、豊かな心と国際社会に適応する教育の推進、並びに家庭や地域社会との緊密な連携が求められるなど、教育委員の機能と役割は大きなものがございます。教育委員は人格が高潔で教育・学術及び文化に対して識見を有するものの選任が望ましいことから、引き続き宮田安親氏が適任者であると考え、ここにご提案申し上げるところでございます。

次に、議案第１２１号「町長等の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本案は、平成２２年１月１日から平成２２年２月２８日までの間における、町長の給与を減額するもので、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、２１議案について、それぞれ提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認下さるようお願いをいたします。

なお、今議会に報告１件が提出してございます。

報告第１２号「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について」はそれぞれ関係法令の規定により議会に報告するものであります。

よろしくご理解をいただきますようお願いをいたします。

以上で、提案理由のご説明を終ります。

○議長（東村　和往君）　補足・説明があれば許します。

次に、請願第４号の趣旨説明を求めます。上西さん。

〔３番　上西　祐子議員　登壇〕

○議員（３番　上西　祐子君）　請願書の紹介議員になりましたので、趣旨説明をいたします。

「国に治安維持法犠牲者への国家賠償法（仮称）制定」を求める請願」です。請願の趣旨として、戦前、主権が国民にあることを唱え、侵略戦争に反対して治安維持法で弾圧され、多くの国民が犠牲を被りました。治安維持法が１９２５年に制定されてから廃止されるまでの２０年間に逮捕者は数十万人、送検された者７万５，６８１人、虐殺された人８０人以上、拷問・虐待などで、獄死した人１，６００人余にのぼります。宮崎県でも私たちの調べでは、犠牲者は県外で活

動した人を含めると、５０名を超え特に都城市で小学校教諭を中心に 「日南振興教育研究会運動」として、戦争に反対し、子どもたちに正しい教育を教えようと研究・教育運動をすすめていました先生たちが１９３２年に弾圧を受け、治安維持法違反で１２名が逮捕され、２９名が関係者として送検されております。日本がポツダム宣言を受託したことにより、治安維持法は政治的な自由の弾圧と人道に反する悪法として廃止され、この法律で、処罰された人々は無罪にされましたが、政府は謝罪も賠償もしておりません。ドイツでは連邦補償法でナチス犠牲者に謝罪と賠償をしております。イタリアでも国家賠償法で「反ファシスト政治犯」に終身年金を支給しております。アメリカ、カナダでは第二次世界大戦中に強制収用した日系市民に対し、１人２万ドル、カナダでは２万１，０００ドルを支払い、大統領が謝罪しております。韓国でも治安維持法犠牲者を英雄とし表彰し、年金を支給しております。日本弁護士連合会でも、「治安維持法犠牲者は日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として、その行為は高く評価されなければならない」と指摘し、補償を求めております。

私たちは「ふたたび戦争と暗黒政治を許さない」ために、国に「治安維持法犠牲者への国家賠償法（仮称)」の実現を求めております。三股町議会が趣旨に賛同いただき意見書を採択していただきますよう、陳情いたします。

以上請願書の趣旨説明を終ります。

○議長（東村　和往君）　請願第５号の趣旨説明を求めます。山中君。

〔１０番　山中　則夫議員　登壇〕

○議員（１０番　山中　則夫君）　それでは、「改正国籍法の厳格な制度運用を求める請願について」請願の理由の説明をいたします。

国籍法の一部を改正する法律が平成２０年１２月５日に参議院で可決され、同年１２月１２日に公布されました。本改正法案は「出生後日本国民である父に認知された子の国籍の取得に関する国籍法の規定は一部が違憲である」という、最高裁判所判決があったことにかんがみ、父母が婚姻をしていない場合における認知された子にも届出による日本国籍の取得を可能とするために提出されたものであります。しかし、改正法の適正な施行に向けて両院で附帯決議が行われたほか、国民の間でも、偽装認知等の違法行為並びに不正行為を懸念する声もあります。違法に日本国籍が取得された場合、それに伴い生じる犯罪行為及び不正行為によって、住民の福祉の増進、並びに三股町の健全な発展が妨げられる恐れがあります。国籍法の改正によって生じ得る偽装認知の防止並びに改正された国籍法の厳格な制度運用を求めるものであります。

よろしくご審議され、ご賛同をいただきます様、よろしくお願いいたします。

○議長（東村　和往君）　次に、意見書案第６号について、提案者の趣旨説明を求めます。上西さん。

〔３番　上西　祐子議員　登壇〕

○議員（３番　上西　祐子君）　意見書案第６号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）について」提案の趣旨の説明をいたします。

深刻化していた多重債務問題の抜本的解決を図るため、平成１８年１２月に改正された貸金業法等は段階的に施行され、遅くとも来年６月までに完全施行される予定です。政府が設置した多重債務者対策本部において相談窓口の拡充、セーフティネット貸付の充実、金融経済教育の強化、ヤミ金融の取締の強化等を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定し、これら施策を着実に進めているところであるが、以前として厳しい経済雇用情勢の中、新たな多重債務者の発生を防ぐため、同法の早急な完全施行と既存の借り手などを対象とした対策のさらなる充実が求められております。こうした中、多重債務問題に関する市町村の相談窓口が十分であるとは言えない状況にある。よって、国においては地方消費者行政の充実、及び多重債務問題への取り組みが喫緊の課題であることを踏まえ、次の施策を講じるよう強く要請するものです。１、改正された貸金業法を早期、遅くとも本年１２月までに完全施行すること　２、自治体における多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む関係予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること　３、個人及び中小業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること　４ヤミ金融を徹底的に摘発すること。参考までになっておりますが、県内に１１月末現在ですでに宮崎県議会及び２市３町村で可決済みとなっております。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第４．質疑・討論・採決（議案第１１７号から議案第１２０号）

○議長（東村　和往君）　日程第４、議案第１１７号から議案第１２０号まで４議案の質疑・討論・採決を行います。

議案第１１７号「公平委員会委員の任命について（高橋ヒロ子氏）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第１１７号は原案のとおり同意することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、議案第１１７号は原案のとおり同意されました。

議案第１１８号「公平委員会委員の任命について（神宮司祥子）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第１１８号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、議案第１１８号は原案のとおり同意されました。

議案第１１９号「公平委員会委員の任命について（松崎行夫氏）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第１１９号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、議案第１１９号は原案のとおり同意されました。

議案第１２０号「教育委員会委員の任命について」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　ただいま、議案第１２０号「教育委員会委員の任命について」質疑をいたします。現在教育委員会の委員として４名を任命ということで、教育長を除いて今度の補充はされて何名になられるのか、多分欠員が１人あると思うのですが、そのことについての協議はされているのか、その２点で質問いたします。

○議長（東村　和往君）　教育長。

○教育長（田中　久光君）　はい。現在、教育委員は私を含めて４名です。１人が欠員です。その１人については、今後慎重に審議しましてご推薦をまたやるときはやっていきたいと思います。今はその時点でございます。

○議員（５番　重久　邦仁君）　残りの１名の補充の欠員に対しての国・県からの指導によりある程度の規定がかんでおられるかと思います。それについて引き続きその点を重要な課題として、運用されるつもりなのか、どうかお伺いいたします。

○教育長（田中　久光君）　今、ご指摘のとおり教育行政組織運営に関する法律の中の保護者をかえるということもありますので、その件については十分踏まえながら、そういう方をご推薦できるときはしてきます。今の時点ではありません。

○議長（東村　和往君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採択を行います。議案第１２０号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、議案第１２０号は原案のとおり同意されました。

ここで、詳細な数値の提示を求める総括質疑の通告期限についてお知らせします。明日の正午をもって締め切ることにしておりますので、時間厳守の上、事務局に提出下さるようお願いいたします。

それでは以上で、本日の全日程を終了しましたのでこれをもって本日の会議を散会します。

○議員（５番　重久　邦仁君）　議長、動議。

○議長（東村　和往君）　重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　先日、三股町議会が町長辞職勧告決議案を出しました。そのことについて、町長の答弁を求める動議を提案したいと思います。

以上。

○議長（東村　和往君）　ただいまの動議に賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（東村　和往君）　１人以上の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。重久君。動議の趣旨の説明をお願いします。

暫時休憩します。

午前 11 時 01 分休憩

午前 11 時 22 分再開

○議長（東村　和往君）　休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

これより、辞職勧告決議に対する町長の見解を求める動議を議題といたします。動議提出者の説明を求めます。重久君。

〔５番　重久　邦仁君　登壇〕

○議員（５番　重久　邦仁君）　ただいま、町長に対し辞職勧告決議案に対しての動議を提出いたしております。今や、町民の関心が高く三股町議会で１１月３０日の決議案に対しまして採択された決議案に対しまして町長の考えを今朝、全体協議会で本日９時より開催されましたが、その時の答弁を求め、またさらに町長の考えを求める動議といたします。議会諸氏のご賛同をお願いいたします。

以上で趣旨といたします。終ります。

○議長（東村　和往君）　これより、ただいまの動議に対する質疑・討論・採決を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、この動議に対する反対討論の発言を許します。池田さん。

○議員（７番　池田　克子君）　今朝、町長のいろいろな回答を聞いた上で、私どももまた再度質問をいたしました。その中で、十分回答としては審議されたと思いますので再度この会場におい

て回答を求めるのは、いかがなものかと思いますので、この動議に対しては、反対いたします。

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　ただいま、動議が出ましたが、確かに今朝９時より全体協議会を開きまして、町長なりの答弁がありました。ただ、これはこういう不祥事を起こした張本人は町長自ら本人のことです。私もよく言っているのですが、町民にどういう形で謝罪されるのですかという話もしています。そういう意味で考えれば、全体協議会で聞いた話を住民に対しては伝わっていきません。当然こういう本会議の中で、ぴしゃっと説明をすることが私は住民に対する謝罪の一つの意味が含んでいるのではないかと考えますので、当然この本会議場で町長の考えているものを表明していただきたいということで、賛成いたします。

○議長（東村　和往君）　他に討論はありませんか。山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　ただいまの動議に対しまして賛成をいたします。今日、先ほども言われましたように、確かに９時から我々の方には懇切丁寧な説明があって、最終日に議案第１２１号として提出されておりますが、しかしここまで報道されていろいろなところに行けば皆知っているような状態で、我々議員だけでいつも何かしらんけど秘密会みたいな感じで、裏でコソコソしているというように町民は思っております。自分の主義・主張をぴしゃっと言うのであれば、堂々とこの本会議場で述べるのは、やはり町民に対しての説明責任、町長は町長の言い分があると思いますが、それはやはりそういう面で町民に対しての説明というのは本会議で述べるのが一番の町民に対する説明責任だと思っていますので、この動議に対しまして賛成をいたします。

○議長（東村　和往君）　原田君。

○議員（８番　原田　重治君）　私もそれに対しては、賛成の立場からちょっと話をしたいと思うのですが、町長は罪をちゃんと認めて、私はお礼のつもりで持って行ったということを言われているわけです。そういう町長の考え方、そしてこの議会で言っていること、そういうことを世間の人にわかってもらう、本心をわかってもらうということが一番大事だと思いますので、私はここで町長が自分の考えをどういったつもりで持って行ったということをはっきり言って、そして町民の方々にわかっていただきたいということが一番いいのではないかと思いますので、賛成の立場から意見を述べさせていただきました。

○議長（東村　和往君）　他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。起立により採決いたします。辞職勧告決議に対する町長の見解を求める動議に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村　和往君）　賛成多数であります。よって、辞職勧告決議に対する町長の見解を求める動議は可決されました。

それではここで全員協議会に切り替えます。

午前 11 時 29 分休憩

〔全員協議会〕

午前 11 時 36 分再開

○議長（東村　和往君）　本会議を再開します。

お諮りします。この際、辞職勧告決議に対する町長の見解を求める件を日程第４の次に追加し、追加日程第１として、措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって「辞職勧告決議に対する町長の見解を求める件」と日程第４の次に追加日程第１としてご記入願います。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

追加日程第１.「辞職勧告決議に対する町長の見解を求める件」

○議長（東村　和往君）　追加日程第１、辞職勧告決議に対する町長の見解を求める件の報告を行います。町長の見解を求めます。町長。

〔桑畑　和男町長　登壇〕

○町長（桑畑　和男君）　この度の、私の軽率な行為、平成１８年７月に２期目の時の後援会の幹部の方にお礼という気持ちが先行いたしまして、行った行為につきましては、町議会をはじめ、町民の皆さま方に大変なご迷惑、ご心配をおかけしたことを深く反省をし、改めて深くお詫びを申し上げ、深く陳謝を申し上げます。

去る１１月３０日、本会議における町長への辞職勧告決議案に対する決議されたことにつきましては、これを真摯にかつ、厳粛に受け止めその責任の重大さを強く痛感し、自らを厳しく立志し、奮起して行く覚悟でございます。三股町に傷つけた名誉を回復し、政治的道義的な責任は重くこれら責任を果たすためには町議会の深いご理解を賜りながら全力で町政の当面する各課題に真剣に取り組み、町民の皆様への陳謝と自らの減給措置をして、鋭意全身全霊精一杯奮励努力することで、その責任を果たしてまいる決意でございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　以上、町長の見解が終りましたので終りたいと思います。

それでは、以上で本日の全日程を終了しましたのでこれをもって本日の会議を散会いたします。

午前 11 時 42 分散会

平成21年　第10回（定例）三　股　町　議　会　会　議　録　（第２日）

平成21年12月９日（水曜日）

議事日程（第２号）

平成21年12月９日　午前10時00分開会

日程第１　総括質疑

日程第２　常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第１　総括質疑

日程第２　常任委員会付託

出席議員（12名）

１番　指宿　秋廣君	２番　財部　一男君
３番　上西　祐子君	４番　大久保義直君
５番　重久　邦仁君	６番　東村　和往君
７番　池田　克子君	８番　原田　重治君
９番　中石　髙男君	10番　山中　則夫君
11番　黒木　孝光君	12番　山領　征男君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　上村　陽一君	書記　川野　　浩君
	書記　山田　直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ---------- 桑畑　和男君　　副町長 ---------- 木佐貫辰生君

教育長 ---------- 田中　久光君

総務企画課長兼町民室長	渡邊　知昌君		
税務財政課長	原田　順一君	町民保健課長	重信　和人君
福祉課長	大脇　哲朗君	産業振興課長	下沖　常美君
都市整備課長	中原　昭一君	環境水道課長	岩松　健一君
教育課長	野元　祥一君	会計課長	山元　宏一君

午前10時00分開会

○**議長（東村　和往君）**　本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第１．総括質疑

○**議長（東村　和往君）**　日程第１、総括質疑を行います。

総括質疑は、提案初日に先議で措置した案件を除く今会期に提案されたすべての議案及び報告に対しての質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

また、質疑は会議規則により、１議題につき１人３回以内となっております。また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会の場で行ってください。

質疑はありませんか。上西さん。

○**議員（３番　上西　祐子君）**　議案１２１号なのですが、町長の給与の３０％を減額というふうなことを言われましたが、どういう根拠で３０％削減というふうなことをはじき出されたのか。

それと、２カ月分の減額の額、それを教えてください。

○**議長（東村　和往君）**　町長。

○**町長（桑畑　和男君）**　お答え申し上げます。

私の今回の軽率な行為によりまして、議会の皆さん方をはじめ、町民の皆さん方に大変なご迷惑をおかけしたことを再度深くおわびを申し上げたいと存じます。その責任の重さを、そのつぐないといたしまして､ここに減給措置をとらさせていただいたところでございます。今回の内容、責任の重さ等を十分考慮しながら、案のように、３０％を２カ月という措置をとらさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○**議長（東村　和往君）**　総務企画課長。

○**総務企画課長（渡邊　知昌君）**　給与月額の減額の部分ですが､３０％に当たる部分については、町長の給与の基本額が７２万４，０００千円となっておりますので、それの３割減額ということで、月２１万7，２００円、２カ月ということになりますと４３万４，４００円ということにな

ります。

○議長（東村　和往君）　ほかに質疑はありませんか。指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　関連して議案第１２１号なのですが、町長はしかるべきにということを言われました。町長の話というのはそうなのですけれども、私は別な観点から、２カ月と思ったのですが、何でかと言ったら、３カ月であれば、次の議会があります。しかるべきに態度をとるということであれば、３ヵ月、印刷ミスやろうかと思ったんですけど２カ月と言われましたので、これについて、町長はこの結果が出たときには、議会等には２カ月以内にまた臨時議会でも開くおつもりなのかなと思ったので、再度お聞きをいたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　今回のこの減給措置でございますが、やはり、町民の皆さん方、そして議会の皆さん方に大変なご迷惑をおかけしたということで、責任の重大さを十分考慮いたしまして、今回、減給措置として２カ月、３０％ということで今回お願いをしたところでございます。

２カ月後の３月というようなことを言われましたが、それについては、今後の状況を見ながら考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２．常任委員会付託

○議長（東村　和往君）　日程第２、常任委員会付託を行います。

それではお諮りします。各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに決定しました。各常任委員会におかれましては審査方よろしくお願いいたします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いします。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（東村　和往君）　以上で、本日の全日程を終了いたしましたので、これをもって、本日の会議を散会いたします。

午前10時５分散会

平成21年　第10回（定例）三　股　町　議　会　会　議　録　（第３日）

平成21年12月16日（水曜日）

議事日程（第３号）

平成21年12月16日　午前10時00分開会

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出席議員（11名）

１番　指宿　秋廣君	２番　財部　一男君
３番　上西　祐子君	４番　大久保義直君
５番　重久　邦仁君	６番　東村　和往君
７番　池田　克子君	８番　原田　重治君
９番　中石　髙男君	10番　山中　則夫君
12番　山領　征男君	

欠席議員（１名）

11番　黒木　孝光君

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　上村　陽一君	書記　川野　　浩君
	書記　山田　直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑　和男君	副町長	木佐貫辰生君
教育長	田中　久光君		
総務企画課長兼町民室長	渡邊　知昌君		

税務財政課長 ----------	原田　順一君	町民保健課長 ----------	重信　和人君
福祉課長 ----------	大脇　哲朗君	産業振興課長 ----------	下沖　常美君
都市整備課長 ----------	中原　昭一君	環境水道課長 ----------	岩松　健一君
教育課長 ----------	野元　祥一君	会計課長 ----------	山元　宏一君

午前10時00分開会

○議長（東村　和往君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、報告第１２号の取り扱いについて、議会運営委員長より報告を求めます。

〔議会運営委員長　大久保　義直議員　登壇〕

○議会運営委員長（大久保　義直君）　それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告を申し上げます。

建設文教委員長から、議会の運営に関する事項についての開催要請があり、去る１２月１１日に委員会を開催いたしました。内容は、報告第１２号は、重要な報告案件であり、報告内容に対する質疑を独立して本会議で取り扱ってほしいということについて、協議を行いました。その結果、明日１７日の一般質問の次に報告第１２号に対する質疑として、日程に取り扱うことに決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東村　和往君）　お諮りします。

報告第１２号に対する質疑については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり明日１７日の一般質問の次に日程として取り扱うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　ご異議なしと認めます。

よって報告第１２号に対する質疑については、明日１７日の一般質問の次に日程として取り扱うことに決しました。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第１．一般質問

○議長（東村　和往君）　それでは、日程第１、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して、発言してください。発言順位１番、山中君。

〔１０番　山中　則夫議員　登壇〕

○議員（１０番　山中　則夫君）　おはようございます。それでは通告に従いまして、質問いたします。

町長の政治姿勢ということでお聞きいたします。

近年、政治と金についての問題がいろいろ話題になっておりますが、本町においても前回の町長選挙で町長が公職選挙法違反の行為を行ったということをマスコミが報道し、多くの町民が落胆し、怒りを感じているところでありますが、私も前回の同じ選挙を戦った者として非常に残念で義憤を感じております。約１カ月半の選挙戦において数千万円と思われるような選挙資金が使われている事実を見ますと、明らかに金権選挙であり、票を金で買ったと言っても過言ではないと思います。マスコミの取材に町長自ら発言し、去る１１月１３日の全協では、３年の公訴時効が成立するというひとごとのような報告をされましたが、町民の声を聞くと、一番おかしいと感じるのは、町長の行為が買収ととられても仕方がない行為であるにもかかわらず、法に触れる認識はなく、無知で軽率な行為であったと言っていることに対しまして、町民が「そんな無知な人に大事な町政を任せられるか」というのが、多くの町民の率直な気持ちであり、これが不信につながっているのではないかなと思います。知らなかったでは済まされないと思いますがいかがですか。

また、選挙と金の問題をどう認識されているのか、お聞きいたします。

次に、本町も各種事業に国が行った事業仕分けの会議のような制度を導入して政策決定を行っていく、すなわち幅広い町民の声を聞き、外部の多くの意見を聞き、今までのような俗に言われる官主導の政策決定ではなく、明確な優先順位を決め、本当に町民が望んでいる事業を決定していく方法を導入してはどうかということであります。

続きまして、昨年の６月の一般質問でも取り上げましたが、蓼池、前目方面に役場の蓼池支所を設置してはどうかという提案であります。どうみても、これからも第６地区方面は、今後も人口の増加が見込まれる地域であり、役場が余りにも遠いという不満、これからますます高齢化社会を迎えるときに、町民サービスの面からも、支所設置をすべきではないかと思いますが、いかがですか。

最後に、１０年来の要望であり、一向に進展しておりませんが、植木地区体育館建設の要望の取り組みは現在どういう状況なのかをお聞きしまして、壇上の質問を終わります。

○議長（東村　和往君）　町長。

〔町長　桑畑　和男君　登壇〕

○町長（桑畑　和男君）　おはようございます。それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げたいと思います。

町長の政治姿勢について、①の政治と金の問題をどう認識しているのかということでございます。私はこれまで、３期１２年近く町長として町民の信託を受け、地域住民の福祉の向上と三股町の発展のため、誠心誠意努めてまいったところでございます。しかしこの度、報道されました

内容は、政治家として誠に不徳のいたすところでございまして、町議会の皆さん方をはじめ、町民の皆さん方に大変なご迷惑、ご心配をおかけしたことを深く反省をいたしているところでございます。

私の政治活動の資金につきましては、後援会収支報告書に記載のとおりでございますが、役所と利害関係のある団体等からの金銭物品等の寄贈は、事後の政治活動にしがらみとして支障を来すおそれがあることから、受けてこなかったところでございます。そして、後援会としての活動や収支内容は、後援会長並びに会計責任者に一任してまいったところでございます。政治と金の問題につきましては、いろいろと国内でも問題になっているところでございますが、やはり、この問題につきましては、慎重に、さらには真剣に対処しなければならないということで考えているところでございます。

それから、②の本町も各種施策決定にもっと町民の声を聞き、町民を参加させ、事業仕分け会議のような制度を導入してはどうかということでございます。本町における当初予算の作業の流れについてでございますが、８月中に翌年度からの３カ年実施計画を各課要求を行っております。９月に入りまして、副町長、総務企画課によるヒアリングを実施。１０月から１１月、９月議会終了後にかけて、新規事業について事務事業評価幹事会を実施、現地確認等も行っております。９月半ば頃までに、３カ年実施計画及び事務事業評価幹事会の結果を各課へ通知し、１１月中に新年度予算の要求をするようにいたしております。１２月に入りまして､税務財政課の査定、１月に町長の査定の中で、現地調査等も行っているところでございます。

県内の状況を調べてみますと、事業仕分け作業は、宮崎県と日向市で１回ずつ実施いたしております。宮崎県では新しい知事が誕生した平成１９年に単発で実施しており、その後は行っておりません。日向市におきましては、平成２０年度に実施して、今年度は実施していないということでございます。国におきましても、今年初めて実施され、話題になっておりますが、全国的にはまだまだ実施自治体が少ないようでございます。この事業仕分け作業が単なるパフォーマンスであってはならないというふうに考えておりますが、国・県及び県内市町村の状況も見ながら、どういう成果、効果があるのか、見極めていきたいというふうに考えております。

本町といたしましては、現在のところ事務事業評価幹事会、負担金補助金審議会等、内部での事業の評価はおこなっておりますが、外部、町民を含めた外部を取り入れた評価システムについては、今後調査、研究を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、③蓼池、前目方面に役場の支所を設置して、町民のサービス向上を図ってはどうかということでございます。小泉内閣による三位一体改革では、税源移譲と引き換えに国が出す補助負担や地方交付税等の削減が行われ、自主財源の少ない地方自治体にとっては、厳しい財政状況が続いているところでございます。このような中、本町は平成１５年度に、自主自立の道を選

択し、平成１６年度行財政改革元年と位置づけ、大課制の導入、指定管理者制度の導入、職員の削減などさまざまな行革に取り組み、行政のスリム化に努めてまいりました。効率的な行政サービスについては、今後も進めていかなければならないと考えておりますが、削減ありきの行政改革には限界があり、今後はさらなる町民との協働を取り入れたまちづくりを展開していきたいというふうに考えております。

また、アメリカのサブプライムローン崩壊に端を発した世界的な経済危機により、本町におきましても、税収減等が見込まれ、これまで非常に厳しい財政状況が予想されております。これらの中、町民の福祉を守りながら、行政サービスをどこまで行うのか、非常に難しい問題でございます。従いまして、今回の支所の設置につきましては、現時点では厳しいと考えております。ひとつご理解をいただきたいと思います。

それから、④の植木地区、体育館建設の要望についてどう考えているのかということでございます。植木地区の体育館につきましては、これまでにもこの場で町の考え方をお示ししてきたところでございますが、昨年１１月に地元から体育館建設の要望書が出されたことを受け、さらに、その対応について協議を重ねてまいりました。内容といたしましては、施設の規模、事業費、国･県の補助事業の調査、建設する際の候補地、これについては、実際に現地調査もしておりますが、これら諸々のことについて、調査、検討を行ったところであります。その結果、建設に多額の予算を要すること。有利な補助事業がなかなか見つからないこと。現段階では４つの小学校体育館の改築事業や塚原団地建替事業など、大型事業が続き財源的に目途が立たないことから、当面、インフラなどを得ないと判断をいたしているところでございます。地域住民の皆様の想い、体育館の必要性については十分承知しておりますが、今後財政状況を見極めた上で、建設につきましては、前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

ひとつ、ご理解をお願いを申し上げたいと思います。以上で回答といたします。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　先般、１１月３０日に町長に対しまして議会が辞職勧告決議ということで議決しておりますので、なかなか質問に対して私の質問が辞職ということで勧告していて､質問するというのはちょっとおかしいのではないかというようなご意見も拝聴しましたが、現時点では町長は現職ですので、これから質問いたします。

まず、事業仕分けについて、のような会議の制度を導入したらどうかということを提案しているわけですが。とういうのは、非常に今町民の声としまして町政に対しての期待が持てないと。閉塞感が漂っているのではないかなと思っております。特に、昔はいろいろ特色のあるまちだということで三股町のほこりでありましたが､いろいろな文教のまちだ､住みやすいということで、いろいろ町内のほうに移住されて、人口の増加を見ておりますが、しかし、現実としまして中身

に入りますと、本当に住んで良かったなという実感がないというのが町民の多くの声が聞こえてくるわけでございます。それを考えていきますときに、どうしてもただいま内向き行政になっているのではないかと。いろいろな事業を構えているときに、本当に町民の声を上げて、そして事業の決定にいろいろな町民の声を参考にしているのかということを危惧するものであります。というのは、先般も、役場は誰のための役場なのかと。役場というのは、字のごとく役に立つ場所、役に立つ場所というのは、町民に対して役に立つ場所ではないかなと思っておりますが、町長、この前も私も聞きましたが、もう一回そこ辺の認識はどう思われていますか。お聞きいたします。

○**議長（東村　和往君）**　町長。

○**町長（桑畑　和男君）**　いろいろとご意見を拝聴したわけでございますが、本町におきましては、平成１５年１２月、自主自立の道を選択いたしまして、そして、先ほども申し上げましたように、平成１６年度行財政改革元年と位置づけまして、大きな、大幅な改革、見直しを行って、そして、平成１７年の４月から実行の段階に入っているところでございます。そういうことで、自主自立の道を歩みながら、そして、健全な町政をしていくというふうに感じております。さらには、年次的に町民の福祉の向上のために、いろいろな事業も取り組んでまいりました。

三股中学校の大規模改修、そしてまた長田地区の簡易水道の整備とかいうようなことで、そして昨年は駅前に産業会館の建設というようなことで、年次的に事業はおこなっていると。町民の福祉の向上に努めていくということで感じているところでございます。さらにはまた、来年度は国勢調査でございますが、５年前の平成１７年ですか、この５年間にどの程度人口が増加しているか。世帯数が増えているか。そしてまた人口の伸び率が県下でどのように伸びているかということも、非常に期待をいたしているところでございます。そういうことで、年次的なまた、町の総合計画に従って、いろいろな事業に取り組んでいるという状況でございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○**議長（東村　和往君）**　山中君。

○**議員（１０番　山中　則夫君）**　私は、２０年近く政治の世界で経験して、いろいろなことで気付くことは、やはり、いろいろな協議会とか審議会とかありますが、それが本当に機能を発揮しているのかと。本当に町民の声を､町民目線で聞いているのかということを振り返ってみますと、何かしら役場職員の主導的なことが優先しているのではないかなと思っております。

例を出しますと、先般、いろいろ論議になりましたが、植木児童館の問題にしても、それは行政側は一生懸命取り組んでいても、実際町民の前にそういう計画が出たときに、町民の人たちがどう思われるのかというこの本当に意見の食い違いは、やはり、その事業決定をする前に町民の本当の声を聞いて、それを取り入れないからいろいろなところで不満が出てくる。結局、白紙に

戻したような状態で、何の地域住民の論争の場にしかならなかったというのが現時点での状況であります。ただそういうことを踏まえていくと、どうしても一生懸命やっておられる、それを活かしていくのには、やはり、その中に大胆な改革をということで、いろいろな審議会の中に委員の方を入れる。それは町内ばかりではないと思います。

私は先般、研修に行きましたが、小さな町でありましたが、いろいろ大学の教授とか、そういうもっとグローバルな大きな視点から見られるような委員の方々を、決して報酬が高いとか、そういうのではありません。私も宮大の杉本先生、この先生は農学部の権威であります。先般も洞爺湖サミットですか、あそこで論文を発表された。ああいう方と直接話をしました。本当に気さくな方で、呼んでいただければ別にそういう報酬を県民の皆さん方のために私はいろいろなことを、いろいろなご指導をいただければということを願いました。いつでも飛んで来ますよと。そういう、町内のこともいいのですけれども、そういう方々も入れて、もっと外から三股町を見て、三股町の発展を願うという大胆な委員の登用とか、そういうことを各審議会とか、評議会とか、いろいろあると思います。その中に取り入れていくべきではないかなと思いますが、いかがですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　本町には、町内に恐らく５０か６０、そのような協議会、審議会等あるかと思いますが、努めて町民の皆さん方の町政に対する参画、さらにはまた女性の登用という、女性の方をそういう場に参画してもらうということで努めているわけでございますが、さらに今後その辺を考えながら、強化を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　今から事業決定というのは、本当に慎重に、そして大胆に、そして優先順位を明確に示して、本当に町民のためになる事業を進めていってもらいたいと思います。どうしても行政側で考えると、長年その場にいると、どうしても考えが固定化するのです。みんなそれが悪いとかそういうのではなくて、やはり、長年同じ場所にいるとどうしてもそういう固定化して、前例主義に走ったり、問題先送りとか、次にやりましょう、来年やりましょうということで、非常にスピードある行政というのがなかなかちゅうちょする面が出てくると思います。やはり、そういう面をいろいろな外部からの意見を注入して政策決定をしていくということは、決して行政が駄目だとかいうのじゃありません。やはり、そういう協働的なことで、あくまでも町民の要望にこたえて、町民が何を望んでいるかということを真剣に取り組んで事業決定をするというのは、これからますます大事になってくると思いますので、よろしくそういう面の大胆な改革をしてもらいたいと思います。

次に、先ほど町長が「今のところ、蓼池支所は考えていない」ということでありましたが、私は６月の定例会でこのことを議会だよりで発言しました。議会だよりで見た３人の蓼池の方から、「いいことを言ってくれた」ということで電話がありまして、「提案しただけですすよ。すぐ実現とかそういうのではありませんので、誤解はしないでください」と。しかしこれは、地域住民の行政サービスの面からも、ますます高齢化になってくる時代に、蓼池とか６地区というのは、どうしても勝岡の新坂とかあって閉鎖的なのです。向こうからもこっちが見えない、こっちからも向こうが見えないという。まして、沖水川がありますので、どうしても地域の人たちが、三股町に住んでいながら、一方では都城市に目が向くということもありますので、そういう面では行政サービスの最高のサービスではないかなと思っておりますが、いかがですか。今のところはそう簡単にはいかないと思いますが、将来にわたってそういうことも検討の段階に入っているのではないかなと思いますが、町長のご所見を聞きます。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　ご存じのとおり、本町は沖水川で町を分断をしているわけでございますが、かねがね川北の方は非常に不便を感じられているということは理解をしているわけでございますが、やはり、同じ町内でございますので、それとまた、一昨年からコミュニティバスも運行しているというような状況もございますし、また、納税等につきましても、コンビニで納税もされるというようなことも現在やっているわけでございますので、川北地区の支所の問題については、今後も十分検討をさせていただきたいと。即これを決定するというわけにもいかないということを、先ほどお話がございましたいろいろな審議会とか、協議会とか、そういうものを設けて、多くの人からご意見等も聞いていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　どうしても、川北と川南ということで考えるわけでございますが、川北のほうは、川南の中央のほうに公共施設が圧倒的に多くて、我々は時間をつぶしながらこちらに用を足しに来るということでありますので、ぜひ、均衡ある町政の発展のためにも、そういうことをどんどん、前回も言いましたが、６地区はまだまだ住宅地になるような平坦地で災害も少ないとこでありますので、ますます人口の増加を見るのではないかなと思っております。そして、高齢化社会に備えまして、自分たちで直接自動車なり、交通網を利用して来るというのも、なかなかこれから大変になるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ、そういう面では住民サービスの向上のため考えていただきたいと思っております。

次に、植木体育館についてであります。これはもう十数年前から町長になられたときから、同僚議員、私も何回も取り上げましたが、いまだに実現しておりません。一番のチャンスのときは、

平成１４年、何回も言いますが、このあたりで手を打っておけば、今は実現したのではないかなと思っております。そういう面では、なかなか財政難とか言われますが、やはり、スピードのあるいろいろな地区要望に対処しておけば､これも実現したのではないかなと思っておりますので、今後もぜひこれが一刻も早く実現するように努力をしていってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　先ほども答弁を申し上げましたが、現在では町内の４つの小学校の体育館の改築、そしてまた塚原住宅の建て替えというような大型事業が続いているわけでございますので、この植木の体育館につきましては、現在のところ保留の形になるわけでございますが、やはり、植木地区の地域住民の皆さん方の想い、また必要性、これらを考えますと、今後の財政状況を十分見ながら、前向きに検討をさせていただく。そしてまた、植木地区、東、西植木は本町でも一番大きい団地もございまして、どうしてもそのような観点からもこの体育館につきましては、前向きに検討をさせていただくというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　くどくどと言うつもりもありませんが、しかし、公共施設があまりにも九地区は少ないと常々思っております。約４，４００名ぐらいの住民の方があの狭いところにおりますが、ぜひ、土地なりとも確保して、この土地はやはり将来に対しまして事業をやるにしても、どういう状況になるにしても、ぜひ確保してそういう実現に向かっていろいろな施策をとってもらいたいと思います。特に、三股町の自主財源、町税に対しまして九地区はかなりな貢献をしてるんじゃないかなと思っておりますので、前向きに考えてもらいたいと思います。

それでは次に、政治と金の問題であります。先般、ご承知のとおり、１１月１３日に報道されまして、１１月３０日に臨時会で辞職勧告決議案ということで、本町史上初めてじゃないかなと思っております。確かに、１２月７日、議会初日も全協等で町長は説明を詳しくされましたが、７日の本会議場で私は全協が行われた後、本会議が１０時からここで行われたわけでありますが、なぜこのときに自発的に町民に対して堂々と報告しなかったのか。我々の同僚議員から動議が出され、やっと報告されたような状況がありました。いくら全協で詳しく報告されても、本会議上でこの重大な問題を堂々と、町長が言われるように、そういう法的なことを知らなかったということもおかしいのですが、しかし自分の報告を堂々となぜされなかったのか。本当に認識が、我々の要求からして報告するという、それも簡単なですね。９時からの全協で述べられたときはかなり詳しい報告をされました。しかしこの本会議上、これが町民に対しての説明責任なのです。全協で、裏でこそこそ我々にいくら言っても、それは我々議員が納得するかしないかの問

題であって、町民に対しての説明は何もなされていないということになりますので、また再度、こういう一般質問で取り上げないといけないような状況になりましたので、なぜ本会議上で報告されなかったのか、そこをお聞きいたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　その点につきましては、本当に反省をいたしております。早く議長のほうに申し入れてやるべきだったというふうに考えて、本当に反省をいたし、本当にすみませんでした。やはり、今後は町と議会は車の両輪というふうに言われておりますが、その辺も十分念頭に置きながら、そういう事態が起こった場合は、なるべく早く議会に報告をするということにいたしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　町長の名誉のためにもいろいろ今からお聞きいたします。というのは、私はいくら説明をされたと思っておられるかわかりませんが、説明をされるとまた疑問が出てくる問題がいろいろありますので、そのことを踏まえて質問いたします。

一番のですね、町長は明確に言われていないのは、１１月１１日にマスコミから取材を受けたと思います。それに対して、この前もちょっとお聞きしましたが、平成１８年の選挙のことをいまさら金銭授受の問題をなぜ自分から自供と言うとちょっと語弊がありますが、自分から言われたのか。自分から言ったのですか。町民の方々は、マスコミの報道を見てみますと、何か思惑的なことがあったり、いろいろな状況の下で何か次の選挙に向かって何かあったとそういうことで、町長を陥れるためにとかいうのをたくさんの方が思っておられる方があります。

私も先般、町長に一生懸命やられたある支持者の方が来られまして、「どげんなっちょっとか」ということで、私もびっくりしました。「こういうこういうことで本人自ら話をされて証言されたのですよ」ということで、びっくりされておりました。「そんなことは私たちの地域ではだれかが裏でやって、陥れたのではないか」というような状況でありますので、なぜ信ぴょうを自分で言われたのか。ぜひ、そこ辺のことを言ってもらわないと、どういう状況でこういう報道になって、どうなったのかということを非常に町民は疑問で、それも３年も４年も前のことですから。その辺は、いかがなのですか。どういう心境で言われたのか。いかがですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　山中議員、今の話はどのようなことなのですか。もう一回お聞きしたいと思いますが。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　私が今聞いているのは、マスコミの取材で町長が言われたの

でしょう。どういう心境で言われたのか。普通は３年も４年も前のことを、いまさら相手方も大変なことです。私もこの前言いましたけれども。私は選挙に出ておりますが、いい悪いは別ですけれども、この前も言いましたけれども、こういう話は墓場まで持っていかないといけない話ではないですか。それをマスコミの取材だからといって言われた。それは町長が言われましたように、公訴の時効が来ているから言ったとか、そういうのではない、どういう心境で言われたのか、それをみんな聞きたいのです。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　１１月１１日、朝日新聞の記者が見えました。記者のほうがいろいろ調べて、そしてこちらに聞かれたということで、それに答えたということでございます。次の選挙に向けての云々ではなくて、とにかく、私は真摯にそれを受け止めて、お聞きし、そしてまた話をしたということでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　それは普通、いくら質問をされても言うべきことではないのではないですか。とんでもないことです。じゃ相手方に対してはどういう気持ちで、受け取った相手方のことは考えなかったのですか。受け取った方ですよ。いかがですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　幹部の方には話をしたところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　ちょっと私の普通の認識では考えられない。町民の方々もびっくりするのではないですか。そういう、いろいろなことが選挙にあれば質問を受けます。しかしそれを洗いざらい言うべきではないと思います。だからこういう混乱を招いております。そして、町長は現在、今度の議会に提案されております減給処分ということで、町長なりの考えがあって２カ月の減給処分ということで提案されておりますが、これは、以前、取材で辞職勧告決議がなされたときに、後援会の方々、関係者の方々に相談して決めるということでしたが、相談されて決められたわけですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　一応話をして、判断をしたところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　どういう立場の方々ですか。相談されたのは。後援会の名前は

いいのですけれども、役員の方とか、どういう方々ですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　後援会の幹部の方でございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　マスコミの取材に対しまして、最初ですね、１１月１３日に報道されたのは、お礼に差し出したのは２０万円から３０万円ということで、そして我々にも１３日の説明会でも同僚議員が「はっきり金額を覚えていないのか」と言ったときに、「いや、覚えていない」と。２０万円から３０万円ということで、「ポケットマネーを出しました」ということを言われておりましたところ、１２月７日、我々に全協で説明されたときは、３０万円ということで断言されました。それもやはり後援会の方々の指示なのですか。自分は覚えていないということ。そして、記憶というものは、どんどんなくなるのに、そして断言されました。３０万円ということでそれは、やはり、後援会の方々からの指示なのですか。どうなのですか、お聞きします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　１１月１３日の段階では、２０万円から３０万円程度ということで話をしたわけでございます。その後、記憶をたどって３０万円ということで話をしたところでございます。これは後援会のほうには話はしておりません。

以上です。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　本当に３０万円なのですか。５０万円じゃないのですか。

というのは、町長、以前も言いましたが、ちょうど選挙を終わりまして平成１９年の３月、マスコミ報道、警察に文書が行ったのです。町長も多分、ご存じだと思います。一面から言うと怪文書かわかりませんけれども、内容を見ますと、非常に正確なちゃんとした文書でありました。平成１９年の３月だったと思います。マスコミの方から「こういう文書が来た」と、私に取材があったのです。何の取材かなと思ったら、来られましたので、そしてこういう文書が来ましたということを見たら、びっくりしまして、そして「何で私のところへ来たのですか」と言ったら、一緒に選挙に戦った人ですので、平成１８年の７月頃、選挙の２、３カ月前ですか、そういう話を聞いたことはありませんかと言われたものですから。私ははっきり言いまして、選挙はいろいろありますがねと。私も一緒に戦っている人間ですから、そういう相手方のことは知りませんということで、私が稲便にというわけではないのですけれども、同じ戦場で堂々と戦うべきではないかなと思っておりましたので、私もいくらかの情報は知っておりましたが、そのとき強い否定をし

ました。そういうこともあったのです。町長にも取材に来られたはずです。相手方にも来られたのです。否定されたのです。そりゃあ否定するでしょう。それはそれでいいのです。その当時否定したことを何で３年後に取材を受けたからと言ったのかというのが、どうも私はですね、何を普通はそういうことは軽率に言わないはずだがなということが非常に疑問であります。相手方に対しても、本当に大変なことではないかなと思っておりますので、そこ辺が非常に疑問であったので、こういうことを言うわけです。

そのときの怪文書に書いてあったことがそのまま、だから私は５０万円ではないですかと。町長の２０～３０万円から３０万円とかですね、今度は断言するとか言われるものですから、そのぶれがあるものだから、あの文書に書いてあったとおりではないのですか。いかがですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　先ほど、取材に見えたということでございますが、そういうことは絶対にありません。また、金額については、３０万円ということで、記憶をたどって３０万円ということでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　確かに、それは町長が言われるのですから、もう私もそれ以上のことは言いませんが、再度、４年たってから前の選挙のお礼だということを誰かから進言されたのではありませんか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　そういうことはございません。自発的に、これは前回の選挙で、非常にご苦労を願ったということで、そのご苦労をねぎらいする意味で気持ちが先行して、届けたということでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　そして、後援会の方々に相談をして、辞職はしないということで、今自分で処分したいということで、２カ月の減給を提出されておりますが、そんな問題では私はないと思うのです。これは、議会の辞職勧告というのは、不信任と一緒だと思うのです。議決ですから。そうであれば、不信任ということと同等であれば、私は潔く議会を解散するか、それとも自ら辞職して町民に真意を問えばいいのです。それが政治家としての潔さだと私は思っております。それがまた、町民に信用をとって、町長の名誉を回復するべきではないかなと。そのぐらい政治家というのは、出処進退は自分で決めないといけないのです。常々、そういうことを単なる職員の不祥事とかそういうのなら２、３カ月の処分でとか何とかと、それはそういうこと

も常々ありますが、しかし、この前の文化会館の事件のときは、２人の職員が懲戒免職になりました。本当に、犯罪行為は犯罪行為ですが、わずかなお金によってああいう自分の一生を棒に振ると言うと語弊がありますが、そういう状況に自分はして、自分のことは自ら、そして人に相談して、後援会の方々は利害関係者です。それか内情を本当に知らない方です、私から言わせますと。利害関係者に相談すれば、「何を言うのか。何でやめなければいけないのか」と言われる。それは、町民の心情であって、後援会の利害関係者は当然なのです。しかし、自ら自分で進退を決めるという。これは政治家としてはやはりこういう問題をただ、いかがですか。議会はそれで決議をしたのなら、議会を解散すればいいのです。できますよそれは、いかがですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　さきに議会のほうで、町長の辞職勧告の決議案、これを決議されたということでございますが、これについては、謙虚にかつ厳粛に受け止めております。そういうことで、三股町の名誉を傷つけたということの責任は、非常に重大であるというふうに考えております。これを回復するためには、これから一日一日を誠意を持って、誠心誠意努めながら、そしてまた事業を推進しながら、公務に励んでいきたいというふうに考えております。

さらにもまた、減給措置もとりながら、責任の一端をそちらのほうでさせていただくということもあるわけでございますが、何と言いましても、ここで、もし引くということになれば、非常に町政が混乱するのではないかと。またそして、来年度の予算編成に向けての大事な時期でもございます。そのようなことから、いろいろな意見等があるかと思いますが、私は断じてここでは身を引くということは考えておりませんが、今後、状況、後援会、さらには町民の声等を十分聞きながら、３月に判断をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　とにかく、相談というか、私が先ほど述べましたように、政治家たる者は、出処進退を本人が決定するべきだと思います。かえって、外部のそういう声を聞くことによって混乱を招くと思いますので、ぜひ、町長の名誉のためです。これは、ひとつの町民に対して今、非常に不信を抱いて、信頼なくして政治は行われないのです。政治は生活ですから、２万５，０００人の町民の生活を預かっているという認識があれば、自分で判断すべきではないかと思っております。

そこで、先般、１１月３０日に議会で後援会の収支報告書を議員の方に配布されましたが、この中で、１１月３０日も意見が出ましたが、後援会のこの報告書の中で、寄付者の氏名が載っております。１５０万円ずつ、町長そして、桑畑フサ子さん、松村秀樹さん、松村小百合さん、そして井川さんという方夫婦、そして松村秀雄さん、これが正式だということで、町長も言われま

したが、この方々は、単なる支持者なのか、フサ子さんは奥さんだと思いますが、ほかの方々はどういう関係の方々ですか。ここに記載されておりますから、それはもう別に何も疑うわけではないのですけれども、どういう方々なのかお聞きいたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　寄付者はそれぞれ家族といいますか、子供、そしてまた縁故の方でございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　そのときに、同僚議員から証拠とうかですね、これが事実なら本当に受け取った、発行した、何か受け取りとかあるはずです。それか、１５０万円ずつ１，１００万円、この中だけでも１，１００万円の寄付が行われておりますが、それの町長は証拠書類を出すということを言われましたが､いまだに議員の我々には提出がなされていませんが､ぜひ、もうここまで来たら、やっぱり町長自ら、こちらから要求しなくても自分で出すと言われて、１２月７日の報告会でもう終ったというような認識だと思いますが、私はそうはいかないと思います。やはり、町民にそういう実体を。自分でまいた種ですから、ぜひ、証拠書類なり何なりを出してもらいたいと思います。

いつも言うようですが、１５０万円というお金をタンス預金から出したわけではありませんので、いろいろな金融機関なりを通っていると思いますので、そこ辺を含めて、それは個人的なことだということで。しかし自分で出すと言われたことをその場だけだったのかということで、いまだに提出されておりませんので、もう一回再度お聞きいたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　この、各人の寄付金、これは本人以外ですね身内または縁故の方に政治活動基金の提供を願ったということでございます。そういうことで、県のほうにも、選挙管理委員会のほうにもこれを報告し、そして、承認を受けているところでございます。

やはり今、以前は書類を整備するということを申し上げたというふうに考えておりますが、やはり、身内であってもプライバシーにかかわることでございますし、これについてはこの辺でご勘弁をお願いしたいというふうに考えております。また、県の選挙管理委員会におきましても、この報告書のことについては、何もその辺の指導もなかったと、また指摘もないわけでございますので、その辺でひとつご理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　確かにプライバシーはありますが、しかしここまで氏名から金

額から出ているわけです。それを町長自ら町民の不信を払拭するためには、そういう努力をしたほうがいいのではないですか。かえって、ますますおかしいではないですか。俗に言う鳩山首相なんかの今、問題になっておりますが、偽装献金です。自分の身内からだとほかの人からやってようにして、２億いくらですか、３億いくらのお金が大問題になっています。それを私は積極的に自分の名誉を回復するために、町長自ら、いろいろな規制はあると思いますが、しかし、本人がそれを公表をしてはいかんというあれはないのです。これは何も選管がどうのこうのいう問題ではないのです。そういうことを含めたかえって今日の傍聴の方々がいっぱい来ていらっしゃる。かえって不信に思います。こういう大きな、マスコミがびっくりしたのもこれなのです。

資産公開を調べおったらこういう金額が町長選挙のときに、こういう金額が寄付されることは不自然だと。やはり、そういうことをだから私はあくまでもさっきも言いました。町長の名誉回復のために、堂々といろいろな説明をしたりしていくのが政治家としての今の置かれた立場ではないかなと思っております。選管が云々、プライバシーが云々ということはそれは自分のこととして、いろいろなことを町民に明らかにするのは、私は町長のためになると思いますがいかがですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　先ほど申し上げたとおりでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　まあ重大な議会決議をして、いろいろな今後を町民もそういう目で見ていると思います。いくら我々も、私も今回はこういうことがなければ、来年度の重点施策に対しまして町長の姿勢を聞きたかった。そういう前向きな町政に対して、いろいろなことを町長と協力しながら、将来に向かってやっていこうと思った矢先に、こういうことで非常に残念です。普通の民間だったら、取締役は「あなたは辞めなさい」と言ったら、辞めないといけないのです。議会の最高機関の決議をそういう後援会の方々に進退を任せるというのは、いかがなものかなと。それが政治家かなと私は思います。常にリーダーというのは、やはり、自分に厳しく、周りには配慮していくべきではないかなと。

何回も言うようですが、職員が２人懲戒免職になって、あの方々のお父さんが泣いた姿を私は見たことがあります。非常に残念だったと。そのぐらい厳しい対処をされたのだったら、自分もそれなりの、町民は絶対見ていると思います。そういう面で、ぜひ、町長も今後、私は出処進退を自分で判断して、自ら真意を問うか、議会を解散するべきか、このぐらいぴしゃっとした判断をしないと今後の町政に対して町民は絶対信頼しないと思いますが、もう一回、町長の判断というか、今後そういうことを踏まえて、どういう判断をされていかれるのか、もう一回お聞きいた

します。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　先ほども申し上げましたが、さきの辞職勧告決議、これを受けたわけでございますが、これについては、謙虚にかつまた厳粛に受け止めたところでございます。そういうことで、今後の身の処し方については、後援会または町民の皆さんの声を聞きながら３月に状況等判断して、考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　とにかく、出処進退を自ら判断して、町民のそういう疑念にこたえてもらいたいと思います。それを言いまして、私の質問を終わります。

○議長（東村　和往君）　これより１１時２０分まで、本会議を休憩いたします。

午前 11 時 10 分休憩

午前 11 時 19 分再開

○議長（東村　和往君）　休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（東村　和往君）　発言順位２番、財部君。

〔２番　財部　一男議員　登壇〕

○議員（２番　財部　一男君）　それでは、通告に従い質問いたしますので、明快な回答をされるよう要請をいたします。

今回の質問の第一番目の町有財産についてでありますが、そのことについては、私は度々質問をいたしております。それでも何年経過しても、一向に前進をする気配が見えないところであります。その間において、前進するどころか、無駄な税金を投入するばかりであります。町有地を活かして活用していくならば、町の財政も良くなると私は思っております。

そこでお聞きいたします。勝岡教職員住宅跡地については、今まで分譲していくという方針でありましたが、いまだたに全然手がつけられておりません。平成２１年度においても、一括分譲するとかいうような話もされておりましたが、その目途も立っていないようです。そういうことを考えていくならば、やはり、あれだけの広い土地でありますので、早急に整備して、分譲するならば分譲していく方向とか、やはり、町長の決断が一番必要なときではないでしょうか。

そういう中において、私もちょっと耳にした話でありますが、何とか活かしていく方法があるというようなことも聞きましたが、そのあたりについてどうなっているのか、まず教職員跡地に

ついてはお聞きしたいと思います。

次に、宮下団地の空き地対策についてどうするのかお聞きしたいと思います。宮下団地は、上の団地と下の団地に分かれております。現在では、上の団地には１戸だけが利用されております。１戸以外はすべて利用されることなく現在は空き地となっております。ただ、空き地となれば、当然、それなりの維持費も必要になってきてまいります。町は何も生まないままに、住宅跡地を広々とほったらかしたような状況にしているのが現状であります。そのあたりを考えていけば､いかに､町自身が無駄なお金を投入しているのかというのが出てくるのではないかと私は思っております。利用もしないのにお金だけを食うとなれば、だれが見ても税金の無駄遣いであります。このような土地が町内にはほかにも多く見られるのが現状ではないでしょうか。町長はこのような実態を十分に把握されておられるのか、もし、把握しているとするならば、どのような対処をしていかれるのかお聞きしたいと思います。

２番目以降の質問事項については、一般質問席で質問いたしますので、よろしくお願いし、壇上での質問を終わります。

○議長（東村　和往君）　町長。

〔町長　桑畑　和男君　登壇〕

○町長（桑畑　和男君）　それでは、回答を申し上げます。

町有財産について、①の勝岡教職員住宅跡地の処分についてということでございます。本町では、今年７月に町有財産処分検討委員会を開催いたしまして、処分可能な町有地の洗い出しや売り払いの妥当性について協議するとともに､町有財産の有効利用について検討を行っております。

ご質問の勝岡教職員住宅跡地につきましては、面積が約１，４００坪ございますが、のり面部分が大変多いため、土地の形状を把握するための草刈り等を１０月より行ってきたところでございます。検討委員会では、草刈り作業後に現地調査を行いましたが、のり面部分が約２０％程度ございまして、年間の維持管理費も多く掛かるため、のり面部分を埋めた形で売却の方法はないか。売却できない場合は使用可能部分のみ売却し、のり面部分は町で管理していくのか協議しているところでございます。

それから、２番目に②の宮下団地の空き地対策についてということでございます。平成１８年施行の「住生活基本法」や「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」「障害者自立支援法」により、国・県の公営住宅の施策が大きく転換されました。これを受けて、本町では、平成１６年３月に策定した公営住宅ストック総合計画を平成２０年度において見直しを行ったところでございます。見直しは、住宅建物の経過年数、住宅の需要、敷地の規模及び形状等による高度利用の必要性や可能性などの観点から、町営住宅のすべての団地について評価を行い、ご質問されている団地は、段階的に用途廃止を行うべき団地として、現在取り壊しを

進めているところでございます。宮下団地では、これまで６棟、２５戸を既に用途廃止し、約１，９００平方メートルの空き地を確保したところでございます。今後も、残りの住宅についての用途廃止を進めるため、住宅入居者へ住居移転の協力をお願いしたいというふうに考えております。この対策の内容につきましては、関係課長に回答をお願いしたいと思います。

なお、本町には、非常に公営住宅が多いわけでございますが、そういうことで、住宅の統廃合、これらには平成１５年あたりから県の職員の方の協力をいただきながら、現在進めているところでございます。なかなか、団地も多いし、一挙にはできませんけれども、段階的に、年次的に整備を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　都市整備課長。

○都市整備課長（中原　昭一君）　今、町長が申しましたとおり、宮下団地については約１，９００平方メートルの空き地が上段のところにあるところなのですが、団地については、一部を分譲するということは、国の許可を求める必要があるのですけれども、これについては、一部についてはその土地代金については、「現在の土地評価額で返納しないといけないですよ」といったような話を聞いているところです。そういったことで、本町については、その住宅については、すべての住宅を用途廃止した後に分譲しなければならないのかなといった方向で、今取り組みしているところでございます。

以上でございます。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　それでは、再度この問題について質問をしてみたいと思います。

今年の７月ですか、処分検討委員会というのを設置されて、検討はされたというようなことですが、ただそういう内容であると思いますが、教職員住宅跡地、これに対してどのような検討をされて、どういう対応をしていくというようなふうに考えておられるのか。その検討委員会での内容等について、少しお知らせいただければと思っておりますが、いかがですか。

○議長（東村　和往君）　総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊　知昌君）　財産処分検討委員会というのは、４月に設立をしまして、７月から第１回目の検討委員会をしたところでございます。そして、今までに大体６回ほど検討委員会を開催してきております。その検討委員会での実際の今の普通財産の処分にかかわるものすべてを６回にわたって今まで処分するか、あるいはどういう方向で位置づけるか、そういったことを検討してきたところでございます。中には、土地鑑定等も行いまして、不動産鑑定等も行いまして、処分、入札を実施して、売却した部分もございます。まだそれ以外で残っているのがまだあるのですが、これも随時その検討委員会の中で随時処分の方向で出していくということにいた

しております。

その中で、勝岡の教職員住宅跡地については、検討をしているところなのですが、まず最初に、南側の方に竹やぶがあって、そして北側、東側が急斜面の傾斜があるということで、草等も生い茂っているような状況で、全体像がなかなかわからないということもございました。そういった形で、緊急雇用対策事業ということで、９月に補正をしまして、その事業に乗っかって、草払い等で全体がわかるような整備の方法で行ってきたところでございます。第６回目の検討委員会の中で、現地等も視察、見ながら、大体、全体の状況がわかってきたような状況でございますので、今後、これをどういった形で処分したらいいのか、あるいは有効利用できるのか、そのところを今後また検討委員会の中で詰めていくというような現段階では状況になっております。

１つは、急傾斜が非常に高い、特に東側にかかると、何メートルも段差の違いがあるということで、西側の方は道路に即して平面の状態にあるのですが、非常に段差、高低差があるということで、そこの部分を造成したほうがいいのか、あるいは、そのままの状態で処分ができるのかどうか。造成した場合に、どういった形で造成するのが一番いいのか。前のほうはかなり造成も簡単なのですが、奥のほうになりますと、今度は入り口の問題とか、そういったものを考えますと、かなりの土の撤去といいますか、そういったものの必要性が出てくるということで、今の段階では、簡単には処分ができないと。ですから、もう少し検討をしながら、土を処分した場合にどういった形なのか、有効面積がどれぐらいになるのか。そういったところも今後検討をしていかなければならない。ちょっとすぐに処分ができる状態にはないということは、今現時点で感じているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　話を聞いてみますと、本当、役所仕事しかしていないなと思います。もうこの問題は、私が前に質問してもう何年たっているのですか。やはり、そのことを考えたら、当然、今までの中でそういう検討をされているはずです。大体、方向づけも本来ならもうぴしゃっとしていなければならないはずなのです。その場、その場限りで検討するような形でしかされておりません。

今、総務企画課長が答弁しましたけれども、あなたは前のときは、「一括で販売する予定であります」というような言い方もされています。予算計上もしますというぐらい言われているのですよね。多分、これは何年度ですか、平成２０年度か平成１９年度だったと思うのですが、予算に１回計上もされています。そういうのを知っておきながら、全然内容に書いていない。検討する、検討すると。そんな生ぬるい形ですれば、すればいいですよ、だけどね今年の９月議会においても、５０何万円の補正をわざわざ組みました。それであそこの整備をしていなかければならない

のです。そのお金をどこが取り返すのですか。ただ無駄遣いと一緒です。もう少し、町の５０何万円だったら、税金ですよ。真剣に考えてほしいと私たちは思っているのです。財産処分検討委員会の中でも話が出ていると思うのですが、ただ、話が出たとかそういうことではなくて、やはり、そういうのをどうしていくのかというのを判断したり、指示するのが町長の責任だと私は思うのです。その実態をあなたが知っていないから､こういうことになっているのではないですか。少なくとも町の財産を本当に考えていくとするならば、そういう目配りとかしていくのが町長の仕事です。何も計算をしなさいとか、どういうことをしないさいとかしらのではないです。そういう指示をぴしゃっとさせることが問題解決にもつながっていくのです。あなたはそれをしていないから、現実にいろいろな方々が言われるように、優柔不断だとか言われる一つの問題ではないですか。やはり、そういうことを考えたら、どうしていくのかということも考えてほしいと思います。

そこでまずお聞きしたいと思いますけれども、隣にこばと保育園がありますよね。今年の予算で今回出ておりますように、今市の保育園改築事業が入っております。まだその段階でも出ていたように、今後計画されていくのは、こばと保育園も計画の中に入っていくというようなことをお聞きしましたが、そうであるなら、今、こばと保育園の敷地、あの場所は道路よりも下でありまして、送迎等についても大変、父兄の方々も困っているという実態もあります。そういうふうに考えていくならば、こばと保育園のひとつの用途に利用する方法もあると。そのあたり、先ほどちょっと面積を言われました１,４００坪という広大な面積があるようですが、全部をそういう形でこばと保育園関係に使うというのは無理かもしれませんが、やはり、そういう問題も含めながら、早急に中身を検討していただくと。当然、こばと保育園の改築事業も来年度か再来年度かわかりませんが、当然、もうそんなに長い先の話ではないですよね。そういうふうに考えていくならば、早急にそのあたりの対応の仕方もしておくというのが必要ではないかなと私は思いますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　こばと保育園の改築、これらについては、間接的には話は聞いておりますが、正式にはまだ上がってきていないところでございます。社会福祉法人やまびこ会が運営をしているわけでございますが、やはり、言われるとおり、改築の時期も迫ってきているということから、本当に最適な場所ではないかというふうに私も考えております。この辺のことについては、まだ正式に話が来ていないものですが、やはり文書をいただいてから、今後その辺の事業は推進させていくのではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○**議員（２番　財部　一男君）**　こばと保育園そのものは、もともとは昔から言えば、町営で始まった保育園でもあったわけです。いろいろな関係でやまびこ会のほうで運営するようになっているわけですけれども、今でもやまびこ会運営の方法については、半官半民みたいな形もあると思います。当然、そのあたりのやまびこ会の理事にも町の課長も入っておられて、そのあたりの内容等も十分に把握されていると私は思いますが、そうであれば、先ほど町長が正式な形で文書は届いていないとか、そんな言い方されましたが、私はやはりそういう仕事に関連をして、やはり、町の課長がやまびこ会等の理事にも入って、話をされているわけですから、当然、こばと保育園関係の改築等についても「どうするのか」というぐらいの意見の発表とかされているのではないかと思うのですが、全然、そのあたりについて福祉課長しているのですか。

○**議長（東村　和往君）**　福祉課長。

○**福祉課長（大脇　哲朗君）**　こばと保育園につきましては、平成２３年度改築ということで、今計画をしているところでありますが、お話は年数回行われます理事会の席でも、議題としては上がっております。ただ町のほうが先ほどから説明がありましたとおり、のり面が多くて、竹林が生い茂っているということで、有効活用できる面積が不確定だというところで、実際今日のお昼からも理事会があるのですけれども、今日もそちらのほうの議題として上がっているのですが、その有効面積が不確定な中では、ただやまびこ会としてですね考えがまとまりきれないということで、この前その検討委員会のほうでもその話をしたところでございます。

以上です。

○**議長（東村　和往君）**　財部君。

○**議員（２番　財部　一男君）**　今の答弁の中でもありますように、一応、平成２３年度というようなことを言われました。ということは、来年は２２年度、２３年度もう２年先ですね。そういう時期になってくれば、やはり、いろいろな方向も考えておるんでしょうけど、ただ、先ほども言われたように、検討します検討しますでは、前には進まないわけです。当然、あそこがどうなったとかいうのも、現状は皆さんも現場を見に行ったということですが、本当はとっくの間に現場を見て、どうしなければならないというのはわかっているはずです。だからそういうふうに考えるならば、あそこののり面関係も含めて考えていくというのは、ある程度少しは削るとか、全部下まで削る必要はないでしょうけれども、ある程度は少し削ることによって、平面とかのり面の縮小を図るとか、私はできると思うのです。そういうことも含めて、町長、再度聞きますけれども、そういう支持をぴしゃっとすることは町長の仕事だと思うのですが、どうですか。

○**議長（東村　和往君）**　町長。

○**町長（桑畑　和男君）**　勝岡教職員住宅の跡地、本当に放置されているこの期間が長いわけでございます。私もその都度、職員に話をしているわけでございますが、なかなかこれが前に進まな

いと。いろいろな検討課題があるということから、そういうことで、先ほど、福祉課長が話をしましたように、平成２３年度に計画があるということでございますが、この辺もはっきりした方針を打ち出して、町のほうに書類を出してもらえば、今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　ぜひ、ああいう空き地をほったらかさずに、町の有効な活用をしていただくと。そのことが町の財政面においても良くなることであります。私がここでくどくど言わなくても、賢明なる職員の皆さんがいるわけだから、そのあたりは早急に対応していくものは一応大事だと私は思います。ぜひそういうことで、教職員跡地の活用も十分な活用をして、また先ほどもちょっと申し上げましたけれども、そういう形での今後の子供さんたちが本当にいい形で成長させていくにも町の責任も一端あるわけですから、そのことを考えていけば、私は一番、こばと保育園あたりの改築場所に一番適しているのではないかなということも考えられますので、ぜひ、そのあたりもやまびこ会等とも十分に連携をとる中で、ひとつ対応をしていただきたいと思いますが、いかがですか。再度。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　いろいろ貴重なご意見等もいただきましたので、早急な対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　続いては、宮下団地を代表して、ここに空き地対策を出しておりましたが、先ほど、回答もあったわけですけれども、端的に申し上げまして、宮下団地の建て替えをする計画はありますか、ないですか、いかがですか。

○議長（東村　和往君）　都市整備課長。

○都市整備課長（中原　昭一君）　宮下団地につきましては、町長の答弁のとおり、公営住宅ストック活用計画の中では、段階的に用途廃止を行うべき団地といったことで、建て替えの予定はしておりません。

以上です。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　そういう団地の建替事業も計画をしていないということであれば、やはり、こういう空き地をほったらかしておく理由は何もないのです。

そのことによってですね、最初に私も言ったように、税金の無駄遣いしかしていないのですよ

ね。現在ね。せっかく安いあの辺の下の方の団地の、今、入居者の実態でも、１０戸も多分ないのではないですか。ということになれば、あそこの１０戸の団地の収入を全部合わせても、宮下団地自体の維持費も出てこないというのが実態だと私は思います。そうなると、どこかから税金をまた持ってこないと、維持費も出ないというのが現実であります。上の団地のほうに１戸だけ残っているわけですけれども、この方に多分、下のほうに移転という話もされていると思いますが、多分この人、簡単に「はいそうですか」と聞かないと思うのです。私もあの人の性格を少し知っていますが。そうであれば、残りの今の団地を用途廃止をされているのですか。まだ手続はされていないのでしょう。されているのですか。

○議長（東村　和往君）　都市整備課長。

○都市整備課長（中原　昭一君）　現に入居されている住宅は用途廃止はしておりません。現に入居されているところですね。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　ということは、囲いはしてありますよね。あの建物を壊して、それは用途廃止にはなっているわけですね。

○議長（東村　和往君）　都市整備課長。

○都市整備課長（中原　昭一君）　あそこについては、団地は全部で団地になっておりまして、住宅の用途を廃止しているといったことで、住宅は解体しております。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　理屈をつければ、何とかかんとかでいろいろ問題がある役所の言葉であると思いますけどね。やっぱり、そのあたりを考えていくならば、私はそういう空き地対策あたりについても、宮下団地だけでありませんが、やはり真剣に対応していく。先ほど、財産処分検討委員会というのがせっかくつくってあるわけですから、そういう中でも、何かいい方法がないのかとか。ただ単なる都市整備課だけに任せるとか、そういうのではなくて、町として方向づけをするべきではないのかなと私は思います。そのことが町有地の処分をそういう形でスムーズに持っていけば、当然、町としても固定資産税の収入増にもつながります。まして、よく町長も言われていますけれども、定住人口の増加にもつながるのです。やはり、そういうことが、ただ何にもしないで、ただ三股に来てくださったから人口が増えたと喜んでいるのではなくて、それなりの町としての政策を発揮する方向づけをしていけば、私は「本当に三股はいいところだな」というようなことも含めて、来ていただける方々も多くなるのではないなかと思っていますので、ぜひそのあたりについては、早急に対応していただきたいと思いますので、この町有財産については、以上をもって質問を終わります。

○議長（東村　和往君）　これより、１時２０分まで本会議を休憩します。

午前 11 時 51 分休憩

午後１時 18 分再開

○議長（東村　和往君）　休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　それでは、午前中に引き続き質問をしてまいりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

質問事項の２番目で、平成２２年度予算編成についてということで出しておりますが、今年の９月議会で補正予算が提案されまして、宮村小、梶山小、三股小の体育館の設計が現在進行中であると思いますが、いよいよ平成２２年度の予算編成時期も迎えているわけですので、３つの小学校ともが無事に平成２２年度で建設されるのか。そのあたりについて、まず、見通しが立っているのかどうかについて伺いたいと思います。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　それでは、回答いたします。

宮村小学校、梶山小学校、三股小学校の体育館につきましては、改築のための設計が実施されているところでございます。この３つの体育館改築事業は、国の平成２１年度第一次補正予算において、緊急の経済対策として措置された安心・安全な学校づくり交付金とその補助裏に交付されます地域活性化公共投資臨時交付金などを活用した事業でございます。現段階におきましては、設計が完了していないことから、事業費の詳細が判明しないわけでございますが、約総事業費９億円程度になるものと思われます。緊急の経済対策として措置されたこの事業は、平成２１年度中に予算措置する必要があることから、次の３月定例会に補正予算としてお願いする予定でございます。

しかしながら、地域活性化公共投資臨時交付金については、国からの詳細がまだ全く示されていないことから、早急な説明が望まれるところでございまして、また財源として多額の町債や起債や一般財源を必要とすることから、他の事業とのバランスを考慮しながら、財政の安定に配慮しつつ、慎重に取り組む必要があるかと考えております。そういうことから、今後は、国の動向を十分注視しながら、予算の見直しによる影響の把握に努め、慎重に対処してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○**議員（２番　財部　一男君）**　設計関係については３つとも進捗はスムーズに今いっているのですね。ということは、一応設計については、本年度の２１年度予算でできていくと。今、町長の回答を見てみますと、国の動向等の問題もありますし、今後国が補正を出すということの中身にも触れるかもしれませんが､そういうことを見ないと３小学校とも建設するかどうかについては、見通しが立っていないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○**議長（東村　和往君）**　財務財政課長。

○**財務財政課長（原田　順一君）**　それでは、今のご質問でございます。町長が先にお答えいただきましたけれども、あの中身は先ほどお聞きしましたように、地域活性化公共投資臨時交付金を活用しようということで、３つ計画したところでございます。ところが、政権が代わりまして、今、国ではもう既にこの臨時交付金は予算化されているのです。政権が代わる前に補正予算として、１兆４，０００億円のお金が入っております。２１年度予算として入っております。町としても、２１年度中に予算化をしなければ、この地域活性化公共投資臨時交付金総額では約４億７，０００万円程度になるかと思うのですけれども、それを充当するかどうかは別にしまして、今回３つを３月までにやれば、三股町に４億７，０００万円の公共投資臨時交付金が入るということになっております。この活用をしなければ、３つ一緒は無理かなというふうに財政当局としては見ているところですけれども、ですから、ただ国でいろいろ事業の見直しとかがあったわけですけれども、あの中では、１兆４，０００億円のうち約１，０００億円だけが対象になっておりまして、１兆３，０００億円はまだそのまま残っております。従って、県ともまだかまだかということで、再三問い合わせするのですけれども、県としても「３月までに予算化しないといけませんよ」ということで、今のところはこれをそっくり活用したいというふうに思っておりますので、あくまでも３月には予算化したいということで、いろいろな面で作業が進んでいるところでございます。

　しかしながら、万が一に２月の終わりくらいまで、３月予算編成ぐらいまでに国がこれをやめたよとか、そういう変化があった場合は、３つは無理かなというふうに思っております。それを２つにするのか、１つにするのかわかりませんが、あくまでも今は３つをその公共投資交付金を使って、国の文部科学省の補助金もあるわけですけれども、それも使ってやる方向で今進んでいるというふうに思います。

　以上です。

○**議長（東村　和往君）**　財部君。

○**議員（２番　財部　一男君）**　なかなか難しいような面もあるようですが、せっかく設計等が進んでいるわけですので、できたら私たちの考えでは一括で３小学校とも取り組みができればというふうに願っているところですが、ただいま財政課長のほうでの話では、なかなか難しい面もあ

るようなことを言われたところですが、なかなかそういう見通しがつくというのは、いつ頃になるのか、まだ今の段階ではわからないとですかね。

○議長（東村　和往君）　財務財政課長。

○財務財政課長（原田　順一君）　それは、県の方に夏頃から、いつになるのかいつになるのかということで再三問い合わせ、三股町だけではありませんで、全市町村がしているわけですけれども、政権が代わりまして、その詳細な要綱が示されないという状況でございます。ただ、県に聞いた段階では、その１，０００億円だけが見直しの対象になっていて、ほかはなっていないので、実行されるものであろうというふうに県の見解でございます。したがって、三股町としては、編成時期であります２月の中旬頃まで、これぐらいまでには知らせてくれないとわかりませんよというふうに県にも要望しているところでございまして、２月の半ばぐらいまでには示されるというふうに思っております。

以上です。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　ぜひ、努力をしていただきたいと思います。ただ、先ほど町長の答弁の中でもありましたように、この３つの小学校を一括して、もし、２１年度補正予算でも活用ができるということになれば、本当にいいことなのですが、ただ、国からの補助も約９億円の半分くらいが補助ということになれば、町の持ち出しも今まで平成２１年度において、上がればもちろん平成２０年度の予算という形でつくっているわけなのですけれども、やはり、１つつくるのにも大変なお金が要るというふうに思います。３つともできるとすれば、大変な自己財源等もかかってくるわけですので、そうなると、当然、いろいろな意味での弊害とか障害が出てくるのではないかなという危惧をいたしております。ということは、住民要求でもあります道路維持補修とか、環境対策とか、そういう面での予算が今でも毎年少なくなっているのが現状であります。それを考えてみますと、大変そのあたりにすぐ影響がくるのではないかなと。であると、一番大切にしていかなければならない住民のそういう環境面とか道路関係の維持補修とか、そういうものに影響するようであれば、私は予算編成ということに対しても、もう少しただ国がくれるからとか、単なる国の補正予算が通るからというような形だけで飛びつくのが果たしていいのかどうかということも、十分に考えていく必要があるのではないかなという気がします。やはり、ある程度長期的な見方というのですか、予算の町の財源の使い方の問題も含めて、やはり、そういうものは計画的にすべきではないかなという気もしますが、一方ではせっかく３つの小学校の設計が進んでいる以上は、これを活用したほうがいいのかなという私もそういう懸念もしておりますので、慎重な取り扱いを、体育館建設等についてはしていただきたいなということを申し添えておきたいと思います。

それで、今の段階では、２月中旬というようなことでありますので、ぜひ、そのあたりについても努力をしていただければと思っております。町長にお聞きしますけれども、そういう３つの小学校等の建設が進んだとしても、住民要求である道路維持補修関係の予算について十分な配慮ができるのか、平成２２年度予算の見通し等についてご回答をいただければと思っております。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　この３つの体育館の改築事業でございますが、先ほど申し上げましたように、地域活性化公共投資臨時交付金、これがまだはっきりしないということで、これが２月の中旬あたりにはっきりするならば、３月の補正に組んでいきたいということでございます。

言われるとおり、環境整備、それから道路維持補修等の予算に圧縮がないようなそういう来年度の予算については、均衡ある予算編成、こういうものをやはり念頭に置きながら、予算編成に持っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　私たちも地域からの要望関係等でよくご相談を受けるわけですが、私たちもそういう陳情等を受ければ、当然担当課のほうにもまいって、そういうお願いをするのですが、担当課のほうに行くと、「予算がない。予算がない」ということだけしか返ってこないのが現状なのです。本当にそうなのかなと思う。ただ、よく見てみると、私たちが思っている地域からの要望があるにもかかわらず、ほかのところから手をつけるとか、いろいろなものがあります。そのことを考えると、予算がないからそういう苦労もされているのかなという気もしますが、果たしてそれだけだろうかなと。もう少し、活用の仕方があるのではないかなということも考えておりますが、やはり、ある程度、前は１億５，０００万円とか２億円とかいうのがあったのが、今へたすると５，０００～６，０００万円、よくて７，０００～８，０００万円ぐらいしか予算がつかないような現状では、確かに担当課でもなかなか進捗ができないだろうと思います。

そのあたりを考えれば、やはり、地区要望等の関係についても、十分配慮をしていくと言葉では言われるけれども、現実にはそれがなかなか難しい。ぜひ、そのあたりを配慮していただきながら、予算編成をしてほしいと。どっち転んでも、今からが予算編成の時期でありますので、そのあたりを地区要望等の関係も含めて、十分配慮していただきますように再度町長にお聞きしますので、よろしくお願いします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　先ほども申し上げましたように、環境整備、道路整備とかこういうものについては、非常に日常生活上必要なものでございますので、その辺を十分念頭に置きながら、

予算編成作業に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　そういうことで、体育館建設とか地区要望等も含めて、ぜひ、配慮をしていただくように要望しておきたいと思います。

それでは、３番目の質問事項の町長の政治姿勢についてを質問してまいりたいと思います。町長は、先ほども申し上げたように、町長になられて多分１２年目に入っておられると思いますが、これまで町長になってきた中で、本当に町長の責任を果たしてきたと考えておられるのか。私には疑問に思われることがたくさんあります。町長の責任を果たすという中で、果たして、十分そういうことを発揮されてきたのかなという気がしますし、言えば、執行部と議会との役割分担といいますか、多分、ふつう二元政治とか言いますが、そういう問題も考えていけば、本当に議会に対する考え方とか、そういうものが果たして十分されてきたのかなという気もしますので、まず、町長がどうそういう二元政治についての基本的な考え方を持っておられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　議会と町、首長でございますが、これは、住民の直接公選による機関でございまして、お互いに努力し、そしてまたその権限を侵さず侵されずというこの対等の立場と地位に置かれているわけでございます。そのようなことから、町も議会も、その権限に基づいてその役割を果たすのでございますが、その根底には、共に住民の福祉向上という共通の大きな目的があるわけでございます。その結果について、双方とも共に直接住民に責任を負うこの制度になっているところでございます。そういうことから、常に町民のことを念頭に置きながら、毎日の町政に励んでいるというようなことでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　対等の立場で、各々権限に基づいて、住民の福祉向上に努めるというようなことを答弁されましたが、では、一例を挙げて町長がそういう責任を果たしてきたのかということについて、伺ってみたいと思います。

三股町特別職報酬等審議会というものを平成２０年６月１３日に設置をされまして、町長は諮問をされました。ここで諮問の内容としては、町長、副町長、教育長の給与の額についてと、それから町会議員の報酬等について、そして、各種審議会委員の非常勤特別職の報酬等の額についてということを３つの柱にして諮問をされたところであります。特別職報酬審議会においては、平成２０年６月１３日、７月１７日、９月１０日、９月２５日ということで、４回にわたり慎重

な審議会が開催されております。その中で、当然、審議会の方々も、厳正、公正、中立の立場に立って、苦労されてそれなりの議論がされて、審議会が運営されてきたのは承知のとおりであります。その結果、５％等の改訂率を示されて答申がされたところでありますが、町長はこの答申を受けたにかかわらず、世の中の不況が大きな理由のようでしたが、そういう理由をつけて、自らの権利を放棄したと言わざるを得ない実態であります。

今も申し上げましたように、二元政治を尊重するのであれば、当然、町長の役割を果たすのが町長の責任でもありますし、当然、諮問をしてそういう委員の方々が４回もわざわざ審議会を開いていく中で、そしていろいろな状況等を調査した中で答申されたものを一方的にどこかの書類のたなに投げ込んで、そのままにしているというのが今の現状であります。

こういうことを考えていけば、果たして、町長がこういう審議会に対しての責任を果たしたと言えるのでしょうか。当然、諮問を出して、それで答申を受けたとすれば、中身がどうであろうがね、町長は議会に提案をするべく義務が生じているはずです。そのことは全然考慮もしないで、自らが判断をしてしまう。それが二元政治の尊重する政治姿勢なのですか。お答えをお願いします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　特別職報酬等審議会につきましては、昨年の６月に設置いたしまして、言われるとおり４回の審議を願ったわけでございます。そして、平成２０年９月２５日、答申をいただいたわけでございます。ところが、時期的に経済不況という波が押し寄せて、これの答申は得たが、報酬等のこの条例の提案にはなっていないということでございます。これらについては、昨年の１１月１７日の全員協議会でそういう経緯、理由等を申し上げて提案を見送ったことでございます。

そのようなことから、答申は受けているわけでございますので、今後、経済の景気情勢と状況等を十分見極め、踏まえながら、今後提案について適正な時期に時期をとらえたいというふうに考えているところでございますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　私が言っているのは、町長が議会の権限までをとっているのではないかということです。ということは、諮問をすると、そして、答申を受けるという仕事は町長の仕事でしょう。当然、町長はそういう答申が出たら、仮に今回の場合は答申は５％前後の引き上げでありましたけれども、その中身が引き下げであろうが何であろうが、当然、そういうのは議会に提案するのがあなたの仕事ではないですか。そういうことをもしあなたがやったようなこ

とを仮に通るとすれば、ちょっとおかしくなるのではないですか。最初からいろいろなことを自分で、あなたが考えていることがあれば、最初からそういう諮問をするべきではないのです。判断をするのは、当然、議会が高いか低いか、それとも世の中に対しておかしいからというのを判断するのも議会の仕事ですから、それはどうなったかわかりません。だけれど、そういうことすらしないということは、あなたは議会の権限までも奪ったような形をしている部分は今回のことではないですか。当然、特別職報酬審議会が出しておりますけれども、何名ですか。無視したような形になる。

まず、この費用がどうなったかということで、まず最初から見れば、税金の無駄遣いにしかならないわけですから、そういうことで、もしあるとするならば、それに対して、どう考えていますか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　先ほども申し上げましたが、答申は受けたわけでございますが、昨年以来、非常に景気不況の波があるわけでございます。そしてまた、現在も今年度の人事院勧告につきましても、マイナスの勧告というようなことから、やはり、そのような状況をわかっていて提案するということは、こちらとしてもできませんので、昨年はそういうことで、全協の場で理由等を申し上げて、提案には至らなかったというようなことでございます。そのような経緯をご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　都合のいいことだけを何か町長は答弁の中でされていますが、私が言っているのは、当然、諮問をされた。あなたの意志でされたわけです。町長という立場で、必要だなという形で諮問された。それに対して、審議会の委員の人たちは、真剣にかつ中立という立場で、このことに対して真剣に取り組まれたわけです。そして、答申をされたから、当然、審議会の人たちはそれが議会に諮られるだろうなというふうに理解をされて答申されたと思っています。その審議会の委員の人たちに対して、何と申し開きができるのですか、あなたは。おかしいではないですか。当然、そういう中身が提案されてくれば、議会としては、世の中の状況とかそういうことがどうあるか、やっぱり議会は議会人として、検討しますよ。やっぱり、今、時期じゃないとかするかもしれません。それすら議会に諮らないということになると、議会の機能も果たさないことになるのです。そういう権限があなたにあるのかどうか、私が聞いているのです。私はないと思います。一人で諮問をして、一人でこうやって、一人で結果を出すなんていうのは、もってのほかですがね。どう考えていますか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　答申をいただきました附帯意見の中にも、報酬改定につきましては、現在の社会、経済情勢、町の財政状況、町民感情に配慮しつつ、慎重に検討されることを望むというようなことで、まとめているわけでございます。そのような観点から、これについては、口頭で附帯意見をつけたということでございます。ここにちゃんとあるわけですから。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　でたらめな答弁をしないでください。私もここに持っていますから。この中で、委員さんたちの附帯意見というのをちょっと読みますよ。附帯意見、特別職の報酬等については、上記のとおり答申するが、特に農業委員会委員、教育委員会委員、監査委員、選挙管理委員会委員については、類似団体と比較するとまだまだ低く、これらの報酬等については、常にその水準を検討すべき事項と考えるので、定期的あるいは適時に当審議会を開催し、引き続き検討するよう要望すると、ちゃんと附帯意見の中で委員会の方々は言っているのです。

　ということは、この委員会が出した報酬関係の中身がありますが、これを全部言ったら時間がありませんから言いませんが、持っていますからね。こういうことをやった後でも、さっき言った人たちについては低額であるから引き続き検討しなさいとまで言われているのです。私が言っているのは、こういうものが出たものに対して、町長一人の考えで「私はこう考えるからと、議会でも提案しませんよ」という権限があなたのどこにあるのですか。そんな権限はないでしょう。こんなのをわざわざ自分たちで諮問をして、回答を出てきたならば、当然、それを議会に諮るのがあなたの仕事です。その後の結果がどういう形で議会で議決するか、否決するかわかりませんが、そのことはそれでいいのです、議会人としてされるのだから。あなたが議会の権限まで飛び越えてするようなことを平然とされて、あたかもあなたが言っていることが世の中で通っているような言い方をされること自体、おかしいのではないですか。もう１度答弁を求めます。

○議長（東村　和往君）　総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊　知昌君）　この特別職報酬審議会の事務局を私が預かっておりまして、その時点で、確かに附帯意見の中には、今、町長が申されたようなことは入っておりません。というのは、最初この文言が入っていたのですが、委員の中から、内容としてはそういうことなのだけれども、我々のところではいろいろな比較をして報酬が高いか安いか、そうであればこういう改定をしたらいいというところまで結論を出せばいいのではないかということで、５％の引き上げということを答申されたということでございます。

　中では、今、町長が申しました時期的な問題について、かなりその論議の中で触れられております。そういったことは、町長には口頭で伝えられている部分がございますので、そういったことも加味しながら、町長はそういった結論を出したということだと思います。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○**議員（２番　財部　一男君）**　事務局がそういう町長の言い訳をする必要はないのです。問題は、あなたがしたのではないですがね、町長が「こういう諮問をしてください」とわざわざ審議会を開いて出したわけです。その当時、審議会もなかったのをわざわざ人選までしておこなったことです。であれば、当然、そういう委員会の人たちの、私は当然委員会の人たちの中で何人か知っていますから話もしました。今、町長が言っていることは一言も言っていません僕らと話しする中では。確かに、そういう世の中が、そういうことであったことは私も知っています。ただ、私が言っているのは、二元政治であるということを含めて、尊重をするということを最初、答弁の中で言われています。議会は議会人に対してのそういう尊重があるなら、当然、町長の責任を果たすべきです。あなたは自分の責任を果たさないで、放棄したことと一緒ではないですか。わざわざ審議会を開いて、６名の方々に日数を無駄に使わせて、その挙句に報酬をあげてやったことも全部無駄になったのです。現実は。そういうことが私はおかしいと思うのです政治家として。三股の町長たる者がそんな形で町政をおこなって、果たして町民が納得するような形になっているのか。私はおかしいと思います。もう少し尊重したりとかいうのであれば、基本ですがね、町政の一番の。そんなこともできないで、町長の責任を果たすことはできるか、次の朝日新聞報道の問題も一緒です。

時間的に余裕がないから、次にいくけど、この議会に対する尊重の問題を含めながら、再度、勉強をし直して、もう少し、自分たちの権限とか、そういうのをやってほしいと申し上げておきます。

最後の質問に入りますが、１０番議員の方でも大分詳細にされましたが、私は私なりに質問をしてまいりたいと思います。確かに１１月１３日、朝日報道によりますと、２００６年７月頃、現金３０万円を元後援会幹部に渡したと報じております。また、県選管においても、選挙区の有権者に対する金品の寄附を禁じた公職選挙法に抵触するおそれがあると報じております。そのように考えれば、無知であったとか何とか、そういう理屈は抜きにして、やった行為、あなたが行った行為、このことは、完全たる事実であります。そういうことを含めて、再度、町長の見解を求めます。

○**議長（東村　和往君）**　町長。

○**町長（桑畑　和男君）**　今回の私の軽率な違法行為につきましては、いろいろと報道機関で報道されて、議会の皆さん方、そして町民の皆さん方に大変なご迷惑、ご心配をお掛けしたことを改めて深くおわびと陳謝を申し上げたいというふうに考えております。

この軽率なお礼の行為でございますが、私はあくまでも前回の選挙でいろいろとお世話になったそのご苦労に対する気持ちが先行してやった行為ということでございまして、これについて深く反省をいたしているところでございます。何と言いましても、気持ちが先に走ってしまったと

いうことでございます。これが一方的に向こうから考えますと、買収行為にも受け取られるわけでございますが、そういう気持ちは全くさらさらなかったということでございます。この点を深くおわびを申し上げたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　町長は、今までに自らの減給処分といいますか、何回されておりますか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　今まで行革の減給を含めて５回でございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　町長になってから５回ですか。自分の自らの処分、いわば減給処分です。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　行革の減給で、これは平成１７年の４月からやっておりますこれは退職までずっと続くわけでございますが、これを除きますと４回ということでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　その浄化槽関係については、実は私は聞いていなかったのですけれども。平成１４年の１０月から１２月の３カ月間がまずあります。これは、先ほども出ておりましたが、職員の収賄事件が起きまして、職員２人が懲戒免職になった事件です。多分、これはその意味で、監督責任を問われたと私は思いますが、そういう中で当然、あなたにも非があったからこそ、3カ月間の減給処分をしたのですよね。そして次は、平成１６年の１０月から１カ月、減給処分をしています。これは多分、職員が使い込み事件を起こしたときの、監督不行届きだろうと私は理解しています。もう１回が平成１９年の１０月から１１月の２カ月間。これは、町内業者に対する指名はずし関係の不当発言等によって処分をしている事件です。これが町長たる資格がないと言われるほどの問題でもありましたが、そういうふうに、この３期１１年の間に３回もこういう処分を自ら課せなければならないような実態、はっきり言って、町の恥です。どこに県内でもありますか。もちろん本町でもこういう事例はありませんでした。桑畑和男町長になって初めてです。こういう実態があるのは。このあたりの認識について、どう考えているのですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　やはりこの減給問題、かねがね業務をやる中で、いろいろなことが起こ

るのはよくあるわけでございますが、職員の場合は懲罰委員会、こういうものがあるわけでございますが、特別職の場合はこのような機関がないということから、前回のものを参考にしながら、この減給の幅というものを行っているところでございます。今回のこの３０％２カ月というものは、前回と同じような形になっているわけでございまして、いろいろとご指摘をいただいております。これについては、重く受け止めているところでございますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　町長自身が職員であれば、総務課長まで上り詰めた人です。そして、三役として収入役、そして町長として３期目という人ですから、少なくとも頭が悪いと言われることはないだろうと思います。それなりの理解があったからこそ、それだけの昇進をされてきたのだろうと思いますが、そういう人が、だれが見ても買収に当たるような今回のお金のやりとり、そんなものは今回の減給処分だけで済ますということ自体がおかしいし、さっき私は３つのことの減給処分のことを申し上げましたが、そういう問題と今回の問題は全然違うじゃないですか。町民の受け止め方も全然違います。前は監督責任の問題で当然だろうという気がしましたけれども、今回のように自らがだれもが思われるような買収行為が疑われるようなことをしてきているのに、駄目だとか、それは減給処分だけで済ませるというそういう考え方自体が私はおかしいと思います。当然、あなたがとる道はたった一つ、私はあると思います。それは直ちに町長を辞職することです。それ以外に町民におわびする道はないと私は確信しますが、いかがですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　先ほども申し上げましたように、先ほどの辞職勧告決議案、この決議につきましては、謙虚に受け止め、そしてまた厳粛にこれを受け止めているわけでございます。そのようなことから、この身の処し方につきましては、今後、後援会また町民の声を聞きながら、３月の状況を見て、判断をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　財部君。

○議員（２番　財部　一男君）　いろいろ申し上げましたが、私は先ほども申し上げましたように、町長が責任をとるのは自ら、後援会の人たちが判断するのではないのです。あなた自身が判断するのです。それだけを申し上げて、質問を終わります。

○議長（東村　和往君）　ここで、２時１５分まで本会議を休憩します。

午後２時６分休憩

午後２時14分再開

○議長（東村　和往君）　休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（東村　和往君）　発言順位３番、上西さん。

〔３番　上西　祐子議員　登壇〕

○議員（３番　上西　祐子君）　通告に従いまして質問してまいります。

最初に町長の政治姿勢について質問します。１１月中旬、平成１８年７月に後援会幹部に現金を贈ったことを自ら認めて謝罪されました。町長は、「法に触れる行為とは認識していなかった。あくまでもお礼の気持ちでした」と言われましたが、一般の人でも選挙区内の人にお金をやったり、もらったりすることは公職選挙法に触れるということを知っております。それを「知らなかった。無知だった」と言われると、おおかたの町民が「そんなことも知らない町長だったのか。恥ずかしい。三股のイメージを損ねた」と言われております。町長は「心の政治、心の通う政治」これが町政の基本理念だといつも言われますが、トップたる町長が自ら法を守らず、「知らなかった。無知でした」と、言い逃れで済まそうとする姿勢では、町民は心を通わすことはできません。

本町では、昔から町長選挙になると、業者が一生懸命になり、応援しなかった人には仕事が与えられないということがうわさされ、現に町長も３期目の当選後、自分を応援しなかった業者を半年間入札に参加させないということをされました。今回のお金のやりとりをされたことと合わせて見るとき、町長は、旧態依然の体質から一歩も出ていなかったのだと思いました。町長は、２期目のときの後援会幹部にお礼の気持ちで３０万円を持っていったと言われましたが、選挙のとき手伝ってくれた人には、何らかの形でけた違いのお金でお礼をされてきたのか。１期目、３期目のときの後援会幹部にもお礼をされたのか、まず伺います。

１１月３０日の臨時議会で、町長の後援会の収支報告書を公開されました。町の選管に提出された分を合計すると、１,３００万円以上の選挙費用です。こんなにお金を掛けないと町長選挙に出馬できないのだったら、町のために頑張ろうと思ってもお金のない人は立候補もできないことになります。選挙を３回体験された町長として、選挙のあり方や金の掛からない選挙、明るい選挙をするために、どうしなければならないのか。自らの反省点も踏まえて、所信を伺います。

町長は、「法に触れる認識はなかった」と言われましたが、今回の朝日新聞報道の後、公職選挙法で自らの行為が公職選挙法何条に触れることになるのか、確認されたのかお伺いいたします。選挙以外のときでも、政治家と住民の間でお金のやりとりはしないということを、地域住民に徹底して知らせることも大切です。寄附行為の禁止事例について、選挙管理委員会から公職選挙質疑集や寄附のしおりなどを家庭に配布したり、各公民館にも政治家からの寄附は違法に当た

ることを貼り出すなどして、公職選挙法の内容を住民みんなにわかってもらうことを徹底すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

後は、質問席から質問いたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

〔町長　桑畑　和男君　登壇〕

○町長（桑畑　和男君）　私はこれまで３期１２年近くこの町長という職にあるわけでございますが、 町民の信託を受け、そして地域住民の福祉の向上と三股町発展のために、誠心誠意努めてまいったわけでございます。しかし、この度、報道された内容は、政治家として誠に不徳の致すところでございまして、議会の皆様方をはじめ、町民の皆さん方に対しまして、深くおわびを申し上げ、陳謝を申し上げたいというふうに考えております。

なお、買収行為のこの法的な根拠でございますが、公職選挙法の第２２１条から第２２３条までの条項にあるわけでございます。また、１期目、それから３期目の幹部の方にお礼をやったかということでございますが、これについてはやっておりません。

それから、選挙と金ということでよく言われるわけでございますが、やはり、選挙の前になりますと、後援会活動が非常に活発化するということから、その拠点となる後援会の事務所が設けられるわけでございます。と同時に、その日から施設の管理に要する経費、また人的な経費等がおのずとかさんでくるということで、金の掛からない選挙に持っていくためには、その辺からも見直しを、また考え方を変えていくべきではないかというような反省もいたしているところでございます。例えば、この事務所を構えるのには、空き家かそれとも空き倉庫か、こういうものを借りてやればいいのではないかというようなことを反省をいたしているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　１期目と３期目のときの後援会幹部にはお礼をされなかったと言われましたが、では、２期目のときの後援会幹部にそういうけた違いのお礼をされてきたのかがちょっと矛盾するのではないかなと私は思うのですが、そのあたり、町長としてはなぜ２期目のときの後援会長だけにそういうふうなけた違いのお金を差し上げられたのか。もう一度お願いいたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　３期目の選挙に入る前、２期目ご苦労をいただきました幹部の方に３期目もやってくださいということでお話しをしたわけでございますが、体調、健康を損ねてこれを断られたということから、やはり、２期目の選挙で長い間ご苦労願ったということから、お礼の気持ちで届けたというようなことでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　１期目と２期目は同一人物ですか。後援会の幹部という方は同一人物だとは私は聞いていないのですが、そのあたりが、２期目のときの幹部と１期目のときの幹部、３期目のときの幹部というのは、別人だというようなことを聞いたものですから、こういうふうな質問をしたのですが。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　言われるとおり違っております。１期目、２期目、３期目ですね。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　あくまでも町長は自分の気持ち、本当に気持ちが先行したというふうにおっしゃいましたが、２期目の人だけそういうふうなことに、お礼に多額な金額を持って行ったというふうなことが、やはり、普通一般常識として考えた場合に、「そんなことはないよ。公職選挙法にお金を人にあげたらいかんというようなことは、皆知っているのに」というふうなことを言われるわけです。だから、やっぱり、きちっとそのあたりを後援会幹部になってほしい。選挙に協力してほしいというふうな気持ちが先行してお金を持っていったのではないかなと。そういうことを考えた場合に、やはり、買収行為に当たるのではないかなというふうなことを考えるわけです。そのあたり、なぜ、この２期目のした人にだけあげたのか。そのあたりがおかしいのです。おかしいと思うのです私は。町長の考えはおかしいと思われないのですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　お礼の言葉で、気持ちが先行いたしまして気持ちがですね。２期目で相当ご苦労いただいた。これに報いるためのお礼ということで、気持ちが先行して届けたということでございます。

一方から考えますと、買収行為というふうに考えられるわけでございますが、私はそのときは、何も、お礼と、ご苦労いただいたお礼ということで、届けたところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　その件は堂々巡りになりますからやめますが、自分の自らの行為が公職選挙法第２２１条とおっしゃいました。公職選挙法は、読まれたわけですね。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　後で、法規を見たところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○**議員（３番　上西　祐子君）**　今、町長が第２２１条とおっしゃいましたから第２２１条を読んでみます。

選挙人又は選挙運動者に対し、金銭、物品、その他の財産上の利益、もしくは公私の職務の供与、その供与の申し込みもしくは約束をし、又は供応接待、その申し込み、もしくは約束をした時、３年以下の懲役もしくは禁錮または５０万円以下の罰金に処する。

というふうに書いてあります。この第２２１条はこう書いてあります。その前に、第１９９条の２項で、寄附の禁止が書いてあるわけです。

やはり、町長は総務課長をされて、今までも選挙管理委員会なんかの仕事をされてきたと思うのですが、長年公務に携わってきた人が、公職選挙法を読んでいなかったわけですか。そのあたりをお聞きします。

○**議長（東村　和往君）**　町長。

○**町長（桑畑　和男君）**　私は、過去昭和５７年から７年でしょうか、その間総務課長をやったわけでございますが、その時代は選挙管理委員会は独立した委員会だったわけです。現在は、総務課長が局長を兼ねているわけでございますが、言い訳にもなりませんけれども、当時はそういうことで選挙管理委員会は分離されていたわけでございます。

以上です。

○**議長（東村　和往君）**　上西さん。

○**議員（３番　上西　祐子君）**　総務省からこういうパンフレットも来ていますよね。これも見たことはないのですか。選挙の度にこういうふうな明るい選挙推進委員会というのですか、こういうふうなビラとか､こういうしおりが来るわけです。こういうのも見たことはなかったのですか。お尋ねいたします。

○**議長（東村　和往君）**　町長。

○**町長（桑畑　和男君）**　そういうチラシについては見ております。

○**議長（東村　和往君）**　上西さん。

○**議員（３番　上西　祐子君）**　見ていらっしゃるのだったら、ここに政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止と書いてありますよね。だから、お礼だったとおっしゃいますけど、やはり、お金を渡すことですよね。やはり、そういう認識がないと、トップに立つ人はいろいろな法令とか、条例とか、法律とか、憲法とか、そういうもので仕事をされるわけですから、ちょっとそういうふうなことを言われると、何かトップで大丈夫なのだろうかというふうな気持ちが私するのです。そのあたり、もう一回お願いいたします。

○**議長（東村　和往君）**　町長。

○**町長（桑畑　和男君）**　法を守らなければならない立場の者が、このような失態、失策をしたと

いうことで、私も猛省をいたしております。そういうことで、町議会をはじめ、多くの町民の方に大変なこの度の私の違法行為に対しまして、大変な迷惑をかけたということをおわびを申し上げたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○**議長（東村　和往君）**　上西さん。

○**議員（３番　上西　祐子君）**　それともう一つ、この前の１１月３０日に後援会と自分の選挙運動の収支報告書を私たちに配ってくださいましたが、それを見たときに、後援会のほうの寄附者が身内だけというふうなことをおっしゃいました。町長夫妻が町の選管に届けた寄附のお金が１９０万円ですか。とにかく町長夫妻で５００万円出ているわけです。それと、後援会のほうに松村さんですか。娘さんたち夫婦だと思うのですが、３００万円と町選管のほうに１０万円、３１０万円、もう一人の人が３００万円、これは８月２０日の日付になっています。とにかく全部身内だとおっしゃったのですが、私、自分の生活実感、子供を育ててきていることからしたときに、このお金は町長の退職金か何かを子供さんたち夫婦に与えて、そして出してもらう。そういうふうな今の問題になっている鳩山総理と同じようなことで、そういうふうなことではないかなという疑惑が持たれるのですが、いかがですか。

○**議長（東村　和往君）**　町長。

○**町長（桑畑　和男君）**　後援会の人たちの寄附でございますが、これにつきましては、私のほうから政治活動資金の提供ということで、お願いを申し上げたということでございまして、日にちはそれぞれ違うというふうに考えておりますので、そのようなことで各人の厚意ということから、いただいたものでございます。

以上です。

○**議長（東村　和往君）**　上西さん。

○**議員（３番　上西　祐子君）**　本当に町長のお金ではないのですか。本当にもらわれた、寄附されたお金。そこら辺がやはり、町長が自分で出したのを名義だけ振り分けたというふうなことではないのですか。

○**議長（東村　和往君）**　町長。

○**町長（桑畑　和男君）**　先ほど申し上げたとおりでございますが、これにつきましては、この報告書も県の選挙管理委員会に報告をして、承認されているところでございます。

以上です。

○**議長（東村　和往君）**　上西さん。

○**議員（３番　上西　祐子君）**　その答えはちょっと納得できないのです。県の選管は警察ではないのですから、本当に銀行からおろしてきてあげたかどうか、そこまでは確認しませんから。た

だ私が素人考えに考えて、子供さんたちご夫婦が４０代か５０代だと思うのですが、子育て中の大変な時期の人たちが、親の選挙に３００万円もお金を出すのかなと。うちなんか、親のほうが子供に援助するぐらいで、私の選挙のときも１０万円の寄附もしてくれないからですね。そういう大変な子育て中だろうと、年齢からしてですね。３００万円もお金を出せるのかなというふうなことが素人考えで思ったものですから、お聞きしたわけです。本当に町長の退職金とは違うのですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　先ほども申し上げたとおりでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　そうおっしゃるのだったら、それを受け止めないといけないと思うのですが、やはり、中には業者からの偽装献金ではないかというふうな人もいらっしゃるわけです。だからやはり、きちっとしてたほうがいいんじゃないかと思って質問したわけです。

それと、先ほど最後に言いましたが、選挙管理委員会のしおりとかそういうふうなものを各家庭とかに、こういうふうなのを回覧なり何なりで各家庭に配ったり、公民館に貼り出すとか、そういうふうなことをして、絶対に選挙のときはそういうお金のやりとりがないように、明るい選挙をすることを徹底すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（東村　和往君）　総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊　知昌君）　実は、こういった事件について、選挙管理委員会としても非常に残念なことだというふうに考えております。

実は、１２月２日に選挙管理委員会を開きまして、この件について、今申し上げたような残念な結果だったということを受けて、今後の明るい選挙の啓発の取り組みということで、そこで話し合いをしたところでございます。やはり、今、議員が言われましたように、選挙に出る人、候補者、政治家こういったところの方々も政治運動については、十分先ほどから出ておりますように、「知らなかった」ということがないように、やはり啓発をすべきだと。そして住民においても、どういったものが選挙の違反になるのか。一般の常識とすると、違う部分もかなり制約もございますので、そういったところも含めて、今後啓発を強化していかなければならないということで、今後取り組んでいきたいということで、選挙管理委員会としてはまとめたところでございます。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　私も３年前に母が死んだときに、香典返しを社協に寄附を普通しますよね。行ったところ、念のために選管の係の人に聞きました。そうしたら、「香典返しの寄附でも選挙違反になるよ」と言われたものですから、自分の母だったのですけれども、私の名前

ですることをやめて、家族の名前で寄附をしたわけですが、そういう本当に社協に寄附をするそういう香典返しでさえも、政治家が寄附をするということはとがめられるわけです。だから、やはり、そういうふうなことも善意でしても法に触れるということになるわけですから、十分啓蒙をして、２度とこういうふうなことのないようにしていってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

では、２番目の質問にうつります。本町では、平成１７年度より、組織改革が行われて、課が大幅に減らされ、職員数も目標としていた人数より減少となっている状況だと聞いております。この行革は、平成１７年３月に、政府総務省が策定した地方行政改革のための指針が強権的なやり方で押し付けられたことにあります。行財政の効率的な運営は、当然、追及されるべきですが、効率の名目で住民サービスや職員の賃下げ、人員削減などに矛先が向けられるようなことがあってはいけないと考えます。各課を訪ねますと、課長さん方の机の上やその周辺には決裁文書が山積みされている光景によく遭遇します。これだけの書類の中身を一体どれだけの時間で理解され、処理されていかれるのか。そのご苦労には敬意を表します。しかしながら、本当にこのままでよいのか。このあたりで、三股町の行政改革のあり方について、あらためて検証してみる必要があるのではないでしょうか。

本町においても、事務処理効率の適正化とそれを実現するための適正な人的配置について、あらためて検証を行い、住民のために重点的に取り組むべき業務については、適正な人的補充を行い、真に効率の良い住民支援の体制を整備していく必要があるのではないでしょうか。見直しを考えておられるのか、町長の考えを求めます。

１番として具体的に上げますと、国・県の権限委譲による業務量の増加に対しての対応は適正にできているのか伺います。２番目として、２～３年、精神的ストレスで休まれる職員が増えていると聞きますが、係内の業務連携、フォロー体制ができているのか。一職員が業務を抱え込まざるを得ないような体制構造になっているのではないのか伺います。３番として、正規の一般職員が減り、委託職員が増えていると聞きます。何でもかんでも委託しさえすれば良いという考えは、逆に行政負担を重くし、行政効率を低下させてしまうのではないか。委託を検討している業務と見直しを検討している業務があるのか、お伺いいたします。

以上、２問目の質問にお答えください。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　それでは、行政改革見直しについて、①の業務量に見合った適正な人員配置がなされているかということについてでございます。

ご承知のように、人員、つまり定員管理につきましては、本町でも平成１７年度に集中改革プランを策定いたしました。人員削減に取り組み、平成２１年度までの５カ年間を実施期間とし

て、目標の１８３名に対しまして、現在１７９名と目標を達成しているところであります。これは、組織機構の見直し及び事務処理の効率化等を積極的に推進したことや、指定管理者制度等による事務事業の見直しなどにより、達成できたものでございました。また、今後の職員の能力に応じた適材適所の人員配置に努めていきたいというふうに考えているところであります。

しかしながら、行財政改革に伴い、国や県からの権限委譲や新たな政策により、事務量の増えている職場があることも事実でございまして、限られた人員の中ではございますが、さらなる事務の見直しを行いながら、事務量の増大した職場には人を配置するなど、対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、②の係内の業務連携フォロー体制ができているかというこの項でございますが、限られた人数の中で、権限委譲等により業務量が増えたり、また住民の行政に対する要望も複雑化し、精神的ストレスを抱える職員が増えてきたことは確かでございます。また、これが原因で仕事を休まざるを得ない職員がいるのも事実でございまして、その対応はそれぞれの状況に応じて対処しているところでございます。ストレスの感じ方は多種多様でございます。業務の見直しについても、臨機応変に対応しながら、必要ならば委託職員やパートの雇用も行いたいというふうに考えております。また、係内の係長、課長補佐等に職員の業務体制や職務の状況について常に注意し困難な業務については、課長を中心として係全員で取り組むような体制づくりを推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、３番目でございますが、③の委託を検討している業務と、委託した業務の見直しを検討している業務についてという質問でございます。本町では、平成１６年度から進めております行政改革大綱の中の、民間委託等の推進ということで、平成１８年４月１日から町立病院、パークゴルフ場、養護老人ホーム、デイサービスセンターの指定管理者制度の導入を行ってまいりましたが、指定管理者制度の導入効果があったということから、町立病院を除く３つの施設については、さらに平成２１年度から３カ年の延長を行っているところであります。今の行政改革大綱の実施計画が本年度までとなっておりますので、現在、この見直しに着手し、今月２１日に第１回目の行政改革推進委員会を開催することとなっているところであります。今後は、この行政改革推進委員会や行政改革本部等の中で、これまでの取り組みの検証を行いながら、新たな計画を策定していきたいというふうに考えているところでございます。

具体的な業務について、業務を考えているかについては、今後の取り組みの方で、出てくるものと考えているところであります。

以上、回答といたします。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　とにかく今、国・県の権限委譲によって業務量の増加が増えてい

て、専門職の人たちは走りまわっているというふうなのが、私が見ててもわかるのですが、そのあたり、ちゃんと人員配置はなされているのかどうか。そのあたり、少し、議員がいうべきことかはどうかわからないのですが、やはり、町民のサービスというようなことを考えた場合、職員の対応というのが一番大事になってくるわけですから、そのあたりを少しお尋ねいたします。

○議長（東村　和往君）　総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊　知昌君）　職員の配置については、毎年、今の段階から各課長のほうにお願いをしまして、今の職場の現状がどうなのかということをまとめていただいているところでございます。それで、１月過ぎますと、各課長さん方にヒアリングをおこないまして、今の職場の事務事業の内容、それとそこに配置してある職員の状況、こういったものを総合的に聞きとりをしながら、各課長さん方の要望等も聞きながら、そこの配置をしていくということで、その次の年の人事配置については、そういった形で進めております。ですから、４月の現状では、限られた人員の中で配置をしていくわけですが、もしその中で足りない場合には、事前にご相談申し上げながら、例えば委託の職員であるとか、パートの職員の方とか、そういったことも検討しながら進めているところであります。

４月以降、途中で今年は特に、中途退職の方とか、先ほど言いました精神的なストレスによる休養をとられた方、あるいは別な病気とか、そういうことで、今年は特にそういった中途の欠員というのが出まして、その補てんとして委託なり、パートなり、課の状況では、皆さん方で協力をしながら、その穴埋めをしていくというようなことを十分、それぞれのそういった立場になられた課の課長あるいはそこの担当職員の皆さんと協議をしながら、何とかそこの部分を回していくというような形でやっております。さらに、そういったことを踏まえながら、今回、職員採用もございますが、そういった配置が来年度できるような形で、今、検討をしているというところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　本当に、精神的なストレスとかで休まれる職員とか、中途退職とか、そういうふうなのが今、本町だけではなく、ほかの町でも、ほかの自治体でもおこっています。やはり、こういうふうなことが本当の行政改革なのかなと。やはり、今、地方分権とかいうふうなことで、業務も昔に比べて大変な状況になってるわけですから、何でもかんでも人を減らせばいいというふうな考え方は、やはりまずいのではないかなと。そのあたりをどういうふうに町長は考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　やはりかねがねの業務をスムーズに執行するには、適正な人員配置が必

要であるというふうに考えているところでございます。毎年、この年度初めになりますと、１月２月に入りますと、４月以降の人員配置、退職者後の穴埋め等も合せて、適正な人員配置等、十分内部で検討しながら、異動等も考えているところでございます。

以上です。

○**議長（東村　和往君）**　上西さん。

○**議員（３番　上西　祐子君）**　先ほど町の職員は１７９名だとおっしゃいましたが、類似団体の平均の職員数は大体どれくらいなのですか。

○**議長（東村　和往君）**　総務企画課長。

○**総務企画課長（渡邊　知昌君）**　類似団体の職員数のところは、今、質問されましたので、ちょっとまだ資料を用意しておりませんでしたので、今のところわからないのですが、適正な人員管理というようなことで、財政状況をホームページに載せている資料の中では、確かに、人員については、類似団体から比べれば本町はそう多くない数字だろうというふうに考えております。

○**議長（東村　和往君）**　上西さん。

○**議員（３番　上西　祐子君）**　なぜ私がこういう質問をしたのかといいますと、私の親しい友達の息子さんが、都城市役所に勤めておられたのですけれども、ちょうど１０年目、３２歳、業務が本当に大変でその悩みを打ち明けられずに、ちょうど１カ月前に自殺されたのです。私の友達が私のところに来て、泣きながら、自治体は違うけど、行政改革で仕事だけ押し付けられて、そして、上に相談することもなかなかできなかったと。一人で抱え、今まで外に出していた設計とかの仕事をやれと言われて、期日は迫ってくるし、できないというふうな形でとうとう自分の命を絶ってしまったわけですけど。そういうふうな行政改革、行政改革というふうな名の下に、職員の実情などを思いやる気持ちが職場内になくなってしまうと、やはりまずいと思うのです。だから、そういう一職員が業務を抱え込まざるを得ないような体制構造になっているのではないかなと、そういうふうなことを考えたものですから、質問させていただいているのですが、町長は都城市の職員が今年になってから２人自殺されたのですけれども､そういうことはお聞きですか。

○**議長（東村　和往君）**　町長。

○**町長（桑畑　和男君）**　一人の方は山田の方は話を聞いておりますが、一人の方は聞いておりません。

○**議長（東村　和往君）**　上西さん。

○**議員（３番　上西　祐子君）**　山田の人と１１月の、ふるさとまつりの日その日に亡くなられたのですが、やはりそういう面を考えたときにうちの職員の人でも相談が出来ずに、１人で抱え込んで病気になっていらっしゃる方もいらっしゃるわけで、そういうふうな職員間の余裕がなく

なってくるということは、職員もだけれども町民にとってもマイナスではないかなと考えるわけです。そのあたりを今度の行政改革見直しという形で、もっと大課制とかの問題とかも含めて、課長たちも前も質問したことがあるのですが、大課制で大変になったということ言われたものですから、やはり皆が働きやすい職場、それが町民サービスにもつながっていくし、また、まちづくりを考えた場合にそういう余裕も出てくるのではないかなと考えるものですから、お願いしたいと思います。

それと今、委託職員が多いですよね。大体、正規の職員と委託職員との割合はどうなっておりますか。

○議長（東村　和往君）　総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊　知昌君）　先ほど、正規職員については１７９名と言いましたが、委託職員については６６名の委託職員を今雇用しているところです。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　委託職員がいないと回らないわけでしょう。そこら辺が公務員のワーキングプアーとかいうふうに今言われているわけです。給与も２００万円以下でその待遇は、専門職もいらっしゃると思うのです。看護師さんとか、保健師さんとかそういうふうな先生方とかいらっしゃるのですが、そのあたり委託職員のことで待遇とかはどういうふうに考えていらっしゃるのか、お聞かせ願います。

○議長（東村　和往君）　総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊　知昌君）　委託職員につきましては、一般の事務の補助の委託職員あるいは専門的に例えばケアマネージャーであるとか、いろいろな資格を持っておられる方ですね、そういった方でないと出来ない部分もありますし、建築設計技士とかそういった方も委託職員の中にはおられます。それぞれ、職に対しての処遇という形で全てが同じではありませんので、非常に委託料の高い方、あるいは通常の事務補助の場合が１番低いのですが、そういったことでその職種に対しての考え方で委託料を設定しております。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　先月、先進地視察で長野県の方に議会の方で行かせてもらって、研修させてもらったのですが、そこの町は三股町と同じような人口２万５，０００、２万６，０００人ぐらいの自治体でしたけれど、やはり職員数も本町よりも少し多くて、やはり保健師さんなんかの専門職は倍ぐらいいらっしゃるわけです。保健師さんに看護師さんそれから栄養士さんそれから体育指導士、療養士、歯科衛生士そういうふうな方々が縦割りではなくて横割りで、住民の健康を守るということでされておりましたが、そういうことをすることによって住民の健康維持とか、予防に力をいれて国保税とか介護保険税が普通の町村よりも低く抑えられてい

るわけです。

そういうふうなところを話を聞いてきたのですが、やはりただ人を減らせばいいというふうな考え方ではなくて、住民のために重点的に取り組むべき業務については、人を配置するのだと、適正な人的補充をするのだという考えで行政改革を見ていってほしいなと考えますので、今度見直しされるときはそのあたりを十分に検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

３番目の質問にうつります。ごみ問題なのですが、ごみ問題はすべての人が日常生活の中で考えたり、体験したりしている身近な問題です。ごみ問題はCO^2排出や資源の浪費といった問題ととても深い関わりを持っております。後先を考えない大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は限りある資源を浪費し、CO^2など温室効果ガスの排出をはじめとする様々な環境問題を生み出しております。ごみ問題とは出たごみをどう処理するかという考え方では絶対に解決することはできません。根本はいかにごみを出さないようにするかです。

本町の場合、平成２０年のごみ処理関係の経費は約２億４，０００万円、１世帯当たり約２万５，０００円になります。ごみ処理にかかる費用を１割減らすだけで単純に計算して約２，４００万円のお金が節約されることになります。

ごみを減らすためには､ごみを出さないよう分別､リサイクルをきちんと行うことが大切になってきます。将来に向けて、ごみ環境問題をどう考え、どのようにしたらよいと考えておられるのか、減らすための工夫を考えておられるのかお聞かせください。ごみの分別、リサイクル、減量を考えた場合に住民の協力が必要不可欠です。それには、ごみに関しての学習、環境問題に対しての学習なしには、前に進まないのではないかと考えます。行政と住民が未来の地球環境、膨れ上がるごみ処理費用のことなど、真剣に考えてお互いに納得し、協同しごみ減量作戦に取り組む今ならまだ間に合うのではないかと思いますが、取り組むお考えはありませんか。

ある自治体では、２カ月に１回ごみに関するニュース、広報を発行し全世帯に配布しているということです。ごみの分別で厄介なのが生ごみです。食品残渣は水分が多く臭いもします。自治体が燃やす可燃ごみの半分が水分だと言われております。水分の多いごみを燃やすためにたくさんの燃料を使っていることになります｡生ごみの水分を５０グラムを各自取り除いて出すだけで、１年間で約４４万円の燃料代が少なくなると言われております。まさに、生ごみの焼却は資源、エネルギーの浪費、そのものと言えます。生ごみの発生抑制、再利用、リサイクルなどは町として考えていないのかお伺いいたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　ごみ問題について、①のごみを減らすための工夫をどう考えているかということでございます。ごみ問題につきましては、全国多くの自治体で大きな課題として取り上

げられておりまして、その対応について財政面を含め大変苦慮している状況でございます。大量生産・大量消費・大量廃棄型の消費経済の恩恵を享受してきた社会から、１８０度転換したごみ減量化社会への変換はなかなか難しい問題ではございますが、ごみ焼却が埋め立て処分に投入されている経費を可能な限り軽減し、限られた資源を大切にする循環型社会構築をしなければならないと考えております。

そのためには、町民の皆様の理解と協働が不可欠でございますので、この問題に多くの住民の方々が関心を持ってもらうための啓発運動や情報の提供、または子供たちへの環境学習を通じて、ごみ減量化への気運を盛り上げていく施策を継続して行ってまいる所存でございます。

それから、②の住民の環境問題の学習についてでございます。ごみ減量化については町民の皆様方のご協力がなければ、一歩たりとも前進しないわけでございまして、大量消費時代からの意識改革を行うための環境学習は最も重要な取り組みだと考えておりますので、先進地の取り組み方法等を参考にして、町民の方々が参加しやすい計画をおこなっていきたいと考えております。

また、限りある資源の有効活用と廃棄物の削減を図るため、ごみなるものは断るリフューズ、ごみの発生を抑制するリデュース、繰り返し使うリユース、ごみの再資源化リサイクルの４Ｒ運動の浸透に努めてまいりたいと考えております。

現在までの本年度の実績といたしまして、1，０００人を超える方々に参加していただくクリーンアップみまたも１５回目を実施いたしました。また、蓼池児童館でのＥＭ菌とぼかしづくり、ふるさとまつりでのＥＭ菌とぼかし配布や環境資料・マイパックの配布、町内の先生方や小学生によるクリーンヒルみまたや下水処理場の視察見学、ボランティアによる町有林伐採跡地への植林を実施しております。また、来年２月には文化会館におきまして、推進大会を計画しているところでございまして、今後も環境問題の学習については力を傾注してまいる所存でございます。

それから、③の生ごみのリサイクルの取り組みについてでございます。生ごみについては燃えるごみの約４割を占めるといわれておりまして、腐りやすいため、ほかのごみより収集回数が多く、収集・運搬・焼却に多くの経費が必要でございます。このようなこともあって、全国で生ごみの堆肥化が実施され、本町でも平成７年度から、コンポストの低価格での販売、平成１４年度から電動生ごみ処理機の購入補助金制度を実施しておりましたが、利用者数もだんだん少なくなってまいりまして、平成１８年度をもってその事業を中止したところでございます。ごみを減らす手段といたしまして、有力な方法でございます生ごみ堆肥化も多くの世帯に普及するまではいかなかったのでありますが、町民の皆様方のお考えを調査しながら、購入補助金制度の復活について、今後アンケート等を取りながら今後を考えていきたいと考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○**議員（３番　上西　祐子君）**　私たち、一人一人がごみ問題に関心を持つことが１番大事だと思うのですが、やはり強力な学習ですね。そういうふうなことで、大都市の名古屋とか横浜とかでも、ごみが半減したというふうな記事を読んだのですが、県内でも１０月１８日に小林市のことが載っていました。ごみ分別へ住民協力というふうなのがですね。やはり自治体が住民と一緒に協働することで、分別方法をもっと細かく分けて何がきちんとしたらごみが減るのか、そのあたりの学習がまだ足りないのではないかなと思いますが、もっと詳しく緻密に学習をするようなことはお考えになっていらっしゃらいのか、お聞きいたします。

○**議長（東村　和往君）**　環境水道課長。

○**環境水道課長（岩松　健一君）**　ごみの減量化は町長が申し上げていますとおり、住民の意識改革が１番肝心なところでございます。全国自治体におきましても、そのようにごみが少ない自治体、環境に対する意識の高い自治体と低い自治体とでは、かなりの差が出てくるという現状もあるようでございます。先ほど上西議員の方から言われましたとおり、ごみ処分総経費でございますが、収入を除けば約２億４，５００万円程度、平成２０年度の決算でございますが、かかっているということで、ごみの量は可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ併せまして約８，６３０トンというものが本町から出ております。平成１９年度よりは減ったところでございますけれども、これも多くなったり減ったりしたり、それを繰り返している状況でございまして、ごみが確実に減っていくというのは、なかなか難しいところでございますが、先ほど言われましたもうちょっと分別をうまくやっていけばいいのではないかということでございますけれども、今現在４Ｒ運動という事業がまた最近出てきております。平成１１年に産業構造審議会においての報告書におきまして、３Ｒ運動というのがまず出されたわけでございます。先ほど町長が言いました。リフューズ、抑制・断る、ごみになるものを断るということで今１番されていますのが、小さい買物の袋が１グラム、２グラムしかないようなものですけれども、あれを断ると、一人一人が断っていただければ相当な量になるということでございます。そして割り箸を断るとか、そういうことでリフューズ、抑制・断る、まずごみを出さないということです。そしてリユース再利用ですね。使えるものは何度でも繰り返して使うと、昔の方々が言っております、もったいないという気持ちをもう１回普及させることがいいだろうリユースというのが出ております。そしてリサイクルこれは従前からございますので、ご存知のとおりでございますが、あと宮崎県とかはそれにもう１つ付け加えまして、リデュース、削減ということです。ごみになるものを買わない、使う量を減らすというような４Ｒ運動に持っていかなければ、ごみ全体は減らないだろうということになっております。だけどなかなかこれが浸透するというのには問題があるようでございまして、環境教育学習が１番効果をあげているというのが、環境推進国と言われますドイツでは３８年前ごろから環境教育計画というのが柱にもたれまして、子供からまず教育しなければ何も始まらないと

いうことで、環境推進をつくり続けて３８年間、そして今のドイツがあると言われております。そういう意味では、私ども行政がやること、住民がやることも限度がございますので、やはり悲しいかな人間は､法による規制ですね､こういうものでごみを減らす方法を国の方にも施策をとっていただきたいなというのもございます。だけど１番ごみについて関心を持っていただけるのは、うちのリサイクルセンターのごみ分別収集のところを見に行っていただければ、こんなに細かく分別するのかというふうに誰しもが思われるでしょうから、まず、あれを見ていただいて、勉強していただくということも大事だなと思っておりますし、先ほど上西議員の方から言われました、どこかの団体では、２カ月に１回ごみの広報を出していると言われておりますが、これも学習のためには役に立ついい方法なのだろうなというふうに思ったところでございます。

とにかく、住民の皆さんに意識を変えていただくために、今後いろいろなものに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　やはり、私もこの前１週間ぐらい前でしたか、ごみ分別の作業場に行っていろいろな分別をしているのを見させてもらって、こういうふうにまだまだ活用できるのかこういう今まで何の気なしに捨てていたものが、きちんと分別して鉄とか電池とかいろいろなそれぞれの材料別に分けるとまだ利用ができるのかなということを、この前初めて見させてもらって、やはりまず知ることから、学習することから始まるなと思ったわけです。やはりこういうごみ関係の処理のお金を見たときに何億円というお金がかかる、そしてまたこの次、山田の奥のほうに処理場ができればもっと経費がかかってくると言われたときにいかに、将来ごみを出さなくてそれを資源化するかということを町民全体で考えて行く必要があるのではないかなと思っておりますので、ぜひ、まず自治体、支部ごとにでも広報なりをして、今一生懸命取り組んでいらっしゃるボランティアの人たちがいらっしゃるわけですから、そういう人達の活用というのですか、講師を招いてボランティアの人たちで全町内にごみ学習会みたいなのをしていったらいいのではと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（東村　和往君）　環境水道課長。

○環境水道課長（岩松　健一君）　環境学習は１番重要なことだと思っております。先ほど町長の答弁の中にもございましたとおり、来年の２月に文化会館で川をきれいにする運動＆ごみの減量化という、正式名をはっきり覚えていないのですけれども、そういう推進大会も開こうと思っております。その中では今、町内でごみ問題に関してボランティア活動をしていただいている方々よっていただきまして、講演＆パネルディスカッションのような形を持っていけばいいかなと考えておりますけれども、とにかく公民館単位でも結構でございますので、本町のリサイクルセンターをそういうを視察見学とかそういうこともしていただけるように、こちらからも要請してい

くべきかなとは思っているところでございます。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　やはり、ぜひそういう方向でしていってほしいし、この新聞報道によったら、小林市は市の１人当たりの２００８年度のごみ排出量が２００１年度に比べて約半分になったと報道されているのです。だから効果が出るわけです。効果が出て再利用率も６７％だと、身近にこういうところがあるわけですから、やはりそこではごみ分別虎の巻という小冊子が各家庭に配布されているそうです。そういうふうなこととか、私たち主婦が簡単に出来る方法として、流しの三角コーナーに調理残渣は入れないとか、別の容器に新聞紙とか、広告の紙などをひいて簡易のごみ入れをつくって収集日までそこで乾燥させておくと、乾燥させると生乾きの状態になってごみの重さが減ると、それからさっき町長がおっしゃられたごみ乾燥機ですね、私はあれを議員になってすぐ補助があったものですから、ごみ乾燥機を買ってものすごい重宝しているのです。毎日生ごみをそれに入れて、乾燥させて、ほとんどごみに出さずに、庭に埋めているのですけれども、補助があったから買えたわけで、そういうふうなのをもう１回また検討していただきたいのと、それから生ごみを有効活用していらっしゃる事例とかを町民から募集するとか、そういういろいろなことをされている人たちの事例集とか、ぼかしのつくり方とか、ＥＭ菌のつくり方とか、そういうことを町としても広めてほしいなと思うのですが、そういうお考えはありませんか。

○議長（東村　和往君）　環境水道課長。

○環境水道課長（岩松　健一君）　生ごみ処理機ということで、コンポストと電動生ごみ処理機を平成７年から町長の答弁の中にございましたように、平成７年から平成１８年まで実施をいたしたところでございますが、その実績といたしまして、コンポストが５８９機、電動生ごみ処理機が５６機利用していただいたところでございますけれども、現在どのような使われ方をしているかちょっとわかりませんけれど、そして現在の電動生ごみ機は、当時の生ごみ機より機能が上がって定価も安くなっているようでございますので、そういう点では、また一応町民の皆様にこういうのに対して町が補助を出しますけれども、導入は検討されてみませんかとか、そういうアンケートもとりながらその辺も考えて補助金の復活等には考えていくべきかなと。平成１７年ごろになったときには、コンポストも年間３機しか出なかった経緯になってきておりますし、電動の方も平成１６年度になったら７機出ただけでございまして、どんどん先細りになっておりましたので、事業を中止しておりますので、実際それもありますけれど、先ほど言われましたような小林市の事例、半分になったということがあるということでございますけれども、そういうのも再度研究させていただいて、本町でも簡単に導入できるというものがあれば、どしどし導入していくと思っているところでございまして、要は今までごみに対してお金がいくらかかっていたと

いう広報はあまりしてなかったこともあるかもしれませんけれども、ごみ処理経費にはかなりのお金がかかっていますよという啓発をどんどん流していくべきかなとは思っております。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　ぜひ、そういうごみの学習を積極的にやってもらって、そして商店の方々そういう人たちにも協力をもらう、それから私たち時々食堂とかいくわけですが、食べきれないようなご馳走が出たりして、もったいないなぁと思っても残してしまうということもあって、一週間ぐらい前のニュースでそういう持ち帰りパックですか、そういうふうなのをつくったところも出ていましたが、そういうふうな皆が、食品に対するものにもったいない、いろんなものに対してもったいないという思いを町民全員で運動していくような方向で考えていかないと将来が、私たちの次の世代の環境というふうなことを考えた場合にこれでいいのかなというふうに思いますので、ぜひそのような方向で町民と一緒に取り組んでいかないといけないのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで終ります。

○議長（東村　和往君）　一般質問はこれにて終了します。残りの質問は明日行うことといたします。

それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後３時32分散会

平成21年　第10回（定例）三　股　町　議　会　会　議　録　（第4日）

平成21年12月17日（木曜日）

議事日程（第4号）

平成21年12月17日　午前10時00分開会

日程第1　一般質問

日程第2　報告１２号に対する質疑

本日の会議に付した事件

日程第1　一般質問

日程第2　報告１２号に対する質疑

出席議員（11名）

１番　指宿　秋廣君	２番　財部　一男君
３番　上西　祐子君	４番　大久保義直君
５番　重久　邦仁君	６番　東村　和往君
７番　池田　克子君	８番　原田　重治君
９番　中石　髙男君	10番　山中　則夫君
12番　山領　征男君	

欠席議員（１名）

11番　黒木　孝光君

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　上村　陽一君	書記　川野　　浩君
	書記　山田　直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長　---------- 桑畑　和男君　　副町長　---------- 木佐貫辰生君

教育長 ----------	田中　久光君		
総務企画課長兼町民室長 ----------			渡邊　知昌君
税務財政課長 ----------	原田　順一君	町民保健課長 ----------	重信　和人君
福祉課長 ----------	大脇　哲朗君	産業振興課長 ----------	下沖　常美君
都市整備課長 ----------	中原　昭一君	環境水道課長 ----------	岩松　健一君
教育課長 ----------	野元　祥一君	会計課長 ----------	山元　宏一君

午前10時00分開会

○議長（東村　和往君）　これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

日程第１．一般質問

○議長（東村　和往君）　それでは、日程第１、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問をお願いします。

発言順位５番、指宿君。

〔１番　指宿　秋廣議員　登壇〕

○議員（１番　指宿　秋廣君）　おはようございます。それでは、通告に従いまして質問をしていきます。３点ほど通告いたしておりましたが、その内の１点だけ壇上からして、後は質問席から行います。

教育予算の拡充について出しておきました。今年度から学校の先生にパソコン等が各小中学校すべての教職員の先生に町から配備することが決まっておりますが、このパソコンも個人で今まではすべて使っていたものですけれども、今回から行政が配備するということになると、それに伴う消耗品が相当数必要になってくると感じています。

まず、消耗品で言うとパソコンの周辺がトナーをはじめ出てきます。それに対して、町行政については２２年度予算からどう考え、どう措置されようとしているのか、これは教育委員会の部局ではなくてあえて町長というふうにしておきましたので、町長の方でお願いをしておきたいと思います。子どもたちはいろいろな学校行事等はすべて紙で持ち帰るとなります。そういうことを考えてご答弁をお願いしたいと思います。

次に、消耗品と備品の関係を質問の中に入れておきました。今、消耗品と備品の区分は２，０００円となっています。しかし、近隣の自治体を見ても２，０００円の備品というのはあまりにも額が小さすぎるということで、１万円が大体の流れであります。備品の管理ということから言っても、消耗品かと。２，０００円の枠組みの見直しは考えておられないのか。それに対す

る不都合は今のところ感じていらっしゃらないのか。町長及び教育委員会の現場としてどう感じていらっしゃるのかは後でご答弁を願えればありがたいと思っております。

以上、壇上からの質問を終りまして、後は質問席からおこないます。

○議長（東村　和往君）　町長。

〔町長　桑畑　和男君　登壇〕

○町長（桑畑　和男君）　おはようございます。それでは、回答を申し上げます。

教育予算の拡充についてということでございます。①の需用費、特に消耗品の予算が年々減少している。教室や家庭の連絡等で、特に紙によることが多いが、必要な予算の拡充をする考えはないかということでございます。これにつきましては、真に必要なものにつきましては、消耗品に限らず予算措置をして参りたいと考えております。なお、特に学校管理費の小・中学校費の消耗品の当初予算額において、年々減少が見られることからこれにつきましては、関係課と十分協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから②の消耗品と備品の基準が低すぎる。１万円以下を消耗品での購入にする考えはないかということでございます。現在、備品の基準が２，０００円以上となっているわけでございますが、現行の基準は時代にマッチしない面もございます。そういうことで、備品の基準改正につきましては来年４月１日の実施に向けて検討をして参りたいと考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　それでは①番の問題について質問をしていきたいと思います。ここに、都城管内の消耗品の関係を調査したものがあります。これから言っても相当三股町は消耗品が低いということになっています。特に、この消耗品の中に三股の場合は入るのでしょうけれども、都城管内は報償費の中で商賜費というのを設けています。一番、三股中学校に近い所で言うと、五十市中学校でしょうか、五十市中学校は大体１２万円の商賜費を設けています。いろいろなところに目配せ気配せをするためには、生徒のやる気も出させないといけない。そういうことで、消耗品だけでこれを行うということになると、比べるものが違うわけですから、すべてを見て予算化をしないといけないのではないかなと。行政の方が詳しいでしょうけれども、私のこの調査の感覚で言うと少し考える必要があるのかなというふうに思っています。これについて商賜費という概念は、商品の商に賜ると書きます。要するに、学校側が児童生徒に対して、例えば善行をしたという形で、今、三股中学校の例で言うと表彰週間という形で、ただ県から貰った商品をそのまま校長が生徒に伝達するというようなやり方をやられているようですけれども、そういうことではない。例えば明らかに学校の中で他の人の模範となったような人、例えば今までなかった部活を立ち上げたり、もしくは学校の中で善行をしたと、そういうことを町の表彰ではな

いようなところを多分やるのだと思います。そういう考えは論議されなかったのか、ちょっとお聞きをいたします。

○議長（東村　和往君）　教育長。

○教育長（田中　久光君）　今、ご質問の内容について現実に県・国からきた表彰その他はその伝達という形でやっています。町としてそういう善行賞とかそういうものについての表彰はおこなっておりません。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　おこなっていないのはわかるのです。おこなっていないのだけれども、こういうのが他の学校等ではやられていることから言うと、学校現場でやろうと思えば、例えば行政がそれを予算化しないといけないわけです。だからあえて、現状はわかっているんですよ。町として予算をそういう形を付ける気はあるのですか、ないのですか、こういうのは必要と思われますか、ということだけをお聞きをしているので、答えて下さい。

○議長（東村　和往君）　税務財政課長。

○税務財政課長（原田　順一君）　それにつきましては、教育長も申し上げましたけれども、実施していないということでございます。また、そういった内容については、協議を全くしておりませんので、ここで今、つけるかつけないかということは、ちょっと申し上げられないという状況にございます。

財政の方から申しますと、そういった要求があれば検討をする必要はあるのかなというふうには思います。

以上でございます。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　ぜひ、ちょっと調べればすぐ出てくる問題だろうと思います。三股中学校の児童生徒が学校に来て、やりがいを持つもしくは登校の意欲を持つということからもそういうことも考えていいのではないのかなと思います。それはぜひ、検討をお願いします。

次に、消耗品の中でＯＡ機器の消耗品、壇上でも申し上げましたが、パソコンを全教職員が持つということになると、それに対する周辺機器を含めて消耗品という形で出てきます。ペーパーだけではなくて、ＯＡ機器の消耗品という考え方は、要するにたぶん三股町役場の中で見るとわかると思いますが、学校現場にはそういうつもりはあるのか、お聞きをいたします。

○議長（東村　和往君）　教育課長。

○教育課長（野元　祥一君）　はい。ご質問のように、今年の１月の段階で全教職員にパソコンを配備するというかっこうになります。それで、平成２２年度予算の要求の部分では、学管教師含めて平成２１年度予算に比べて約２００万円程度、要求をしているところです。

○**議長（東村　和往君）**　指宿君。

○**議員（１番　指宿　秋廣君）**　２００万円がどういう計算になるのかわかりませんけれども、現場からアンケートをとるといろいろなことが出てくるのです。多分、教育長のところまでは上がってこないだろうと思うです。校長から聞くということになると、校長のところでいろいろな話が出てくるだろうと思いますので、校長、教育長には大変失礼とは思いましたけれども、アンケートの中が少し入っております。今、言った中に例えばパソコン、プリンター用消耗品を別枠で２０万円程度組んでもらえるとありがたいとか、今、消耗品が決裁区分が教育長のところまでいかんといかん。要するに役場みたいにＬＡＮ回線を結んでやってくれるとありがたいとか、いろいろな現場で苦しいところがあられる。学校から教育委員会に行って、教育長を通って、それから財政に来てという流れに多分なるだろうと思うのです。そうすると役場の中では考えられないような輻輳したことが出てくるというふうに思っております。そして、そのことが得てしてＰＴＡのお金を頭を下げてそこから貰う、例えば中学校で言うと購買の金の益金から買うことが出てくるだろうと思うのです。そういうことで、消耗品の流れを掴むことが苦しいということになるだろう思います。

本当に各学校でどれぐらいの消耗品が必要なのか、それから教材費、副教材費とかいう形で学級でとっている金等もいっぱいあります。そういうことから言って、このいろいろな今回の質問の中で、平成２１年度をどうだということではなくて、平成２１年度に向けてお願いをしたいと思います。

次の問題にいきます。先ほど町長の答弁で、４月１日に向けてとありました。はっきり私は理解しがたいので、いくらを目途にそれを検討されていくのかということを再度お聞きをしたいと思います。

○**議長（東村　和往君）**　税務財政課長。

○**税務財政課長（原田　順一君）**　これにつきましては、町長が申し上げましたように４月１日ということは、新年度予算から繁栄させていきたいということでございます。

ただ、時期的にはそれに向って今作業を進めたところでございますけれども、これは金額的にはいくらにするのかということにつきましては、やはり現場ですね、学校の現場、あるいは図書館の現場、あるいは役場内のいろいろな現場を担当している人たちの話を聞いて、金額をいくらにするのかということ、あるいは図書等についてはいくらにするのかということを詰める作業の必要がございます。従って、１月のなかばまでにはそういった人との調整を図りたいというふうに考えておりまして、町長が金額を申されなかったのはそういう意味でございます。ただご指摘のように、県内いろいろなところを今、調査中でございますが、今１０市町村ほどのところをいろいろ調べている途中でございますけれども、その中で確かに１万円ということが大変多いよう

に思います。その辺を踏まえて、この現場との人たちの改善、最終的には事務改善を１月のなかばぐらいまでには図りまして、当初予算には載していきたいと、１月の末には当初予算も固まりますので、それまでには載せて、実施は４月１日からということでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　いろいろな図書館等もあるので、蔵書等の話が今そうだろうと思うのですが、原則１万円としておいてそうでないものもあるわけで、線引きは他の自治体と同じように１万円という形にするべきではないのかなと思います。

そこで、先ほどの消耗品と少し絡むかもしれませんが、消耗品と備品の関係の学校長の決裁、要するに必要な物を必要な時に支出するということが､あまりにも決裁が長くなると､先ほど言った近場のところに相談をして手を出してしまうということはよくあることです。皆さん各学校でＰＴＡの役員をされている方は大体意味はわかると思います。そういうことが出来るだけ、父母父兄の負担の軽減になるためにはどうするかということは、スピーディーに行政が動くことだろうと思います。そこでこの消耗品、備品を考える線引きの時に一緒にですね、所管の学校長の判断、これが買いたいという委任の中にひとつは入れて欲しいなというふうに思っています。

得てしてＰＴＡの方が使い勝手がいいというか、相談がしやすいというか、そういうことになっています。ですから、この中で言うと、いろいろなことが今、内部で流れているでしょうけれど、裁量権というか、そういうのを少し考えてほしいのですが一緒に論議してほしいと思いますが、その辺どうですか。

○議長（東村　和往君）　税務財政課長。

○税務財政課長（原田　順一君）　その問題については、全く今考えていませんでしたので、今ここで一緒に考えるとか、考えないとかは申し上げられません。ただ、今後の検討、課題ということにはしたいと思っております。

以上です。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　ぜひ、せっかく備品、消耗品の区分をされるのであれば、ＬＡＮ回線で結ばれていない学校とどうやってスムーズに行くかということも、考えてほしいと思います。これは要望として申し上げておきます。

次に教育委員長に、私の字が間違ってなければ教育委員長というふうに書いたつもりですが、教育委員会に質問をいたします。２番目の問題として、教育環境の整備ということで、制服問題についてふれておきました。今、小学校の子どもは制服標準服もない宮村小学校は一部あります

かね。というところで貧富の差が子どもの身なりに表れていることが出てきて、そういうところで隣の県の鹿児島はほとんどが制服なのです。ほとんどが制服です。なおかつ１年に３回、４回バザーをされます。そうすると、そのバザーの大半はその制服なのです。制服をバザーで取りあげる。そしてそれを新しく制服を買うにしても、１つの業者と契約するのではなくて幅広い業者、商店が気軽に並べている。何何小学校制服と書いてコーナーを作っているのです。そこで買う。そうするとそんなに高い品物じゃなくて、特定の業者がこの制服と決めてやるのではなくて、そういう形で制服いう形をしていくと、貧富の差が表に表れないと思っています。今、こういう情勢の中で、子どもさんたちの学校に行く、特に女の子なんかはそうでしょうけれども、自分で着て行ったものが次の日は着て行かんとか、もしくは、３日前に着て行ったのは着て行かんとか、制服であれば２、３枚あれば、とっかえひっかえということは可能です。そういうことから見て、教育委員会として制服という考え方はされるつもりはあるかないか、お聞きをいたします。

○議長（東村　和往君）　教育長。

○教育長（田中　久光君）　それでは、私の方で。実は教育委員長へということで相手方がなっているのですが、教育環境の整備についての質問相手が教育委員長となっておりますけど、質問の要旨にある制服に関することについては教育委員会規則で教育長に事務委任をするということになっておりますので、私の方でお答えをします。ご理解下さい。

まず、小学校の制服についてのご質問ですが先ほどもありましたが、まず町内の状況を申し上げますと、小学校６校の中で制服を採用している学校は１校もありません。具体的には、宮村小学校１校だけがこれは標準服として、それ以外の学校はすべて自由服となっております。以前は三股小学校、梶山小学校、三股西小学校３校とも制服はあったわけでありますが、それが大分前に廃止されているという経緯がございます。それで議員の皆さんはご存知だろうと思っていますが、廃止の経緯については、私もはっきりしたことはわかりませんが、三股小学校ではＰＴＡ総会等で度々協議された結果、廃止ということになったように聞いております。小学校の制服については、全国的にはっきりとした統計は出ておりませんが、先ほどは鹿児島でほとんどだとお聞きしましたけれども、大体私立の小学校はほとんど制服で、公立の小学校は自由服が多いようであります。特に制服を採用している公立の学校では、西日本が多いとか、地域性もあるようなことも聞いているところであります。

また、保護者の制服に対する考え方といたしまして、当然賛成反対の両方があります。ご質問のように、制服の方が経済的に負担が少ないとか、貧富の差を被服で感じさせない、あるいは入学式や卒業式の時に、あらたまった気持ちになれるなど制服容認の意見も確かにあります。

しかしながら、制服そのものの値段は高いので、どうしても大きめに買って小さくなるまで着せることになり、子どもが活発に行動するにはふさわしくないとか、汚れても毎日洗濯はできな

いので衛生的ではない、あるいは休みの日とか学校から帰ったら私服に着替えるので、衣服代としてかえって高くつく、また転勤族や転入者の多い地域には制服は馴染まないなど、どちらともいえず、制服に抵抗のある保護者が多いというふうにも感じております。

最初に申し上げましたが、本町の場合、制服を廃止した経緯がありますので、現在ある制服を維持していくということであれば、その説明、努力は容易かと思いますが、一旦廃止された制服を再び、自由服から制服にするというのはかなりの抵抗があって、難しいであろうというふうに思っているところであります。

そこで、一昨日校長会がありましたので、このことを議題に上げました。そしたら校長先生方からは、この制服については何も出ていない。宮村小学校も標準服としているが、宮村小学校はそれを制服同様着てきているという状況でありますので、小・中学校とも現在の町内学校では制服に関することはＰＴＡから何も出てきていないということを伺ったところであります。

以上であります。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　委任事務だから私が答えますということですが、教育長に委任されているから、教育委員長が答えられないわけではないわけで、教育委員長が本来どうするかということを考えるべきで、委員会の長ですから。委任されているからということであっても、そのあれを見ると必要であれば教育委員長がすることができるとなっております。教育委員会の長が教育委員長で教育長ではないわけで、そこら辺はぴしゃっと整理した上で、答弁をお願いをしたいなというふうに思います。

さて、先ほどあった標準服、制服の話ですが、この今までに標準服をなくしてきた経緯は子どもたちの標準服が小さくなったということで、新たに買わなければならなかった、だからお金がいったわけですよ。先ほど私が申し上げたように、頻繁にバザー等でやればずっと回転していくんですね。

例を上げれば、私の孫は鹿児島です。親は制服でよかったと子どもが文句を言わないからと言うのです。要するに制服がないからそれが話題にならないわけで、もしくは標準服というとらまえ方をして、その人が１回買ったらその人がずっと着るという想定をするからそうなるわけで、それをみんなで学校のみんなの学校に行くための財産として、みんなで共有するという形があれば頻繁にバザーをすることによって、新しく自分の子どもがこれで終わりといったらバザーに出して､小さくなったものは出して大きいのを買うというやり方をしているのです。やっています。そして、さっき言ったように１年に何回もバザーがあるのです。何回もあります。男の子は確かにです。動きが活発なので３回も４回も使いまわすということはなかなか厳しいのかもしれません。しかし、女の子については活発さも男ほどはないのかもしれません。何回も変る、なおかつ

着るものに対して、先ほど言われたように子どもにいろいろな考え方が親があるというのはわかります。例えば、ジャージで学校に行けるといったらずっとジャージだとするのであれば、そのジャージを制服か同じようなふうにしてしまえばいいわけで、何も中学校の制服のようにするということには。

その今、教育長の論から言ったら中学校を制服化することすら間違いだとなるんじゃないですか。小学校を卒業した人が中学校に行くわけです。小学校の６年生、中学１年生になったときと中学校３年生ではものすごい差が違うのです。そういうことを考えた上で中学校は制服だからしょうがない、小学校の方が６年間あるので小さいときから大きいところまでいっぱいあります。そうなると、中学校の制服のようにこれですよ、これはだめですよという形の中で特定の業者と話しをして、そこから買うということではなく、もう少し緩くして考え方が標準服なら標準服でいいです。だけど、そういうふうにして子どもたちが着るものをこれで学校に行くのだということがないと、あまりにも子どもが着るもので学校に行かんという話が出てこないとも限らない。

今、母子家庭に対するお金の給付というのが国で問題になっていますけれども、そういうことを側面からフォローするためにも、あえて金銭的なことではなくて、そういう簡単に手にはいるものがこの学校はこうですよ、ジャージならジャージでもいいじゃないですか。線が違えばどの学校とか決めたり。そういうふうに少し緩くしてでも学校単位で考えるべきではないのかなと。

よそから転入してきた人についても、さきほど言ったようにバザーを頻繁にするわけでその時に買ってくださいとすればいいわけで、明日からこうですよということをやれといっているわけではないわけので、それも年数を長く取らないと無理です。来年の４月１日から制服をやりますというのは無理です。無理なんだけれども、それを長い期間積んでいくということが必要だろうと、何年か後にはそれを標準服化する、その方が家庭に対して負担が少なくなるというふうに、間違いなく少なくなる。家に帰ってもそれを着ればいい、着替えなくてもいいわけですから、そういうことで、考えてほしいと思います。再度答弁をお願いします。

○議長（東村　和往君）　教育長。

○教育長（田中　久光君）　今、おっしゃるように確かにそうなのですけれども、制服に関して教育委員会からこれをしなさいということはできない。法的拘束力も制服にはありません。ただ、制服を各学校でする場合には、制服検討委員会というのがそれぞれ出来ているようであります。そこではＰＴＡもいながら話し合われて制服にするというのが今まで決められてきたとこで、廃止された３校の後あたりが私より議員の皆さんの方が詳しいだろうと思いますが、なぜ自由服になったのかというあたりも１つ、我々も考えなければいけませんが、そういう経緯であります。なので、それぞれの学校でまたそういうこともあるかもしれませんから、そのときはそのときで、

話し合いたいと思っています。

以上でございます。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　ぜひ、他のところも研究検討しながらより子どもたちが登校しやすい雰囲気を作るためにという視点で申し上げておりますので、子どもたちが着るもので学校に行かないとかそういうことにならないように、多分学校に行っていない子どももいっぱい居るのではないのかなと身体的なことだけ、要するに病気があるからというわけだけではなく、ただそういうことだけでなく調査をした上で、宮崎県に限らず、他の県の学校の調査をして、検討をするぐらいはできるだろうと思いますのでお願いをしておきます。

さて、ごみの資源化対策について質問をしておきました。先般議員で研修に行かせていただきました。明日、その研修の報告は私がおこないますけれども、大変有意義なことがいっぱいありまして、生ごみとし尿と合わせてそこから出てくるガスは燃やして発電し、残ってきたものについては液肥として各家庭へ無料であげる。最後に残った水、中水ですね、上水でもない下水でもないという意味ですが、中水については、合併浄化槽は掃除を年１回やります。そうすると中をからにしないといけない、そこへの還元水として使う。その研修先で見たところからは、水が一滴も外に出さない水はですね。放水しない、放流しないという意味ですが、という形になっています。今、三股町は燃やせるごみという形で生ごみを郡元に出していますけれども、いよいよ工事を着手して山田町に燃やせるごみは移転をする、搬入コストは倍近く回転からいってですね。今、パッカー車でやっていますけれども、車を倍にするか、ごみを減らすかしかないのです。道は２つしかありません。そうするとまず、車を倍にするということになると人手も車もですから、委託されているところにほぼ倍の金を払わないといかんということになります。各家庭から出るごみを資源と置き換えるとこれはごみではないわけです。生ごみを資源と置き換えるとごみではない。生ごみがもしくは合併浄化槽から出るし尿が資源だということになると、三股町は約２万５，０００の人口の身の回りから出る生ごみ及びし尿がただ川に放流するということだけではなくて、農家の人と契約をして野菜、もしくは米、福岡の大木町は一反当り１，０００円で液肥を散布してあげていますということでした。野菜の飼育が物凄くいいと、供給に需要が追いつかない、要するに液肥を下さいという形で希望者が多すぎるという話でした。

人間が食べるもの、もしくは人間の身体を通ってきたものですから、毒なはずはないわけで、液肥の肥料の認定を受けていますと、福岡県から受けています。そして減農薬という形で承認を受けておりますということでした。

ただ、燃やすということ減量の減という減らすということだけで、この問題だけを解決していいのかどうか、昨日の議員の質問にもありましたけれども、家庭でするものについては、おのず

と限界がある、町が生ごみを肥料化してやるということです。そこの自治体の首長さんのローカルマニフェストに、自分が通って任期中に生ごみを７０％減らしました。今、どれだけ減っているかというと４４％減りました。たぶんいくでしょうという話でした。そういうことから言うと、遠い回転山田と回転するよりも、三股町にそういう液肥を生むようなものを作ってやれば都城市に対する委託料もそれだけ少なくて済むのではないかなというふうに思います。三股町のためにも、環境を学習させる子どもたち、してもらう親、啓発のひとつ大きなものにもなると思いますが、こういう施設等について、町長が今のごみの行政をどうされようとしているのか、お伺いをしたいと思います。

私のただのアイディアですから、町長は今の生ごみでもいいのですが、どうされようとしていますか今から先。先ほど言ったように山田に行くということですから、町長の所信をお聞きしたいと思います。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　ごみの資源化対策についてということでございます。昨日、上西議員の質問でも答弁をいたしたわけでございますが、生ごみについては燃えるごみの約４割を占めるといわれております。腐りやすいため他のごみより収集回数が多く、収集・運搬・焼却に多くの経費が必要になるわけでございます。そのようなこともございまして、本町でも平成７年度から生ごみの堆肥化普及事業を実施いたしまして、６４５基の生ごみ処理機を利用していただくことになりましたが、多くの世帯の生ごみは燃えるごみとして焼却処分となっているところでございます。平成２６年度から供用開始予定でございます、都城市山田町の新清掃工場のごみの収集・運搬・処理の経費や、老朽化が進んでおります衛生センターの今後のことを考慮いたしますと、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥を併せて処理する有機資源循環施設については、魅了ある施設と考えるわけでございます。そのためには、生ごみの回収について、町民の皆さま方のご協力がどうしても必要になってくるわけでございます。そのようなことから、一般住民へのアンケート、調査等もおこないまして、今後十分検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　主管課がつくった答弁用紙でしょうから、そこぐらいしか踏み込めないと思いますが、町長にごみをどうしたいのですかと聞いたわけで、町長がこうしたいと言えば主管課は動くわけですね。町長は今増え続けるごみをどうするのですか、今度できる山田町も聞くとストーカー方式らしいです。ストーカー方式は、生ごみを入れると炉の温度が下がるのです。下がるとどうすると思いますか、油製品を入れるのです。ペットボトルとか、炉の温度を上げないといけない。そういう形でストーカー方式はなっているのです。皆さん資源を有効に分

別しましょう。実は…下がったらペットボトルや油製品を燃やしている。温度を上げないといかん。何とも奇妙な形が出来上がっているのです。もともと三股町がもしこの焼却施設を三股町のどこかにつくるとなれば、そこまでなかったでしょうけれども、たぶん搬送距離が今までの３倍ではきかないだろうと思います。そうなったときに、三股町長は増え続けるこのごみの量をどうされたいと思いますか。

私は、こういう方法もありますよねと言いましたけれども、町長はこの生ごみの関係をどう考えられますかということをお聞きをいたしておりますので、町長のビジョンなり基本的な概念なりというのをちょっとお聞きをしたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　現在、生ごみにつきましては燃えるごみと一緒に収集をして、そして処理をしているということでございます。どうしても、この生ごみにつきましての処理・収集、これらについては、十分考えなければならないと、そうなると施設が一番問題になってくるかと思います。そういうことで、先ほども申し上げましたように、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥これを一緒にした処理する循環施設が必要になってくるのではないかと、そうしますと山田町までわざわざ持って行かなくても安く済むわけでございますので、そういう施設が必要ではないかということで考えているところでございます。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　これは、明日の報告になるわけですけれども、やはり自治体で困っているところは、次の手を打つのです。この大木町については今までは海洋投棄していたということのようでした。それが出来なくなったので次の方策を考えたということです。この中で１番あるのは生ごみをごみと捉えることなく、資源として捉えることで、いろいろなことが生れてきているのです。

まず、生ごみは収集費は無料です。バケツで回収するわけですから。袋に入れなくていいから無料です。他のものはもちろん袋でするから有料です。そうすることによって、三股町が今販売しているごみ収集袋がいらんということになるんです生ごみを入れるものについては。自己矛盾を感じながらですけれども、生ごみを入れるその袋はビニール製品なわけです。もちろん有機栽培でされた袋もあります。ただし、べらぼうに高い。それはできない。そうなってくると、油製品の中に生ごみを入れて持っていって燃やすということになる。ここの場合はタンクでするから無料、処理したものをあげるのは肥料やからそれも無料。一反当たり１，０００円というのは配布手数料です。機械を搬入して。無料ですね。

そういうことを考えていくと、三股町が今、毎年ごみの焼却費として搬入量に応じて金を払っている。焼却灰も搬入量によって引き取っている。そういうことが一切なくなるのです。それを

考えると、少々の建設費はそんなに問題ではない。三股町から都城市に払う処理の費用、その中である一定ペイできる問題ではないのかと思っています。

生ごみの収集を新鮮さを競わせて、いろいろな報奨も十分にされているようですけれども、行ってみましたら何の臭いもしない。何の臭いもしません。臭いは、たった１つハーブの臭いがするだけです。要するに臭いを消すために若干のハーブの薄めた水で洗浄されています。だから、ハーブの匂いが若干するだけ、それだけでした。だから生ごみが臭うというのは古いから臭うわけで、それを新しいうちに回収していけば臭わないのです。なぜかというと、ほんの５分、１０分前までは、自分の口に入れるものだったはずなものです。もしくは、口に入り損ねた、要するに残渣ということになるんですけれども。一期工事の中でここは１万４，０００人ぐらいの人口なんですけれども、約８億円ぐらいで出来上がった施設だそうです。もちろんそれは建設費だけですから、それがすべて運転費用まで含んでいるとは申しませんけれども、三股町もこんなにいっぱいあるのであれば、例えば畜産から出るものだって考えられないこともないだろうと、今、地下水汚染が三股町もいっぱい問題になってます。地下水が汚染されて、われわれが水を飲む､そのものは人工のものに何の手も加えないでそのままなっています。人工のものではなくて、処理場を通らずに水を口にしています。そういうことも踏まえて全体的に三股町としてそういう汚染物質化されたようなものを出すということではなくて、出来るのではないのかなと、今答弁でもありましたが、勝岡の衛生センターについても老朽化してどうにかせんないかん。そうであれば特に､そっちにシフトしていくということも大きな意義ではないのかなと思っていますので、町長、たぶん一緒に行った主管課長から復命があがってきたと思いますので、それを見ているのか見ていらっしゃらないかわかりませんが、それに対する考え方、以後の環境行政に対する考え方を再度答弁をお願いします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　衛生センターにつきましては、平成８年度に基幹的改修を行いまして、目標は１０年間ということで改修をしたわけでございますが、もうすでに１０年が経過をいたしておりまして、非常に老朽化が進んでおります。そして、また都城市との関係もございます。といいますのは山之口、高城のし尿等も投入しているわけでございますが、やはりいずれにいたしましても近い将来、衛生センターについては、今後の方向性とか、またこの改修をどのような形に持っていくのか、その辺もいろいろあるわけでございますが、そういうことで出来ましたら目標年度を決めながら、検討に入っていったらいいのではないかと現在考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（１番　指宿　秋廣君）　ごみは１回資源かどれかをすると、住民に啓発活動がうまくいって、結果他のものも分別するのです。この町は今からは何をやっているかといったら、次は廃プラを回収する。今度はこれを油化する。要するに元の油にかえすと言うんです。要するにそういうことを今考えてやろうとしていますということです。

だから、１つのことを徹底してやることによって、そこが別なものまでいい結果をあらわす。その町はどういうところかといったらですね、すべての市に囲まれていて１郡１町なのです。隣は、一番大きいところでわかりやすく言うと久留米市です。ということは、転入もしくは転出もしくは新興住宅地いっぱいあるところなのです。それで、そういうことをやっているということですから、三股町ができないはずはない、というふうに思っているわけです。人口が約１万ぐらいですかね、三股町より多いのですけれども、しかしそうは言っても今この問題が、喫緊の課題としてしないといけないのではないのかと思っております。衛生センターも出てくる汚泥、焼却灰、それから水を川に放流、いろいろな問題をはらんでいます。検査が通っているとはいえ、もし何かで基準をオーバーしたら大変なことになるわけで、老朽化するというのは常にそれとの裏表の話だろうと思います。町長に指示をしていただく、要するに現場、要するに町長の手となり、足となり、耳となり、目となり動く元課に指示をしていただきますようにお願いをして、私の質問を終ります。

○議長（東村　和往君）　これより、１１時５分まで、本会議を休憩します。

午前 10 時 54 分休憩

午前 11 時 04 分再開

○議長（東村　和往君）　休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（東村　和往君）　発言順位６番、池田さん。

〔７番　池田　克子議員　登壇〕

○議員（７番　池田　克子君）　通告いたしました⑴町の活性化対策についてと⑵学校問題対策についてお尋ねいたします。１番と２番、続けて壇上より質問いたします。

まず、⑴町の活性化対策についてであります。地方分権一括法の施行により、地方も自己責任による地方政府を確立することが求められております。また、自治体は住民の信託による政府であり住民が設立した団体であるとの定義もあり、住民参加型の政策作りが進展のかぎを握っているとも言われております。当町も当然ながら、総合計画の中で町民総参加のまちづくりと題して取り組んでおられると思いますが、今一つ活性化が見えてこないように思われます。総参加とい

われるからには、お一人お一人との懇談の中で、まず対話が必要であります。以前、町長は住民との対話に心掛けて実行されておられたように思いますが、今はどうされているのでしょうか。もし、中断されておられるならば、ぜひ今回を機に地域住民との懇談の場を持たれたらいかがでしょうか。住民の方もそれを切望されているようでありますので、町長にお尋ねいたします。

次に、町民参加の参画の「自治基本条例」の制定づくりについてであります。多様な生活様式や価値観の相違などで、住民サービスも多様化している昨今でありますが、自治体だけでは対応が困難になっているのが現状ではないでしょうか。そこで、住民の知恵と力を出し合う協働参画のまちづくりが必要になってまいります。今、まさに国における分権改革によって、住民参加の自治を実施している自治体が増えてきております。いわゆる、住民参画の自治基本条例の制定の導入であります。２００９年１月現在、全1,８０４市町村のうち、自治基本条例を制定済みか導入予定をあわせると約３０％が実施の方向であるということであります。

鳥取県北栄町の例を見ますと、町長の呼びかけにより、一般公募した９人の委員と町職員４人の計１３人で条例制定委員会を設置することから始まりました。条例の前文には、町民が自治の主体であり町政の主権者であることを認識し、自らの町は自らの手でつくり、守り育てるという強い意思を明確にし、自ら考え行動することにより町民自治の町の実現を図ると書かれてあります。このように､住民参画を定義づけることによって町の活性化を図ろうとするものであります。当町も単独で歩む道を表明しているのでありますから、住民参画の自治行政を検討されていることと思います。そこでお尋ねいたします。自治基本条例の制定づくりを検討されておられるのでしょうか。

次に、⑵学校問題対策についてであります。学校は何と言っても子どもが主役であります。この子どもに光をあてた教育を推進するためには、現場の先生方の力が第一に必要であり、先生方が元気で子どもと向き合う時間を増やしていくことが大切だと思います。しかし現在、学校は学力低下への懸念、いじめや不登校、生徒指導上の問題などさまざまな課題を抱え、先生方はその解決のために大変多忙な状況にあると聞いております。またその上、教師が保護者から過度な要求を受けて、対応に苦慮するケースなど、保護者がらみの解決困難な問題を抱える公立小中学校が近年増えているといいます。そこで、問題解決のための支援策が求められておりますが、当町はどのような体制が取られているのか、教育長にお尋ねいたします。

次に、生徒のうつ病の現状と対策についてであります。うつ病は脳内の神経伝達物質が少なくなり、機能低下を起こす病気であります。うつ病は大人の病気として捉えがちでありますが、最近の調査によりますと中学生の約４～５％がうつ病であると診断されております。中学生の２０人から２５人に１人がうつ病ということになります。首都圏の約５００の公立中学校で実施した調査結果では、過去３年間にうつ病と診断された生徒がいる学校が３分の１に上がることがあき

らかになりました。このことは、当町においても全く例外にはならないのではと、危惧するものであります。登校生徒のうつ病の現状についてお尋ねいたします。また、その対策は取っておられるのか、お尋ねいたします。

以上、壇上からの質問を終ります。後は質問席にて行います。

○議長（東村　和往君） 町長。

〔町長　桑畑　和男君　登壇〕

○町長（桑畑　和男君） それではただいまの質問にお答えしたいと思います。

１番目の町の活性化対策について①の地域住民との懇談の場づくりについてということでございます。本町では町民の声を反映させるため、平成２０年６月から、広聴制度の取り組みとして町内５施設に意見箱の設置を行っております。また、町主催のさまざまなイベントや催し、各集落で開催されるイベント等へも積極的に参加し、そこに参加された多くの町民から直接声を聞く努力をしておこなっております。そこで、得られた情報については可能な限り担当課へ伝達し検討できるものについては協議もおこなっているところでございます。懇談の場といたしましては、これまでも座談会という形で機会あるごとにおこなってまいりましたが、なかなか参加者が少ないという現状でございます。しかし、町民の声を町政に繁栄させるためには、出来るだけそういう機会を作っていくことに努めてまいりたいと考えております。現在第５次三股町総合計画及び第４次国土利用計画の策定に入ったところでありますが、今後総合計画審議会委員をはじめ、アンケート調査の実施、パブリックコメント、座談会など町民参画の機会をつくってまいりたいと考えております。

それから、②の町民参画の自治基本条例の制定づくりのを検討しているのかということでございます。平成１２年４月に施行されました、地方分権一括法により、国と地方公共団体の関係が対等となり、地方公共団体にも自分たちの地域のことは自分たちで考え、責任をもって決めていくことが求められております。しかしながら、税源移譲などまだまだ問題があり実質的な地方分権がまだまだという感じでございます。地方自治に関する基本的な制度は地方自治法をはじめとする国の法令に定められておりますが、それらを地域住民の観点から捉えなおすとともに、国の法令に規定されていない自治の原則を新たに条例という形で提起するものが自治基本条例、または、まちづくり基本条例と認識をいたしております。そのような中、本町は第４次三股町総合計画を長期的総合的な施策の指針として位置づけ、計画の中で基本構想、基本計画また基本計画に基づく実施計画、さらには各事業に係る根拠法令に基づき具体的な事業の展開を進めてきております。県内における自治基本条例の制定状況について、県市町村課へ確認をいたしましたところ、それについては把握をしていないということでございました。また、現時点での自治基本条例の制定まではここでは考えておりませんが、近隣の状況も見ながら今後、調査・研究を行って

まいりたいと考えております。町民参画については、今後もいろいろな機会を捉えながら、努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（東村　和往君）　教育長。

○教育長（田中　久光君）　それでは、私のほうで学校問題対策について、お答えいたします。

問題解決のための体制づくりについてでありますが、学校問題にはいじめや不登校の問題、特別支援教育の問題など実にいろいろなものがあるわけですが、最近は保護者から過度のクレームや理不尽な要求が繰り返される、いわゆるモンスターペアレントの問題など学校だけでは解決できない問題が増えてきているといわれております。その結果といたしまして、先ほどのご指摘もありましたが、教員の多忙化が進み、教員が子どもと直接関わる時間が少なくなってきていることも指摘されているところであります。幸い本町におきましては、現在のところモンスターペアレントのような問題は存在しておりませんが、万一そういう問題が発生した場合に、学校での対応には時間的にも精神的にも限界がありますので、学校における、関わる負担を軽減していく体制づくりというものが、必要になってくるだろうと思っております。

具体的には、校長を中心とした学校内部の体制づくり、学校評議員の活用さらには、外部の専門家の人たちを取り込んだ体制づくりというものを検討していく必要があろうと思っております。特にこういう問題は法律問題も絡むことが多く、弁護士などの法律の専門家の協力が欠かせないだろうとも考えております。今後そうした体制づくり、対応マニュアルなどの作成、具体的な事例に基づいた苦情対応等の研修の実施について、検討していきたいと思っております。

次に、うつ病の現状と対策についてでありますが、最近うつ病が子どもたちの間で広がり始めているといわれております。ある実態調査によりますと、小学生で８％、中学生では多くて２３％が抑うつ傾向にあるという結果がありまして、中学生で急増するのは思春期特有の感情の起伏が多くなるからだろうと思われます。実際問題といたしましては学校で教師が生徒をうつ病だと判断することは出来ません。感情の起伏の激しい思春期にある一時期を捉えまして、軽々にうつ病と判断すべきではありませんし、それこそ人権に関わる大きな問題になってきます。従って、中学校でうつ病あるいはうつ病と疑われる生徒が何名いるかについては確たる解答はここではできません。対策について順にやっていかなければなりませんが、例えば睡眠の質が悪く、朝起ききれないなど、基本的生活習慣の乱れが多く見られる場合、それから食事がとれない、頭痛・動悸・微熱・吐き気・しびれなどの症状がありながら、医師の診断で異常がない場合、ボーッと過ごす時間が多くなったり、集中力がなくなったり、普段は好きなテレビゲームをしなくなるなど、気力の減退や気持ちの落ち込みなどの精神的症状が見られる場合、本人や保護者との相談、スクールカウンセラーのカウンセリングを受けさせるようにしております。現にスクールカウン

セラーも配置がされているところであります。カウンセリングの結果については、保護者の理解が得れれば､心療内科の受診を勧めることもあります｡このほか､学級担任による相談活動の充実、生徒主事や学級担任、養護教諭、スクールアシスタント、スクールカウンセラー等の連携の緊密化、適応指導教室との連携、保健室による健康相談･指導の充実に努めているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（東村　和往君）　池田さん。

○議員（７番　池田　克子君）　再度、質問させていただきます。

まず、①の地域住民との懇談の場づくりについてでありますが、町長は以前というか、常に対話と協調を信条とされているはずであります。対話こそがお互いの信頼関係に繋がるものであります。ですから、アンケートそれもいいかもわかりませんが、やはり対話というのは相手がおられてのことであります。となれば、やはり懇談の場を持つ、それはとても皆さんのご意見も直接聞けることもありますし、ぜひその点では計画していただいて、実施していただきたいと思うのですが、これが今実施できていないというその理由というか、お忙しいと言われればそれまでですけれども、前向きな姿勢がなされていないという、その理由を今一度お尋ねします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　いろいろな時期的に行事・イベント等も多いわけでございますが、そういうイベント・行事・会議でいろいろあるわけでございますが、僕は勤めてそういう場には出席をいたしまして、お互いに町民の皆さんとひざを交えて、懇談をしているわけでございます。対話と協調という基本姿勢を持って町政を進めているわけでございますが、やはりこのことは、常々念頭に置きながら､町民の皆さんと懇談を深めていきたいと考えているところでございます。

また、さらには現在、出前講座、出前行政というものもやっているわけでございますが、こういうものにつきましても努めて、待ちの姿勢ではなくて、攻めの姿勢で行政を進めて参りたいということを常々考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　池田さん。

○議員（７番　池田　克子君）　ぜひ、皆さんとの町民の方との対話を積極的に今後進めていただきたいと思っております。

次にいきます。この自治基本条例の制定でありますが、この基本条例をつくることによって、事業効果があると言われております。この事業効果がちょっと長いのですけれども、つらつらと読んでみます。

住民一人一人が、地域のことを考え全員で地域の持つ力を向上させることで幸せや夢を実現できる住み良い地域社会作りにつながる。進んで地域づくり活動に取り組むことで、地域に貢献し

ているという満足感や自分たちの町を自分たちで作っていくよろこびを実感できる。住民や地域団体、ＮＰＯなどが力を発揮することで、行政だけでは困難であった、きめ細やかで柔軟な対応や、地域の特性やニーズに応じた新しいサービスの提供が可能になる。住民と行政が協働することで行政の考え方や仕組みが見直され住民の視点に立った行政サービスの向上につながる。住民と行政が相互の特性や違いを認め、触発し合う中で対等なパートナーシップに基づく確かな信頼関係が深まると言われております。

このような事業効果があるとするならば、やはり町民と協同の自治基本条例を、ぜひ策定していただきたいと思いますが、ほかのところがまだやっていないから、自分のところはまだまだでいいという考えではなくて、ほかがやっていないからこそ、自分の町はやるのだというそういう前向きな取り組み、これがまた我が三股町の一つの誇りになるのではないかと思うわけですけれども、この自治基本条例を何とか取っ掛かりとしてでも、検討いただけないかと思いますが、再度お尋ねいたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　地方自治の原点から考えますと自分たちのまちは、自分たちで守り、自分たちでつくっていく、さらにはまた自分たちの地域は、自分たちで守っていく、という観念からいきますとこの自治基本条例、またはまちづくり基本条例こういうものは、将来に向けて調査･研究に値するのではないかということでございます。できましたら、こういう条例を制定しているこの先進地でこういうところに行って調査・勉強をやっていきたいということも現在考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（東村　和往君）　池田さん。

○議員（７番　池田　克子君）　先ほども申し上げたのですけれども、第４次三股町の総合計画の中に主体的・積極的な町民参加の推進とあるわけであります。この積極的な町民の参加という名目はあるわけですけれども、まさにこの名目がこの自治基本条例を制定することによって、具体的な行動への突破口になるのではないかと思うわけです。ですから、この総合計画は平成２２年度までとなっております。あと１年あるわけですが、これを機会に、この基本条例を制定してその内容をこの第５次総合計画の中に盛り込まれたらいいのではないかと思いますが、その件について、今一度お尋ねいたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　言われるとおり、来年度この策定の時期になるわけでございますが、そういう時期を捉えて検討するところは検討し、討議するところは協議してまいりたいと。先ほども申し上げましたように、そのような先進地を調査をして勉強をしてまいりたいと考えていると

ころでございます。

以上です。

○**議長（東村　和往君）**　池田さん。

○**議員（７番　池田　克子君）**　やはり、総合計画というのが一番基本になっていくわけですけれども、名目だけで終っていたのでは飾りもちでしかないわけなんです。ですから、本当に名目は素晴らしいのがいつも書いてあるのですけれども、これも実施できた、これも実施できたと消せるぐらいの実践的なそういうものを今後、第５次計画の中にも取り入れていただきたいと思っておりますので、この第５次計画をしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

次にいきます。学校問題対策についてであります。私が申し上げたことを教育長さんもそのとおりのことをおっしゃっていただきまして、本当に学校現場では大変な思いで、先生達が取り組んでくださっているのだなぁということで、私たち、目に見えないところで本当にご苦労なさっていることに対しては、頭が下がる思いでございます。で、あればこそなおさら先生方が、本当に子どもたちとの教育というものを、教育だけに関わっていただけるそういう先生方であっていただきたいと。するならば、やはり先生方が実力を発揮できるような体制づくりをするのがまた行政ではないかと考えましたときには、本当にさっきも申し上げましたけれども、つくればいいのだという思いはわかるけれど、つくらなければ何もならないわけですので、やはり、おっしゃったように本当にそのとおりなのですけれども、弁護士さんとか精神科医あるいは臨床心理士、警察のＯＢ、行政書士、そういう専門家の方々がチームをつくっていただいて、客観的に対処するという試みでありますので、こういう体制づくりを本当に教育長さんが中心になられて、つくっていただきたいと思うわけですけれども、今一度お尋ねいたします。

○**議長（東村　和往君）**　教育長。

○**教育長（田中　久光君）**　確かに、今問題が中学校あたりは多くなりつつあります。それで、体制づくりは今必要ですし、懸命に取り組まなければならない状況にあります。そこで中学校に限っては学習支援委員として、特別枠でまた１人配置されております。スクールアシスタントも配置されており、スクールカウンセラーも配置されており、これは姫城中との掛け持ちですが、そのようにして、子どもたちのいろいろな心的な面そういう指導をやっていく。そして学校では評議員会ももたれながら、学校長が評議員会で学校の運営、その他を説明するわけです。そこではいろいろ評議員会出て、そのときに必要あれば法律関係の方があれば、そのときに呼ぶ、次に問題が起きたときは警察との連携を深めないといけない。そういう体制づくりは随時その場でやっていかないといけないと思っておりますので、そこは強力に進めていきたいと思っております。

○**議長（東村　和往君）**　池田さん。

○**議員（７番　池田　克子君）**　大きな問題がなければ、幸いであるわけでありますので、三股にとっては、本当に大きな問題があまりなくて、平穏無事であるのだと捉えていいのでしょうか。今一度お尋ねします。

○**議長（東村　和往君）**　教育長。

○**教育長（田中　久光君）**　はい。平穏無事というのはそういうことはございません。常に子どもたちが９００何人おる中、小学生１，８００人おりますが、そこにはいろいろ父兄からも苦情等もあっております。モンスターペアレントといいましたが、それのような世間に言われるようなことはありません。ただ、学校にはいろいろな苦情がきていることは確かであります。

○**議長（東村　和往君）**　池田さん。

○**議員（７番　池田　克子君）**　一つの問題が小さいという風に捉えれば、それまでになってしまうかもわかりませんけれど、当事者にとってみれば大きな問題かもわからないものです。ですから、こういう連携の中でちゃんとバックアップがありますよというものがあれば、先生方も、その都度ごとではなくて、本当にほかの事例でございますけれども、月に２回ぐらいその方たちは会を持たれて、常に対応するという体制をとっていらっしゃるというところもあるわけです。ですから、それは何かあったらするということでは、不安が拭いきれないわけですので、その辺をもう一度体制づくりというのを検討いただけたらと思いますので、よろしくお願いしておきます。

次にいきます。生徒のうつ病ということでございますが、うつ病という形では仕分けされていないというようなことをおっしゃいましたんですけれども、いらっしゃらなければ幸いですが、実はうつ病というのはなかなかわからないのも症状だそうです。頭痛がしたり背中が痛いとか、痛みが伴うらしいのですね、うつ病というのは。ですからうつではなくてほかの治療で対応すると。そうする中で要するにうつとしての治療を受けないので、進行をしていっているというのもうつの特徴らしいのです。

そしてまた、周囲の無理解とか誤解から、怠けているかのように言われて本人が追い込まれていくというようなこともあるそうでございますが、これは子どもさんのことで取り上げているのですけれども、やはり大人の方も多くの方がうつで悩んでいらっしゃるわけですけれども、目に見えない心の病気ということでございますので、なおさら体制づくりというか、対応をしっかり取っておかないといけないと思うのです。ですから、保健の授業の中にうつに対する保健の先生方のご指導とか､そういうのは学年の中では授業としてはないのでしょうか。お尋ねいたします。

○**議長（東村　和往君）**　教育長。

○**教育長（田中　久光君）**　うつ病に関しては、先ほど申した上げたように、大変中身があって、これはということはございませんが、それを取り出していうとまた人権に関わることでもありま

す。しかし、現実に不登校生徒が中学校も１３名近くおります。その不登校の子どもたちの中身は何かということを校長さんたちはしっかり把握してください。担任もしてください。うつ病いわゆるうつ状態で精神的にまいっているのか、あるいは勉強嫌いで学校に行かないのか、あるいは友達の関係か、そういう内容をしっかりと把握する必要はもちろんありますから、そういうことはしっかりお願いをしているところで、月に１回ずつ校長会をします。そして、いろいろなことがあるときは随時校長会もしながら、指導もしていただくようにしているところでございます。ですので、そのあたりは私たちとしても指導を十分やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（東村　和往君）　池田さん。

○議員（７番　池田　克子君）　うつといえば、私ども心配しているのはやはり自殺というのを心配するわけです。ですから、中高生の自殺率も今上がってきているわけなのです。ですから、このうつ病対策というのはほんとうに真剣に取り組まなければ、大変なことになるのだという認識をしないといけないと思います。この前もちょっとお聞きしたんでしたけれども、保健室に来られる子どもさんたちは１日のうちで相当数いらっしゃるというのを聞いています。ですから、１人の保健の先生では対応できないかもわかりませんが、駆け込んで来る子どもたち一人一人の症状とかを本当によくカウンセリングの先生が対応していただければなおいいのかと思いますけれども、保健室を皆さんが利用するっていうのをもうちょっと対応の中身を考えていただけたらいいのかなと思っております。そこから発見できるということも有り得るのではないかと思うわけです。本当にうつというのが自殺願望というものになるならば、ある日突然その子がもし、命を落としたならば、本当に取り返しのつかないようなことになるわけですので、今一度うつというものに対して、教育委員会あるいは学校全体とか、先生方とかそういう協議の場とか持てないものなのでしょうか。うつだけに対してだけのことなのですけれども。お尋ねいたします。

○議長（東村　和往君）　教育長。

○教育長（田中　久光君）　先ほどの質問にお答えしていなかったのですが、学校にはご存知のとおり養護教諭がおります。そして今、養護教諭が各学級に行って指導するという体制づくりもできておりますので、それに応じながら保健指導をしたりやっているわけで今、ご指摘のとおりうつ病だけに限っての研修ということはありませんが、養護教諭の研修会が月に１回ぐらいずつ地区で、都城地区で持たれていますので、その中の１つに、子どもの指導の中に心的なものは十分入っておりますので、今後また努めていかないといけないと思っております。

○議長（東村　和往君）　池田さん。

○議員（７番　池田　克子君）　実は、先生方自体がうつに対する認識がない、要するに養護の先生はご存知な方がほとんどでしょうけれども、普通の先生方がうつに対する認識がないと。です

から、非常に不安だという声も上がっているわけです。ですから、その辺も全体の先生方のそういうお勉強会みたいなのをする必要があると思うわけです。養護の先生は専門的ですからわかっていらっしゃってもですね、その辺はどのようなものなのでしょうか。そういう全体の先生方に対する勉強会みたいなのはできないものなのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（東村　和往君）　教育長。

○教育長（田中　久光君）　それは各学校できると思います。それぞれ学校は生徒指導用のを掲げておりますから、それの中には、今のおっしゃることも入っていますから、毎週水曜日は研修会として学校で研修会を持っていますから、その１つに子どもたちの心的なことやらを含めながら、研修をするということはできると思いますから、そのことはまたお願いしていこうと思います。

○議長（東村　和往君）　池田さん。

○議員（７番　池田　克子君）　本当に学校の子どもさんたちは、確かに中学生になると思春期ということもありますので、その辺のうつなのか、思春期でそうなのかというのを本当に判断が難しい面があるかと思うのですけれども、皆さんが一丸となって対応をするのだという姿勢が見えれば、子どもたちもまた安心して、先生方にもご相談されるでしょうし、本当にのびのびと子どもたちが教育を受けられるように、健やかな中で青春が送られるように、配慮をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

これで私の質問を終ります。

○議長（東村　和往君）　一般質問はこれにて終了します。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２．報告第１２号に対する質疑

○議長（東村　和往君）　日程第２、報告第１２号に対する質疑を行います。

質疑は会議規則により、１人５回以内とします。なお、昨日説明のとおり質疑は疑問や不明確な点を問う発言を言います。自己の意見を述べることもできません。くれぐれも一般質問のようにならないようにご注意願います。質疑はありませんか。重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　ここに報告としてあげられています、平成２０年度の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告に対する質疑ということですね。質問いたしますが、これはそもそも教育長がするものなのか、教育委員長がするものなのかの質疑をまず１つ。

続きまして、この中に自己点検評価の考え方ということに対しまして、政策効果を把握し、必要性、効率性等の観点から自ら評価をおこない、その結果を公表することは政策立案を的確に行うとともに、住民に対する説明責任を果たす上で重要なことである。そのような観点から法の趣旨にのっとり具体的な内容の点検・評価を行うということがここに書いてあります。

そこでお尋ねします。その結果を公表するということにおいて、教育委員会はこれはどのような形で公表という形を住民に説明しておられるのか。それから住民に対する説明責任とは一体何なのか。よろしいですか書かなくて教育長、分ってるんですか。法の趣旨にのっとり、具体的な内容の点検と評価を行うということに対しての具体的な内容の点検と評価を行うこととした報告に対する報告者ですね、これはだれが判断するのか、この点について質疑いたします。

○議長（東村　和往君）　教育課長。

○教育課長（野元　祥一君）　これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これが改正されまして平成２０年度から議会への報告、住民に対する公表ということが法改正されたということに基づいて今回報告を行ったところでございます。

それで、その法律の中で教育長に対する事務委任ができるということを受けて、教育委員会規則として、教育長に対する事務委任規則というのを定めております。この中に１６項目がありまして、この１６項目については教育委員会で判断します。それ以外のものについては、教育長に委任しますという規則です。その中で、この点検・評価に関するやつについては、教育長に委任はしておりません。要するに、教育委員会として決定するというかっこうになっております。そういうことで、今回教育委員会で決定した形の中で議会の方に報告をさせていただいたということでございます。

それともう１点、昨年度も実際は平成２０年度からということですけれども、平成１９年度の部分について、昨年の９月の定例会の時に一応報告というかっこうでさせていただきました。これについては法が改正されて、全県下でどういう形で報告書を作成すればいいのかという形でいろいろ検討をされて、基本的には宮崎市が作成されたその書式を参考に全県の市町村が一応報告書の作成に入ろうということから取り組んだものです。それで平成１９年度の部分ではありましたけれども、手始めというかっこうで昨年度させていただきました。今回は本式にさせていただいたということから、住民に対する公表これについても議会が終ったことを受けて町のホームページへの掲載というかっこうで現在検討しているところでございます。

とりあえず以上です。

○議長（東村　和往君）　ほかに質疑はありませんか。重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　今、質問したことは全部答えられておりますかね、教育長は、議長。議員がただしている質疑にたいして、教育長、私はあなたに質問をしたはずなんだけど、教育課長を許しておれば。黙って座っているとはどういうことですか。議長、私の質問はメモしてくださいと先ほど言いましたよね。よろしく。

○議長（東村　和往君）　教育長。

○教育長（田中　久光君）　事務的なことでですね、これは、この報告書は、ご存知のとおり教育

委員会がおこなっている事業に対する評価でありますから、そしてその課長がそこをまとめて、課長の方で全部まとめて私も一緒にやって教育委員会にかけたわけでありまして、そこで、教育委員会が了解していただいて、そして今日報告しているということでございます。

○議長（東村　和往君）　重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　大変失礼ですけど、議員は５問以内ということで設定されております。すべて答えられましたですかね。だからメモを取ってくださいといいましたよね。失礼じゃないですか、議員に対して。私は、この責任者はだれかということも聞いていますよね。ここに書いてあるのは教育委員会が管理し、執行を教育長に委任する人ということですよね。その報告に対して、だれに報告し、誰が最高責任者となってその結果についての任を下す結果報告を受けてですよ。私は委員会でこれを聞いた時には議員の委員会の所轄の中で読んでおいてください。報告する義務があるから出しました。この書類がありますというだけなのですよね。中身をよく見ると、住民に対する説明責任を果たすこと。われわれ議会に対しては町民を代表する議決機関の一員であります。教育委員会で出されたこの報告書を書類として、委員会の中に付託、付託じゃないな。なんちゅうんですかこれは。評価の報告書だから読んでおいてくれという見解ですわね。中身を見ると住民に対する説明責任を果たすということが書いてある。だからこれはどうやって説明責任を果たされるのかという質問もありましたよね。そして、最終的にその報告を受けたものはどのような報告の責任の最高者はだれなのかという質疑をしましたよね。

以上ですけれど、よろしいでしょうか。

○議長（東村　和往君）　教育長。

○教育長（田中　久光君）　これは教育委員会をいたしまして、この資料を出しまして、ずっと読んでいくわけにはいきませんので、ある程度読んでそして委員さんには見てください、そして何かあったときにはまた報告をくださいということをお願いしまして、教育委員会で審議したわけです。この報告書を受けて、これで果たしてこれでいいのかどうかということは審議しました。これを受けて教育委員会としてはこうなりましたということで、今日の議会にかけているわけです。報告をしているわけです。ということですから、ご理解いただきたいと思います。

○議長（東村　和往君）　教育課長。

○教育課長（野元　祥一君）　補足をさせていただきますと、この報告書の決定権者はだれかという内容もあったかと思いますけれど、教育委員会は議会と一緒であくまでも合議制の機関でございます。そういうことで、教育委員会の会議については教育委員長が召集し主催しますけれども、決定は委員会決定です。教育委員長が決定するということではないということです。決定権者は委員長ではございません。教育委員会です。

議会の意見書、これについて国に提出しますけれども、三股町議会としてしか国には提出しな

い、議会議長の名前では出さないというのと一緒です。

決定権者は教育委員会ということでございます。

○議長（東村　和往君）　重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　それではこの報告書の中の３ページの方で質疑いたしたいと思います。三股町教育委員会の自己点検・評価シートの２です。その中の教育委員会が管理・執行する事務の中の大項目、次中項目の中の（15）通学区域を定めることということが提示してありまして、点検評価の欄に事例なしと報告してありますが、この点につきましては教育長が就任されたおりに、西小と三股小の通学区域については、熱心に議員と伴に取り組むということを表明されたと思います。しかし、この結果においては事例なしという報告になっておりますが、いかがなのか質疑いたします。

次５ページ、評価の中にＡＢＣＤの中のＢというのが４ページにあります。これは点検評価の結果について、いじめは教職員間の共通理解、学級活動での指導、校内組織の整備により発生はなかった。不登校は出現率でみると微減であるが、家庭訪問等を繰り返し、学校復帰へ向けた取り組みを行った。その結果、保健室登校、適応指導教室への通級ができるようになった児童がいた。という結果であります。本当にいじめはなかったという報告を教育委員会が受けられて、教育長はその結果をよしと見たのか、なかったのかはわかりませんが、Ｂというランクです。そしてこの下の方に通級できるようになった児童生徒がいたというのは何名なのか､質疑いたします。

以上。

○議長（東村　和往君）　教育長。

○教育長（田中　久光君）　まず、１点目の通学区域に関わっては、平成２０年度はいたしておりませんし、そういう要望はありませんでした。先ほど指摘されたのはその以前のことでありまして、西小校区については２回、父兄を交えながら通学区域について話し合いました。そして私たちが思っているようにはいかなかったというのは、ご存知のとおりだと、三股小三股西小の区割りのことで話しましたが、そこはやはり今のままでいいということで、結論を出したわけであります。それから、今のいじめや不登校への問題は、Ｂとしました。Ａではありません。Ｂということは、すべてなかったことならＡなのです。いじめや不登校はもちろんあっております。これはないとは言えませんので。そして適応教室から学校にかえった子どもが、確か２名だったと思いますが、適応指導教室というのは学校へかえすことが役割ですから、これを家にかえすわけにはいけません。学校にかえすことで､適応指導教室というのは設けているところでありますから。そういうことであります。

○議長（東村　和往君）　重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　次に９ページの総合評価というところに移らせていただきます。

平成２０年度分について、「どの項目もおおむね目標達成はなされている。しかし、教育委員会の活動の中で点検・評価の項目としてあげていないものもあるので、教育委員会の活性化に向け、工夫改善を図る必要がある。今後ともかおり高い文化と豊かな人間性を培う文教のまちづくりに向けて取り組むべき課題を明確にし、その実現のために一層努力していく考えである」という総合評価であります。この中にうたわれている教育委員会の活性化に向けというのは、どのような具体的な策を持っておられるのか質疑いたし、もう１つは教育長として今後ともかおり高い文化というのはどのような捉え方でおられますか。

○議長（東村　和往君）　教育長。

○教育長（田中　久光君）　これは、あくまで平成２０年度の反省でありますから、今、平成２１年度に向けてこれを元に平成２１年度の目標が立ってきておりますので、それに向けて全力をあげると。要するにここにあげる項目はすべてではありません。足りないところもあるわけで、これもかえないといけないことも出てくるだろうと、活性化です。かおり高いという非常にこの難しい表現ですが、要するに三股町民としてあるいは学校の生徒として、ふさわしい子どもたちあるいは町民として人間としてそれに相応しい人格をもった人ということから、そういう面から勉強していく、教養等を高めていくということも含めて、かおり高い文化。町の総合計画にうたっている内容でもございますので、ご理解ください。

○議長（東村　和往君）　５回超えていますけれども、あと１回、重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　いま教育長にお尋ねいたしましたのは、これは議会に対して報告とされて今後の活動指針なりにしたいということでありましょうが、常に議会に対して教育長の報告は後々となっております。その点についての私の言っている意味は良くご存知であろうかと思います。事件が起きております。これに対しての進退。自分の自己の教育長としての今後の考えなりを平成２０年度の報告を通じて質疑いたしたいと思います。

○議長（東村　和往君）　重久君、質疑の趣旨を外れていますので、この報告の内容についての質疑ですから。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　質疑もないようですので、質疑を終結します。

それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後０時04散会

平成21年　第10回（定例）三　股　町　議　会　会　議　録　　（第５日）

平成21年12月18日（金曜日）

議事日程（第５号）

平成21年12月18日　午前10時00分開会

日程第１　常任委員長報告

日程第２　質疑

日程第３　討論・採決

追加日程第１　意見書（案）第７号から第９号上程

日程第４　常任委員会の視察研修報告

日程第５　議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第１　常任委員長報告

日程第２　質疑

日程第３　討論・採決

追加日程第１　意見書（案）第７号から第９号上程

日程第４　常任委員会の視察研修報告

日程第５　議員派遣について

出席議員（10名）

１番　指宿　秋廣君	２番　財部　一男君
３番　上西　祐子君	４番　大久保義直君
５番　重久　邦仁君	６番　東村　和往君
８番　原田　重治君	９番　中石　髙男君
10番　山中　則夫君	12番　山領　征男君

欠席議員（２名）

７番　池田　克子君　　11番　黒木　孝光君

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　上村　陽一君　　書記　川野　　浩君

書記　山田　直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑　和男君	副町長	木佐貫辰生君
教育長	田中　久光君		
総務企画課長兼町民室長	渡邊　知昌君		
税務財政課長	原田　順一君	町民保健課長	重信　和人君
福祉課長	大脇　哲朗君	産業振興課長	下沖　常美君
都市整備課長	中原　昭一君	環境水道課長	岩松　健一君
教育課長	野元　祥一君	会計課長	山元　宏一君

午前10時00分開議

○議長（東村　和往君）　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布あるとおりであります。

―――――――――・―――――・―――――――――

日程第１．常任委員長報告

○議長（東村　和往君）　日程第１、常任委員長報告を行います。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長　上西　祐子君　登壇〕

○総務厚生常任委員長（上西　祐子君）　おはようございます。総務厚生常任委員会の審査結果について、会議規則第７６条の規定に基づきご報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第１０１号、１０２号、１０３号、１０４号、１０７号、１０８号、１０９号、１１０号、１１１号、１１４号、１１５号、１１６号と、陳情７号の計１３件であります。以下、案件ごとにご説明いたします。最初に当委員会としましては、慎重に審査した結果すべての案件を全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。以下、案件ごとに審査の概要をご説明申し上げます。

議案第１０１号、１０２号、１０３号、１０４号はいずれも条例の一部改正案です。

議案第１０１号は、「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

本案は、対策監の職について見直しをするもので、そのため条例の一部を改正するものです。

議案第１０２号は、「三股町情報公開条例の一部を改正する条例」

本案は、指定管理者が公の施設の管理業務を行う上で、保有している情報の公開を行うもので、条例の一部を改正するものです。公開の対象としては、パークゴルフ場、老人ホーム、デイケアーセンターとなります。

議案第１０３号「三股町コミュニティ拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

本案は、三股駅を改修し今年度開設した三股町コミュニティ拠点施設多目的ホールの使用料を定めるため、条例の一部を改正するものです。

議案第１０４号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」

本案は、三股町情報公開条例による情報公開の手数料について見直すものです。町民の知る権利の保障などを踏まえ、行政文書閲覧手数料はなくし、複写は実費のみの徴収とする。また、三股町コミュニティ拠点施設の多目的ホールの使用料を定めるため、条例の一部を改正するものです。

議案第１０７号、１０８号、１０９号、１１０号、１１１号は特別会計補正予算です。

議案第１０７号「平成２１年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」

本案は、歳入歳出予算の総額２７億３，２９３万３，０００円に、歳入歳出それぞれ１億３，１１８万７，０００円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ２８億６，４１２万円とするものです。

歳入については、療養給付費等負担金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金及び保険基盤安定繰入金をそれぞれ実績に伴う追加として増額補正するものです。歳出については、療養給付費や高額医療が増えたため、共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金などの増額補正です。

議案第１０８号「平成２１年度三股町老人保健特別会計補正予算（第２号）」

本案は、歳入歳出予算の総額３，８７１万１，０００円から、それぞれ２，５４９万４，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１，３２１万７，０００円とするものです。

歳入については、医療費交付金及び一般会計繰入金の減額補正で、歳出は医療給付費及び医療費支給費などの減額補正です。

議案第１０９号「平成２１年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第３号）」

本案は、歳入歳出予算の総額１億９，４３５万１，０００円に、それぞれ２４万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億９，４６０万円とするものです。

歳入は事務費繰入金の増額補正で、歳出は一般管理費の増額補正です。

議案第１１０号「平成２１年度三股町介護保険特別会計補正予算（第３号)」

本案は、歳入歳出予算の総額１７億２，７２２万７，０００円から、それぞれ１８５万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１７億２，５３７万７，０００円とするものです。

歳入については、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金をそれぞれ増額補正し、一般会計からの繰入金を減額補正するものです。

歳出の主なものは、人事院勧告に伴う人件費の減額及び、本年度の実績見込みによる保険給付費を補正するものです。

議案第１１１号「平成２１年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第３号)」

本案は、歳入歳出予算の総額１，６１３万７，０００円に歳入歳出それぞれ４２万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１，６５６万１，０００円とするものです。

歳入については、一般会計からの繰入金を増額補正するもので、歳出については、総務費を増額補正するものです。

総務費の内容としては、社会福祉協議会から車を引き揚げてきたので、その経費を計上したものです。

議案第１１４号、１１５号、１１６号は、同じようなものです。

議案第１１４号「宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について」

本案は、市町村合併に伴い、宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第１１５号、「宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮崎県市町村総合事務組合規約の変更について」

本案は市町村合併に伴い宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第１１６号、「宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について」

本案は、市町村合併に伴い宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第２９１条の１１の規定により、議会の議決を求めるものです。

陳情第７号「国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の４５％に戻すことを求める意見書採択に関する陳情」です。

これは、国保税の滞納世帯が急増しており、県内は５万８７０世帯２５％となっております。

このような事態を招いた根本には１９８４年からの国による国庫助成金の引き下げが決定的な要因になっております。国は同年、国保財政の国庫補助を医療費ベースで４５％から３８．５％と削減しました。このため、市町村では国保財政の悪化を補うため国保税の値上げをせざるを得なくなりました。高すぎる国保税を抜本的に解決し、国民皆保険制度を維持するためには国保財政への国庫負担割合を段階的に医療費総額の４５％に戻してほしい、そういう内容の意見書を採択してほしいという概要です。

以上で総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（東村　和往君）　次に、建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長　指宿　秋廣君　登壇〕

○建設文教常任委員長（指宿　秋廣君）　それでは、三股町議会会議規則７６条の規定に基づいて報告いたします。

建設文教常任委員会に付託された案件は、議案第１０５号、議案第１１２号、議案第１１３号の３議案であります。当委員会では、すべての案件を慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。それでは案件ごとに申し上げます。

議案第１０５号「三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、国・県及び他市町村が地価の評価額が下落したことにより、電柱料等の道路占用料を引き下げているため、本町もこれに合わせようとする改正案であります。

次に、議案第１１２号「平成２１年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号)」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額４億１７３万６,０００円から歳入歳出それぞれ５１万１,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億１２２万５,０００円とするもので、人事異動及び今回の人事院勧告のマイナス勧告に伴う補正であります。

次に、議案第１１３号「工事請負契約の変更について」申し上げます。

本案は、勝岡小学校体育館建設主体工事の変更です。変更前の請負金額２億４,８０９万４,０００円を変更後の請負金額２億５,０７１万９,０００円で請負金額２６２万５,０００円の増額をしようとするものであります。

変更の主なものは、建築基準法施行令の改正により、エレベーター使用を変更して新たに戸開走行保護装置を追加するものであります。

以上で、建設文教常任委員会に付託された議案の説明を終ります。

○議長（東村　和往君）　次に、一般会計予算決算委員長よりお願いします。一般会計予算決算委員長。

〔一般会計予算決算常任委員長　山中　則夫君　登壇〕

○一般会計予算決算常任委員長　（山中　則夫君）　おはようございます。それでは、一般会計予算決算常任委員会の審査結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第１０６号の１件であります。「平成２１年度三股町一般会計補正予算（第５号）」についてご説明申し上げます。

当委員会は、去る１２月１０日に開催しました。当日は全議員が出席し、執行当局に各課長の出席を求め、本案に対する説明を求めました。本案は、人事院勧告に基づく人件費の減額補正、各種事業の補助金の内示決定、実績見込みによる所要の補正を行うものであります。歳入歳出予算の総額７９億２，６８６万７，０００円に歳入歳出それぞれ１億７，０６６万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８０億９，７５３万４，０００円とするものであります。審議を終結した後、討論にはいりましたが、賛成、反対いずれの討論もありませんでした。なお、審査の経過の中で附帯意見がありました。附帯意見としまして、蓼池保育園の改築について、会計検査院から社会福祉施設等施設整備費補助金の加算要件を満たしていないという理由で４３４万円の補助金を返還するよう命令がありました。国庫の分４３４万円は返還されるよう決定いたしましたが、町の補助金２１７万円は今回は返還は認めないという結論で一致いたしましたが、執行当局は今回のケースを踏まえ返還を求める、求めないという明確な基準を定めるべきではないかという附帯意見がありました。

以上で採決にはいりましたが、本案は全会一致で原案のとおり可決するべきものと決しました。

以上、報告を終ります。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２．質疑

○議長（東村　和往君）　日程第２、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑と全体審議にかかる議案第１２１号、請願第４号から５号、意見書案第６号に対する質疑の２つに分けて行います。

まず、常任委員長報告に対する委員長への質疑を行います。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は１議題につき、一人３回以内となっております。常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　議案番号１０１号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の中に、渡されている資料の中で、三股町の行政組織規則があるのですが、お手持ちの中で２ページと思うのですが、新たに赤い字で町長の指示というところから、第３条町長の指示「前条の事務分掌について、その主管の明瞭でないものがあるときは、町長の指示を受けなければならない」という第３条から副町長の責務というものからずっとありますが、この辺た

いの協議はされているかと思うんですが、特に課長の職務の次にある第５条の中に対策監の職責というのが書いてあるのですが、この辺たいの対策監については、いずれ議会に対策監の必要性があるかないかについて議論がおこっておりますが、協議があったか否かお伺いしたいと思います。

○議長（東村　和往君）　総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上西　祐子君）　対策監に対しての質問はいろいろと受けました。皆で説明を受けて、そしてきちんとした対策監の位置づけを明確にするということになっておるということの説明を受けました。

○議長（東村　和往君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、全体審議にかかる議案第１２１号、請願４号から５号、意見書案第６号に対する質疑を行います。なお、全体審議の質疑は会議規則により１議題につき、一人５回以内となっております。全体審議にかかる議案等への質疑はありませんか。重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　議案第１２１号について、町長等の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例ということで、１００分の３０を提出されております。町長は、１００分の３０とういうことが議会の辞職勧告決議に対してのお答えかなということで１００分の３０は適当であると判断された根拠をお示しいただきたい。

それと、教育長におかれても、自分の部下におかれても、事件が発生したにも関わらず、自分の部下である人たちに対しての待遇については、処分については何ら考えないのか、２点質疑いたします。

○議長（東村　和往君）　重久君、後の部分は議案とは関係ありませんので、最初の部分についての…。

○議員（５番　重久　邦仁君）　１００分の３０を出されたということは、自分の町長としての責務が果たされなかったから、１００分の３０ということでありますので、関連して結局は通常に職務が遂行されておれば減額ということは申し出ていないわけですよね。ということは、行政全般にわたっての１００分の３０という見解であれば、教育長の件も事件でありますので、当然そのことは考えに入れられなかたったという質問に対しての議員の質問権はあるのですよ、ちゃんと。この規則の中に、全てにおいて規制されるもんじゃないと思いますがね。以上。

○議長（東村　和往君）　議案第１２１号は､町長の給与の減額の議案ですから。その件について、町長。

○町長（桑畑　和男君）　それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

私の今回のこの軽率な行為によりまして、町議会をはじめ町民の皆様方に大変なご迷惑をおか

けしたことに対しまして深くお詫びと陳謝を申し上げます。その責任の重大さを痛感しておりまして、その責任の償いとして、ここに自らの減給措置を取らさせていただいたわけでございます。今回の１００分の３０というものにつきましては、前回に比較いたしまして、今回の責任の度合いは重く内容等をもう少し考えるべきではなかったかと、反省もいたしております。そういうことで、重久議員の意見等につきましては、十分重く受け止めているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　町長が今の答弁においては、重くというのが今まで減俸処分になったのが５回あります。５回まで受けております。そして今度出されていたのは突きつけられたのは、１１月３０日の臨時会においての、辞職勧告決議を受けられて出された結論が１００分の３０となっておりますが、その時の新聞報道では、９月までは任期を全うしたいということでありました。しかし、今度は１２月７日の報道によりますと、３月までに態度を表明したいと。我々議会が突きつけているのは辞職勧告決議ですよ。そのことについて、町長は１００分の３０ということを言われているのは、それは今までの事件とは違う要素が大いにあるのですよね。これは時効とはいえ買収ですね。公選法１２７の買収行為にあたると、その罪は認めになるから、１００分の３０という提案なのか、そうではないのか、１点だけそこを聞きます。罪にあたると思うから１００分の３０出すのか、そうではないと思うから、時効は成立しているけれども、ということで出されるのか、答弁を求めます。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　先の議会でも申し上げましたように、私といたしましては儀礼的な気持ちでお礼という気持ちが先行いたしまして、そしてそのお礼を届けたということでございまして、法的に解釈すればその買収行為というようなことに言われるわけでございますが、僕といたしましては、先ほど申し上げました儀礼的な気持ちで行った行為であると考えているところでございます。なお、先に１１月３０日、辞職勧告の決議をいただきました。これに対しましては、謙虚にそして厳粛にこれを受け止めておりまして、今後の身の処し方につきましては、後援会並びに町民の意見等をお聞きしながら、最終的には自分で判断をいたして３月にその判断をいたしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　重久君。

○議員（５番　重久　邦仁君）　３月までという根拠の中に、新聞では町政の混乱を招くから３月まで、それから理由が何だったですかね。言っておられますが一般通常の議会の中で３月までといわれると、当初予算がからむわけですね。２２年度、新年度の当初予算がからむわけですね。

町長が３月までと言っておられる根拠の中に。ということは、仮に３月で私の当初予算案を原案と出してそれが通ったあと、１回辞職されて、再度立候補された場合はそれは町長の２２年度新予算ですから結構でしょう。しかし、もうこういう事件があったから辞めますと、辞職勧告決議を受けているから辞めますという展開であると、３月までおられて新年度予算を組む根拠はなくなるのですよね。ましてや４月から新年度、新町長が生れたら、極端にいうとあなたの出された新年度予算で新町長は向かわなければならない。横浜の中田市長が新市制のために早期に退職されていますね。その辺たりを考えると３月までというのはあなたが言われるのは自己的なことの責任を務める、最初は９月まで責任を務めたいと言われている根拠から、３月までと言われるのとは、だんだんと何か話が違ってくるのですが、非常に今までの町政を混乱におとしめている本人であるあなたが、３月まで務められるというのは、議会が辞職勧告を出したことについて何ら、重くそのことを受け止めておられないように私は思うし、また今まで１２年近く来年までですると言うと３期全うされる全うは９月までですけどね、３期は。ここまで議会が何も言わなかったかちゅうといろいろとやっているから、５回減俸処分をして町政は乱れていると思いませんか。職員の気風、気質、受付業務の今までの町政に対する町民の声、あなたに支持した人は過半数だから町長として立派になられている３期務められているけれど、もう５回も厳罰をもらっているのですよ、減給をしているのですよ自分から。それに対して来年の３月まで、その間は１００分の３０で２ヶ月間、１月と２月までで済ませたいという、ちょっと議会はそんなに甘くはないと思うのですよ。町民の声も、もう町長高齢でもあるから、選挙法でいうと買収行為にあたる行為までして、職員はあなたに対して尊敬と敬意を払っていないんじゃないですか。払ってますか。事件があったことについても。

○議長（東村　和往君）　重久君、自己の意見は後の討論で述べてください。ここは質疑です。

○議員（５番　重久　邦仁君）　はい、簡潔に終りたいと思いますが。その点について今、私が言いましたように、もう町政のトップにおられるべきものではないと思いますが、１００分の３０に、１月から２月というのを出されておりますが、それでもそれがあなたに出された議会に対する重責を果たすだけの辞職勧告に対する結論というものであるかを再度お尋ねし、町政全般についても一言いただきたい。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　減給措置につきましては、職員の場合は懲罰委員会という機関の中でいろいろ協議されるわけでございますが、特別職の場合はそのような機関が今のところないわけでございます。そのようなことから、今回の措置につきましては、前回のものを参考にして判断をいたしたということで、これにつきましては反省もいたしているところでございます。

それから、質問の中で３月までと言われましたが、僕はまでという言葉は使っておりません。

３月にということですので、１つご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（東村　和往君）　ほかにありませんか。山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　１点だけお聞きします。今の質問と関連しますが、減給３０％ですね、それはそれで町長が検討されたと思いますが、私は過去のことを言うわけではありませんけれど、今回の３０％の減給、月にすると２０万円、２カ月４０万、それが高いか安いかわかりませんが、しかし、文化会館の時に職員２名が懲戒免職になっている。その１人の方は、たまたまそのころはちょうど宮崎に文化会館の設計をされた方がいて、その人は設計の管理まで受けなかったということで、非常にいろいろ設計上も支障をきたして、宮崎の設計された方に公務で宮崎まで２６９号線を使って行っていた。そしてその時に現場のあの時は日成東建設やったですかね、あそこの、責任者の方が高速券を約１０万円、あなたたちも大変だろうから高速で行きなさいよということで、１０万円のお金を渡した、それは１つの犯罪行為かもわかりません、しかしその時は１０万円で懲戒免職、それの断を下したのは町長であります。今回、その３０％は高いハードルなのか、低いハードルなのか、私はわかりませんけれど、そこ辺を十分に検討されて、彼ら２人はこの前も一般質問で言いましたが、自分の人生を自分の自業自得と言えばそれまでなのですが、私としては、やはり町長、自分たちの会社で言うと社員です。やはりリーダーというのは自分には厳しく、そして部下には温情をかけるというのは、わたくしはこの政治の世界ではないかと思っておりますので、そこ辺の整合性はどうなのかということを１点だけお聞きします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（桑畑　和男君）　今回、１００分の３０ということで減給措置を取らさせていただくわけでございますが、これにつきましては、結果的には私の判断が甘かった、配慮に欠けたということを強く反省をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　ないようですので、全体審議にかかる議案等への質疑を終結します。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第３．討論・採決

○議長（東村　和往君）　日程第３、討論・採決を行います。

議案第１０１号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１０１号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、議案第１０１号は原案のとおり決しました。

議案第１０２号「三股町情報公開条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１０２号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、議案第１０２号は原案のとおり決しました。

議案第１０３号「三股町コミュニティ拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１０３号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、議案第１０３号は原案のとおり決しました。

議案第１０４号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１０４号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、議案第１０４号は原案のとおり決しました。

議案第１０５号「三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１０５号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、議案第１０５号は原案のとおり決しました。

議案第１０６号「平成２１年度三股町一般会計補正予算（第５号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１０６号は、一般会計予算決算委員長の報告ように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、議案第１０６号は原案のとおり決しました。

議案第１０７号「平成２１年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１０７号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、議案第１０７号は原案のとおり決しました。

議案第１０８号「平成２１年度三股町老人保健特別会計補正予算（第２号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１０８号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、議案第１０８号は原案のとおり決しました。

議案第１０９号「平成２１年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第３号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１０９号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、議案第１０９号は原案のとおり決しました。

議案第１１０号「平成２１年度三股町介護保険特別会計補正予算（第３号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１１０号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、議案第１１０号は原案のとおり決しました。

議案第１１１号「平成２１年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第３号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１１１号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（東村　和往君）**　異議なしと認めます。よって、議案第１１１号は原案のとおり決しました。

議案第１１２号「平成２１年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（東村　和往君）**　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（東村　和往君）**　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１１２号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（東村　和往君）**　異議なしと認めます。よって、議案第１１２号は原案のとおり決しました。

議案第１１３号「工事請負契約の変更について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（東村　和往君）**　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（東村　和往君）**　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１１３号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（東村　和往君）**　異議なしと認めます。よって、議案第１１３号は原案のとおり決しました。

議案第１１４号「宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（東村　和往君）**　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（東村　和往君）**　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１１４号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、議案第１１４号は原案のとおり決しました。

議案第１１５号「宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮崎県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１１５号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、議案第１１５号は原案のとおり決しました。

議案第１１６号「宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１１６号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、議案第１１６号は原案のとおり決しました。

議案第１２１号「町長等の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（３番　上西　祐子君）　議案第１２１号「町長等の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例」に対する修正動議を提出いたします。

○議長（東村　和往君）　ただいま、上西さんから、議案第１２１号「町長等の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例」に対する修正案を提出したいとする動議が出されました。

ただいまの動議に賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（東村　和往君）　ただいまの動議に賛成者がありますので、動議が成立しました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前 10 時 49 分休憩

午前 11 時 03 分再開

○議長（東村　和往君）　休憩前に引き続き本会議を再開します。

まず、本案に対する上西さんから提出された修正案、議案第１２１号「町長等の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例」に対する修正案を議題といたします。提出者の説明を求めます。上西さん。

〔３番　上西　祐子議員　登壇〕

○議員（３番　上西　祐子君）　議案第１２１号「町長等の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例」に対する修正案です。議案第１２１号「町長等の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例」の一部を次のように修正する。平成２２年２月２８日を平成２２年３月３１日に改める。

以上です。

○議長（東村　和往君）　これより、修正案に対する質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。山領君。

○議員（１２番　山領　征男君）　賛成の立場から討論をいたしますが、今回のこの事件、新聞報道によりまして町内にもすごく混乱が生じているようでございます。今回のこの事件やはり厳しく律しなければならないという点もあります。当然であります。また、一方では違法性など全く

無視した感情論で町長は自分の懐から自分の後援会の人に渡しただけで、何も町に迷惑はかけていない。なぜそうこだわるのかというまったくの感情論的な意見もあるようでございます。こうした時こそ、議会の意志といいますか、態度をやはりはっきりさせておく必要があると私は思っております。

以上の件から、本案に賛成をいたします。終ります。

○議長（東村　和往君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。起立により採決いたします。本修正案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村　和往君）　起立多数であります。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決定されました。

陳情第７号「国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の４５％に戻すことを求める意見書採択に関する陳情」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

陳情第７号は、総務厚生委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、陳情第７号は原案のとおり採択されました。

請願第４号「国に治安維持法犠牲者への国家賠償法（仮称）制定を求める請願」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。請願第４号、原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、請願第４号は原案のとおり採択されました。

請願第５号「改正国籍法の厳格な制度運用を求める請願」を議題として討論､採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。請願第５号は、原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、請願第５号は原案のとおり採択されました。

意見書案第６号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案)」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第６号は､原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、意見書案第６号は原案のとおり可決されました。意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

先ほどの陳情第７号、請願第４号は請願第５号の採択に伴う意見書案の取り扱いについてお諮りします。意見書案第７号「国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の４５％に戻すことを求める国への意見書（案)」、意見書案第８号「治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見

書（案）」、意見書案第９号「改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書（案）」を日程に追加し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。それでは、議事日程表の日程第３の次に、追加日程第１、意見書（案）第７号から第９号上程とご記入願います。それでは、意見書案を配布いたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

追加日程第１．意見書（案）第７号から第９号上程

○議長（東村　和往君）　追加日程第１、意見書（案）第７号から第９号を一括して上程いたします。意見書案第７号について、提出者の説明を求めます。上西さん。

〔３番　上西　祐子議員　登壇〕

○議員（３番　上西　祐子君）　意見書案第７号「国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の４５％に戻すことを求める意見書（案）」について、提案理由の趣旨説明をいたします。

１９６１年に国民健康保険税制度が確立して以来４０数年を経て現在国保には国民の約４割が加入しております。無職者が５４．８％を占め、しかも６０歳以上の国民の７４．４％が国保に加入です。国保加入者の平均所得は低下し、健康保険加入者の年間所得の半分以下です。しかも、平均受給月額５万円以下の国民年金生活者の増加、本来組合健保や協会健保に加入すべき非正規労働者やフリーターなどの低賃金の人が国保に加入しております。

また、国保税の滞納世帯が急増しており、２００８年６月の厚労省の発表では、全国で４５３万世帯、２０．９％、宮崎県内では５万８７０世帯、２５％、全国第４位となっております。滞納世帯の資格証明書や短期保険証の発行も増加して、病気になっても医療が受けられず手遅れで死に至る事例も増加しております。

このような事態を招いた根本には、１９８４年からの国による国庫助成金の引き下げが決定的な要因になっております。

以上のような、経過の中で国庫負担の削減、住民負担率は増大し続け、払いたくても払えない国保税となっております。今や自治体の国保財政は危機的状況にあり、自治体だけの努力では解決できない状況に追い込まれております。

つきましては、国民皆保険制度を維持するために国民健康保険財政への国庫負担割合を１９８４年当時の医療費総額の４５％に戻すよう要請し、意見書を提出するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（東村　和往君）　これより、質疑・討論・採決を行います。意見書案第７号「国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の４５％に戻すことを求める国への意見書（案）」を議題

として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　質疑もないようですので、質疑を終結します。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第７号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、意見書案第７号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第８号について、提出者の説明を求めます。上西さん。

〔３番　上西　祐子議員　登壇〕

○議員（３番　上西　祐子君）　意見書案第８号「治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書(案)」。上記意見書案を別紙のとおり会議規則第１３条の規定により、提出いたします。

１９２５年に制定された治安維持法は、主権が国民にあることを唱え、侵略戦争に反対して平和を求めた政党、団体、個人を根絶するためにつくられたものでありました。制定から廃止される１９４５年までの２０年間に侵略戦争に反対し、主権在民、言論、集会、結社など基本的人権を求めるすべての運動と思想まで徹底的に弾圧されました。しかし、日本が敗戦にあたり、ポツダム宣言を受諾したことにより、治安維持法は反人道的悪法として廃止され、この法律によって有罪を受けた人々は無罪になりました。よって政府は、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）を制定し、犠牲者に１日も早く謝罪と賠償を行うよう要望いたします。

よろしくご審議の上ご承認いただきます様お願い致します。

○議長（東村　和往君）　これより、質疑・討論・採決を行います。意見書案第８号「治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書（案)」を議題として、質疑・討論・採決を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　質疑もないので、質疑を終結します。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（東村　和往君）**　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（東村　和往君）**　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決をします。意見書案第８号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（東村　和往君）**　異議なしと認めます。よって、意見書案第８号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第９号について、提出者の説明を求めます。山中君。

〔１０番　山中　則夫議員　登壇〕

○**議員（１０番　山中　則夫君）**　「改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書（案）」について、提案の理由説明をいたします。

平成２０年６月４日最高裁判所は、現国籍法は憲法第１４条に違反するとの判決を言い渡しました。そこで、平成２０年１２月５日に第１７０回国会で、国籍法が改正されました。日本人男性と外国人女性の間の非嫡出子が父親を自称する日本人男性による認知申告のみで、簡単に日本国籍を取得できるようになりました。しかし、このことによって、外国人の子供が簡単に日本人となれ、それに伴いその親族が多数日本に移住できるようになりました。この改正によって違法に日本国籍が取得されるという不正行為、及び不正行為によって一般市民の福祉増進及び地方公共団体の健全な発展が妨げられ、日本国民の公益を脅かされる恐れがあります。また、婚姻して家庭を持ち夫婦の責任と義務の元で、子供は養育されるべきでりあり、この法律によってそのような家族制度の崩壊へと導く危険もはらんでおります。生活習慣の違う外国人が多数流入は、地元住民との摩擦が増加することも予想されます。ましてや、地方の行政窓口にとっても、その是非の判断をすることが非常に大変ではないかと、窓口業務に支障を来すことも懸念されるところであります。

このような弊害を抑止するため､簡単に国籍を与えないよう地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出するものであります。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○**議長（東村　和往君）**　これより、質疑・討論・採決を行います。意見書案第９号「改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書（案）」を議題として質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（東村　和往君）**　質疑もないので、質疑を終結します。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第９号は､原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、意見書案第９号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第４．常任委員会の視察研修報告

○議長（東村　和往君）　日程第４､「常任委員会の視察研修報告」を議題とします。

始めに総務厚生委員会より、お願いします。上西さん。

〔３番　上西　祐子議員　登壇〕

○総務厚生委員長（上西　祐子君）　総務厚生委員会の研修報告をいたします。

当委員会は、１１月１０日から１２日までの３日間、常任委員４名と職員２名、計６名で愛知県大口町と長野県箕輪町に行きました。

第１日目の、愛知県大口町では行政改革の取り組み状況について、研修をいたしました。大口町は名古屋市から北に３０分ぐらいのところに位置する人口約２万２,０００人、近隣の市町村の合併協議会から離脱し、自立を目指して平成１８年からみんなで進める自立と共助のまちづくりを理念とする行政改革への取り組みを実施していると説明されました。行政改革で重点的に取り組んだことは元気なまちづくり事業の支援で、ＮＰＯ活動を広く把握し市民団体の登録制度を設け、その団体を対象に元気なまちづくり事業、助成金交付申請を年２回募集し、審査にとおり認可された場合は元気なまちづくり事業助成金を交付しているとのこと。現在ＮＰＯ団体が３２団体、大口町まちづくり団体が７団体、計３９団体が登録されているそうです。

こうした団体と協働することで、福祉や環境などさまざまな分野にわたって活発に活動がなされるようになったそうです。住民の参画と参加のまちづくりを目標に掲げ、多くの取り組みを重ねて住民、ＮＰＯ及び、企業が協働しそれぞれが活躍し、その成果をさらに発展させるために自らの役割と責任を自覚し、住民が地方自治の主権者であることを明らかにするために平成２１年９月に大口町まちづくり基本条例を制定し、平成２２年度からスタートさせるとのことでした。大口町の取り組みを聞いて思ったことは、行政改革の取り組みとは行政の減量化や職員を減らすという狭い考え方の捉え方から、行政の質への改革への転換の第１歩として、事業やサービスの価値の本質の見直し、改善改革をする、また住民との協働を推進するために、知恵をしぼり育成

していくことが大事だと思いました。なお、この大口町は町の割には企業が多くて、不交付団体とのことでした。

２日目は、健康づくりについて自治体が積極的に取り組んでいる長野県の箕輪町を訪問しました。箕輪町は長野県の南部に位置し、中央アルプス、南アルプスを望む豊かな水と緑に恵まれた町です。人口は約２万６,０００人、段々畑の丘の上に畑が広がり福祉・環境・教育施策が強力に推進されている町だと宣伝されているところです。特に、健康づくりに取り組んでいる様子を聞きました。平成１５年に健康づくりの策定をし、町長自ら健康こそが町の活性化といわれ、メタボ対策として、健康アカデミーを５年前に立ち上げ、１年で卒業の健康講座を週１回開いているそうです。健康アカデミーでは信州大学の寺沢宏次教授の運動とコミニケーションを基本に健康寿命を伸ばすために、科学的な分析をして運動と栄養、脳の活性化のための授業をしているそうです。対象者は５０歳から７５歳で、授業料が年間１万４,０００円、脱落者がいないのが自慢だと町長が話されておりました。

また、町でつくった新元気体操を町中に広めて、町民上げて健康づくりに取り組んでいるとのことでした。行政の保健事業に取り組む体制も保健事業と福祉をドッキングさせていて、保健師の有資格者１４名、栄養士３名、作業療養士、運動指導士がそれぞれ２名、歯科衛生士が１名、看護師６名、看護師は臨時でしたが、多くのスタッフが子供からお年寄りまでを対象にして取り組んでいるそうです。

また、正規の節目の検診とは別に、家庭訪問も年１３８回以上もされているとのことでした。その結果、成人病の死亡者数が５年前より１０％以上減少し、医療費も介護保険料も低くなったそうです。話を聞いて、いかに予防に力を入れることが重要で、また住民が健康になることで町が活性化されるかがわかりました。

高齢化社会を迎えて、医療費や介護費用が高くなることは目に見えております。それらを抑えるために行政、民間が元気に生き生きとした老後、また子供も健康に丈夫に育つために、健康づくりを真剣に取り組む必要があるのではないかと思いました。

費用や人的な面で、箕輪町のまねはすぐにはできませんけれども、三股町でもやれることを工夫して考えていけば少しずつでも効果が上がるのではないか、予防にお金をかける取り組みを考えていかなければならないかを勉強させられました。

以上。政務調査の報告を終ります。

○議長（東村　和往君）　次に建設文教常任委員会より、お願いします。指宿君。

〔１番　指宿　秋廣議員　登壇〕

○建設文教常任委員長（指宿　秋廣君）　建設文教常任委員会の研修報告をいたします。

建設文教委員会は１１月５日と６日の日程で、福岡県久留米市の石橋文化センターと大木町の

おおき循環センターくるるんの研修を行いました。

まず、１日目の久留米市の石橋文化センターですが、ブリヂストンタイヤ株式会社の創立２５周年事業の一環として、１９５６年会社発祥の地である久留米市に建設して寄贈されたとのことでした。施設は美術館等がありましたが屋外の至るところにベンチ等が供えてあり、市民が気軽に図書館や美術館を訪れる光景を目の当たりにして、自治体規模が違いすぎるので一概に当てはめることはできませんが、本町の図書館の南側など屋外にもベンチ等を配置して、より一層気軽に利用しやすい施設運営をする必要があると感じました。

２日目は、福岡県三潴郡大木町ですが、この町は１郡１町で久留米市、筑後市、柳川市、大川市に隣接した面積１８.４３平方キロの人口１万４,５００人の町で、特産はイチゴ、シメジ、エノキ、花ござとのことでした。おおき循環センターくるるんの施設が建設に至るまでは、生ごみは焼却処分し、また、し尿や浄化槽汚泥は海洋投棄していたとのことでしたが、海洋投棄が規制されることになり処分の方法を検討し、また町長選挙において現在の町長が生ごみの資源化をローカルマニュフェストで掲げたものでした。余計かもしれませんが、この町長のローカルマニュフェストは大変積極的なものであり、また多岐に及んでいますが今回の視察内容でありませんので、省略いたします。詳しくは大木町のホームページをご覧ください。

さて、視察目的のおおき循環センターくるるんですが、整備事業は平成１７年と１８年度の２カ年で、第１期工事はメタン発酵施設５億２,０００万円と管理学習施設１億８,０００万円、外部施設１億２,０００万円、合計８億２,０００万円で建設され稼動しています。資源化しているものは、生ごみ及びし尿でその運営は直営方式であります。

まず、生ごみの関係ですが、各家庭にごみ処理容器を配布して生ごみの水切りを各家庭でしてもらい、そのごみを約１０戸に１個の回収容器を回収前日に配置して、週２回トラックで戸別回収していました。回収したごみ回収容器は、４０リットルぐらいの普通の密閉式のものでありました。容器回収のため生ごみの回収費用の個人負担は無料です。このバイオマス資源施設は工場内の臭いがなく、洗浄後にハーブの匂いをつけていて、とても生ごみを投下している現場とは思えません。この施設から出てくるものは、３種類です。メタンガス、液肥、上水でも下水でもない中水です。

まず、１番目に発生するメタンガスは焼却して発電して、施設で必要としている電気の約６割とのことでした。２番目に発生する液肥の量は年間６,０００トンを無料で提供とのことでありますが、散布を依頼すると１０アール当たり１,０００円を負担してもらうとのことです。液肥は福岡県が減農薬・減化学肥料栽培基準認証をしているとのことでした。この液肥を利用した野菜生産の場合は、成育が大変良いとのことで米生産の場合は全量買い上げをして、環境共生型特別栽培米、環のめぐみとして町民に１０キログラム３,２００円で販売し、年間予約で２週間

ごとに各家庭に配達しているともあり、人気がよく生産が追いつかないとのことでした。そのため、すべての農家の方の液肥の希望に需要が追いつかないとのことでした。３番目に発生する中水ですが、合併浄化槽は１年に１回浄化槽内の清掃を行わなければなりませんが、清掃が終了し、使用できる状態にするためには水を浄化槽内に注入しなければなりません。その水に中水で対応しているとのことでした。その結果、この施設から排出されるものは何もなく、完全にクローズ型施設となっているものであります。この結果、燃やすごみが平成２０年度は前年度に比べて、４４％も減少しているとのことでした。生ごみの排出を約１０戸に１個と申し上げましたが、異物混入が最大の問題であるので、混入率を住民に競争していただき、優秀な団体には町の温泉の無料優待券を提供しているとのことで、このことで異物混入率は１％以下とのことでした。この取り組みを徹底した結果、他のごみも関心が集まり、ごみ分別や資源ごみの収集も相乗効果が表れていました。また、現在２期工事を施工中で、工事費１億９，０００万円で農産物直売所、郷土料理レストラン、交流広場を建設中でありました。このような施設で工事費が安価にできるのは施設がし尿、生ごみの処理費用が無料であるためというふうにお伺いをいたしました。２期工事の完成で、液肥で野菜をつくり、物産館で販売し、発生する生ごみや飼料をまた液肥できるという完全な循環機能が完成するとのことです。このことで広く住民に循環学習の場が提供できるとの説明でした。２００８年１１月にゼロウエイスト宣言である大木町もったいない宣言を公表して貴重な資源であるごみの再資源化を進めるために積極的に推進しています。また現在計画が進行中なものは、廃プラの油化、油に戻すという意味ですが、油化とのことで、この計画を行うと住民の積極的な参加が必要ですが、生ごみの分別収集で協力体制が確立しているので、役場担当者の自信ある態度が印象的でした。大変良い施設で、勉強になり、本町でも焼却施設が旧山田町に建設されるとのことですが、施設が遠方になり、処理費用の単価も上がることが予想されることを考えると、ごみの発生を抑制し、再資源化に積極的に取り組む必要があると感じた大変有意義な研修でありました。

以上で、建設文教常任委員会の研修報告を終ります。

○議長（東村　和往君）　次に、議会運営委員会よりお願いします。大久保君。

〔４番　大久保　義直議員　登壇〕

○議会運営委員会（大久保　義直君）　それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。

まず、研修の出席者は正副議長そして議会運営委員が５名そして事務局が１名の８名で出席をいたしました。

まず、平成２１年１１月２８日の議会運営委員会視察研修報告でございますが、鹿児島県の市内でございました。講師は元鹿児島県町村議会議長会事務局長、池田正夫先生でございました。平成２１年３月定例議会三股町の会議録を読まれての批評をいただきました。

その中で議会用語の平易な努力について、これはわかりやすくとか、優しさとか、いうようなことでございます。それから一般質問の仕方ということで、質問、通告書の記載、全面的なものが要改善とされております。それから質問の目的、意義の理解そして敬語の乱用はできるだけ自粛してほしいということでございます。それから、委員長報告でございますが、一部今回の議長の報告の中とか、それから私が委員長報告でやっておりますが、一部改善の方向に向っているところでございます。

次に、一般質問おける内容文書の中で参考例としてお願いとか、要望、お礼の言葉が使われているということでございますが、３月定例議会では、７名の議員が質問している中での言葉の状況から示されておりますが、このことが前段でも申し上げましたように、例としては「よろしくお願いします」これは「よろしくお願いしておきます」というような言葉遣い「要望しておきます」を「要望します」このようなことが言われておりました。このほかにいくつか述べられておりますが、また議員必携やテキストは本人で作成されたものに添って根拠、法令を示しながら懇切丁寧に教示いただき初期の目的を果たしたと思っております。この教示については、事前に会議録それから「こんにちは議会」でございますが、これを送付してそのことについても批評をいただいたところであります。

それから、現在会議録については希望者が有料で購入しておりますが、会議録の配布については無償で配布すべきだということも言われました。

次に１１月２９日、熊本県の御船町にまいりました。これは、基本条例についてのシンポジウムでありますが、この御船町は１万８,３００人ぐらい議員数が１６名でございます。基調講演として議題は「町民一人一人が誇れるまちづくりを目指して」全国町村議会議長会の岡本光雄様も１０項目にわたり示されております。

それから、議会基本条例制定特別委員会副委員長の報告で田端幸治さんでございますが、１番として議会基本条例制定特別委員会設置までの経緯について、それから議会基本条例制定特別委員会の設置までについて、それから議会基本条例制定特別委員会の取り組みについて、それからアンケート調査の結果について、別紙では性別・年齢・議会の「傍聴したことがありますか」とか、いろいろありますがこれも１３項目に関するアンケートが調査をされております。

次に、なぜ議会基本条例が必要かということですが、議会が自立していく上では、単なる議員の寄せ集めではない、議会としての意思・自覚そして、議会と住民、議会と執行部が約束・契約ごとであると、これも一例を示されており１０項目にわたってご説明をいただきました。

次に、パネルディスカッションでございますが、テーマは「語ろうまちづくり、語ろう議会」ということで、パネラーは北海道栗山町議会議長、それから御船町町長、それから町民代表が２名でございますが、議会基本条例制定特別委員長の以上でございました。コーディネーターとし

て、全国町村議会議長岡本光雄さんでございます。

御船町では来年３月に基本条例を制定される予定でございます。本町としても議会基本条例を制定するならば、特別委員会を設立して取り組む必要があると感じました。

以上、２８日、２９日の２日間の研修報告を終りますが、関係資料は別冊で事務局へ一緒に送付してありますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終ります。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第５．議員派遣について

○議長（東村　和往君）　日程第５、「議員派遣の件について」を議題とします。明けて１月２７日に川南町で開催される、時局講演会に全議員を派遣することにしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　ご異議なしと認めます。よって、１月２７日に川南町で開催される時局講演会に全議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第４４条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（東村　和往君）　以上で全ての案件を議了しましたが、９月定例会以降の議長の公務報告は、お手元に配布してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前 11 時 51 分休憩

〔全員協議会〕

午後０時 13 分再開

○議長（東村　和往君）　休憩以前に引き続き本会議を再開します。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（東村　和往君）　重久君。

○**議員（５番　重久　邦仁君）**　政治倫理に関する決議案を読ませていただく発言の許可を求めたいと思いますが、いかがでしょうか議長。

○**議長（東村　和往君）**　発言の許可を求める動議ということですね。

○**議員（５番　重久　邦仁君）**　ただの発言の許可を、議長がここを仕切っているわけやから。議長採決で発言の許可を認めるちゅう、そん一言で、動議は何もいらん。発言の許可を求めるちゅう事だけですよ。認めないならもういいですよ。認めんち言いやれば。終わっていいですよ。なぜなら、これは三股町の例規集にあって大事なことが書いてあるから、再度確認のために読ましていただきたい。

○**議長（東村　和往君）**　分りました。発言を許可します。

○**議員（５番　重久　邦仁君）**　私が皆様に配布いたしましたこれは、三股町例規集に書いてありまして、今般の町長の町政に関する件等にも値するから、ましては我々も選挙で選ばれた議員として、心しなければならないことが書いてありますので、発言の議長の許可をいただいたところでございます。それでは読ませていただきます。

政治倫理に関する決議、平成元年９月２７日制定であります。我々は国民の政治に対する浄化を求める声を厳正に受け止め、真に国民の信託にこたえ、議会制民主主義の健全な発展を図っていくためにも、議会政治の原点に返り行動することが地方議会にとっても大きな責務であると考える。よって、本町議会は地域住民の理解と協力を得ながら、公職選挙法の趣旨を遵守するとともに、従来から習慣となっている虚礼等を廃止し、厳しい倫理意識のもとに行動するために、ここに「三股町議会議員政治倫理要綱」を定め、これを尊守することをここに決意する。以上決議する。が、平成元年にあります。我々議員も心して１２月末になりますと、第３項にも書いてあるとおり、３ない運動ですね。もらわない、おくらない、を尊守することをここに訴えて私の議長に求めた見解といたします。終ります。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○**議長（東村　和往君）**　以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成２１年第１０回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後０時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長　　東村　和往

署名議員　　指宿　秋廣

署名議員　　池田　克子